

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

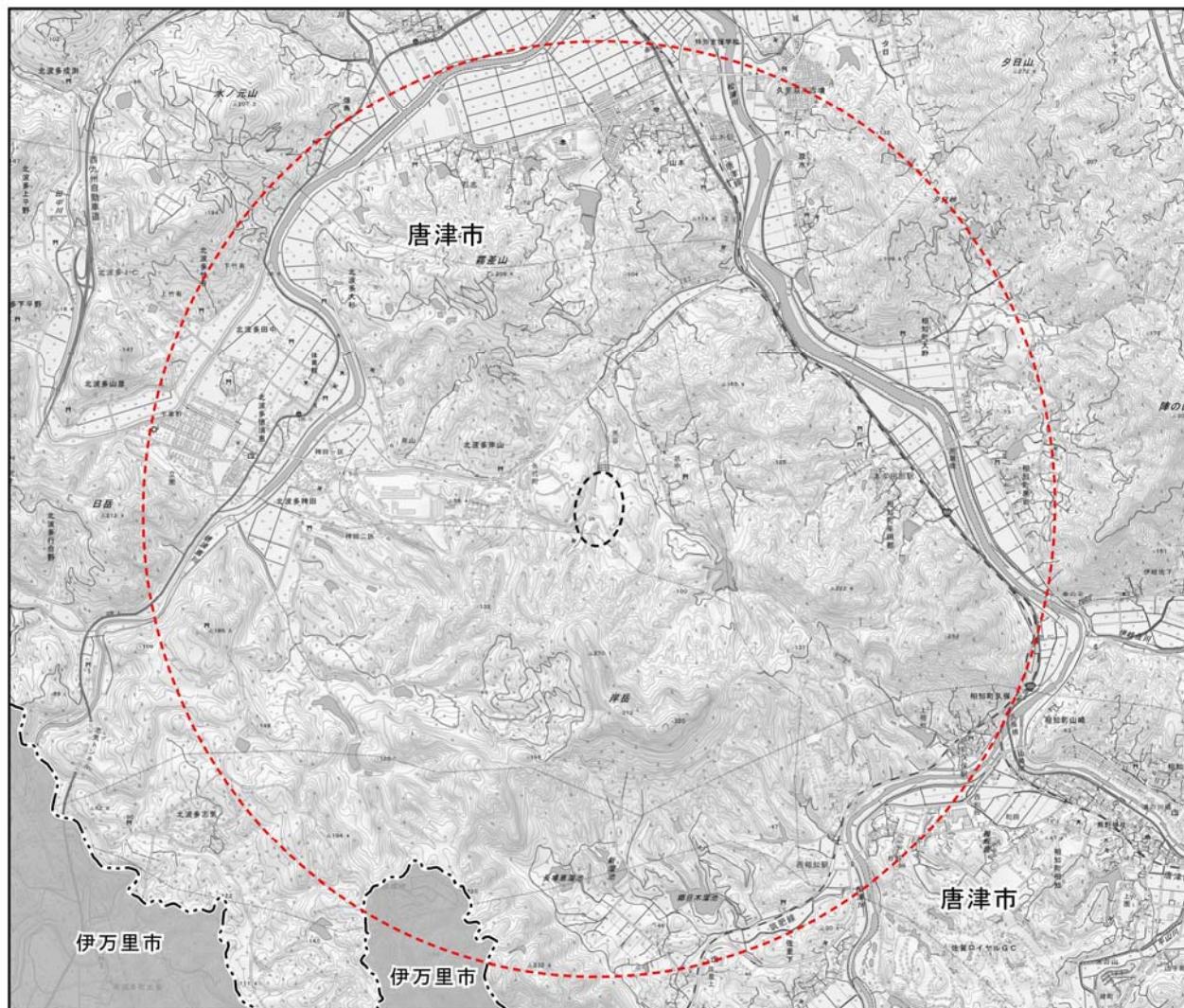
3.1 地域特性を把握する範囲

事業実施想定区域は佐賀県の北西部に位置する唐津市の西部に位置している。

地域特性を把握する範囲は、事業実施想定区域及びその周囲とし、対象事業により特に広域的に影響が生じる可能性のある景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施想定区域から半径約3km程度^{注)}の範囲を包含する図 3.1-1に示す範囲（以下「調査区域」という。）とした。但し、統計資料等により市町単位で地域環境の状況を述べる事項は、事業実施想定区域が位置する唐津市全域（以下「調査対象地域」という。）を対象とした。

なお、事業実施想定区域から半径約3km程度の範囲には、伊万里市の一部の区域が含まれている。しかし、当該区域は、唐津市との市境の尾根に隔てられた谷部の山林又は農地となっており、事業実施想定区域方向を望む主要な眺望地点や住居等は無いため、景観への影響が生じることはないと考えられることから、調査対象地域には含めない。

注) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年 11 月、建設省監修）を参考に、施設の形態が捉えやすい範囲等を考慮して設定した。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 事業実施想定区域境界線から3kmの範囲

注) この地形図は、電子地形図 25000 (国土地理院)に情報を追記したものである。

1:50,000
0 0.5 1.0 2.0 km
N

図 3.1-1 地域特性を把握する範囲 (調査対象地域・調査区域)

3.2 自然的状況

3.2.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 一般的な気象の概況

調査区域において、気象の調査は実施されていない。

(2) 大気質

調査区域において、大気質の調査は実施されていない。

(3) 騒音

1) 道路交通騒音

調査区域において、道路交通騒音の調査は実施されていない。

2) 環境騒音

調査区域において、環境騒音の調査は実施されていない。

(4) 振動

1) 道路交通振動

調査区域において、道路交通振動の調査は実施されていない。

2) 環境振動

調査区域において、環境振動の調査は実施されていない。

(5) 悪臭に係る環境の状況

調査区域において、悪臭の調査は実施されていない。

3.2.2 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況

(1) 水象の状況

1) 河川の状況

調査区域における主な河川の概要を表 3.2-1に、位置を図 3.2-1に示す。

調査区域を流れる主な河川には、松浦川水系の松浦川、徳須恵川及び巖木川がある。

松浦川は、水源を佐賀県杵島郡山内町青螺山に発し、鳥海川等の支川を合わせながら北流し、唐津市相知町で巖木川を合わせ、下流平野部に出て徳須恵川を合わせ、唐津市中心市街部を貫流し、玄界灘に注いでいる。また、調査区域の一級河川 松浦川水系伊岐佐川には、表 3.2-2のとおり、やまめ・あゆ等に漁業権が設定されている。

表 3.2-1 調査区域の主な河川の概要

水系等	河川種別	河川名	水路延長	流域面積
松浦川水系	一級	松浦川	47 km	446 km ²
	一級	徳須恵川	19.5km	—
	一級	巖木川	23.7km	94 km ²

注) “—”は水系に係わる出典資料がないため記載していない。

出典：「松浦川の概要」（国土交通省 武雄河川事務所 巖木ダム管理支所ホームページ）

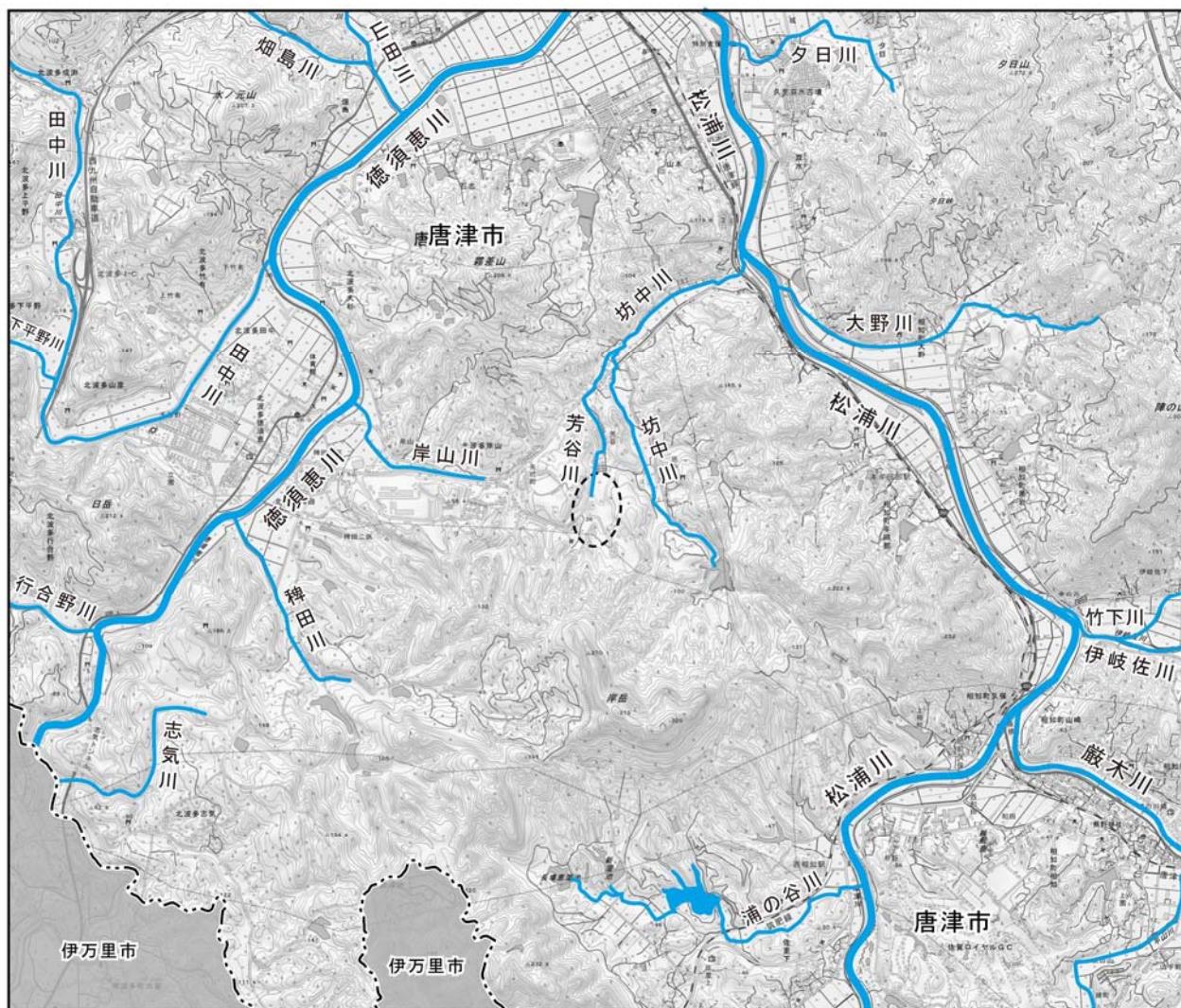
表 3.2-2 内水面漁業権の内容

公示番号	漁業の種類	漁業権者	漁場の位置及び漁場の区域	漁業の名称	漁業の時期
内共第3号	第5種 共同漁業	相知町伊岐佐 漁業協同組合	唐津市相知町内の伊岐佐川及び下流の左伊岐佐川の水域	やまめ	2月1日から 9月30日まで
				あゆ	6月1日から 12月31日まで
				こい、ふな、おいかわ、 かわむつ、もくずがに	1月1日から 12月31日まで

出典：「漁業権について（漁場計画内容）」（水産庁ホームページ）

2) 湖沼、海域の状況

調査区域には湖沼、海域は分布していない。



凡 例

□ 事業実施想定区域

— 河川

出典：「国土数値情報（水域、河川データ）」（国土交通省）

注）この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

1:50,000

0 0.5 1.0 2.0 km

N

図 3.2-1 調査区域の主な河川等位置図

(2) 水質の状況

1) 河川の水質

調査区域では、4地点において水質調査が実施されている。水域類型は徳須恵橋（田中川合流点）、牟田部（荒瀬橋）、和田山橋（久保橋）、浦の川橋（山崎橋）の全ての地点で河川Aとなっている。また、「唐津市の環境 令和5年度版」によると、川の重要な汚濁指標であるBOD75%値は、全ての地点及び年度において環境基準を満足している。

水質調査概要を表 3.2-3に、松浦川水系BOD75%値の環境基準達成状況の推移を表 3.2-4に、佐賀県公表「公共用水域及び地下水の水質測定結果（令和3年度）」及び「令和5年度ダイオキシン類調査結果」による各調査地点の水質測定結果を表 3.2-5～表 3.2-6に、水質調査地点位置図を図 3.2-2に示す。

表 3.2-3 調査区域の水質調査概要

No.	水系	河川名	調査地点	水域類型	調査項目				
					健康項目	生活環境項目	要監視項目	ダイオキシン類	その他項目
1	松浦川水系	徳須恵川	徳須恵橋 (田中川合流点)	河川 A	○	○	—	—	—
2		松浦川	牟田部（荒瀬橋）	河川 A	○	○	—	—	—
3			和田山橋（久保橋）	河川 A	○	○	—	—	—
4		厳木川	浦の川橋（山崎橋）	河川 A	○	○	—	—	—

注 1) 調査項目欄における“—”は、調査は実施されていないことを示す。

注 2) No.は、図 3.2-2 に対応している。

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果（令和3年度）」（佐賀県ホームページ）

「令和5年度ダイオキシン類調査結果」（佐賀県ホームページ）

表 3.2-4 松浦川水系 BOD75%値 環境基準達成状況の推移

No.	水系	環境基準 あてはめ 水域名	調査地点	基準値	年度				
					令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1	松浦川水系	徳須恵川	徳須恵橋 (田中川合流点)	2	1.2	1.0	1.2	1.2	0.9
2		松浦川	牟田部（荒瀬橋）		0.9	0.7	1.2	1.1	0.6
3			和田山橋（久保橋）		0.9	0.9	2.0	1.4	0.9
4		厳木川	浦の川橋（山崎橋）		0.8	0.7	0.8	0.9	0.6

注) No.は、図 3.2-2 に対応している。

出典：「唐津市の環境 令和5年度版」（唐津市）

表 3.2-5 河川における水質測定結果（生活環境項目）令和3年度

番号	水域名	測定地点名	類型	水素イオン濃度(pH)			溶存酸素量(DO) [mg/L]			
				最小値	最大値	m/n	最小値	最大値	m/n	平均値
1	徳須恵川	徳須恵橋（田中川合流点）	A	7.4	8.3	0/12	7.6	12.0	0/12	9.8
2	松浦川	牟田部（荒瀬橋）	A	7.4	7.7	0/12	8.7	12.0	0/12	10.0
3	松浦川	和田山橋（久保橋）	A	7.3	8.1	0/12	6.7	15.0	2/12	9.6
4	巖木川	浦の川橋（山崎橋）	A	7.3	7.8	0/12	8.4	13.0	0/12	10.0
環境基準			A	6.5 以上 8.5 以下			7.5 以上			

番号	水域名	測定地点名	類型	生物化学的酸素要求量(BOD) [mg/L]								
				最小値	最大値	m/n	日間平均値					
							最小値	最大値	x/y	平均値		
1	徳須恵川	徳須恵橋（田中川合流点）	A	0.7	2.1	1/12	0.7	2.1	1/12	1.2	1.1	1.2
2	松浦川	牟田部（荒瀬橋）	A	<0.5	1.6	0/12	<0.5	1.6	0/12	0.9	1.0	1.2
3	松浦川	和田山橋（久保橋）	A	<0.5	3.3	2/12	<0.5	3.3	2/12	1.4	1.2	2.0
4	巖木川	浦の川橋（山崎橋）	A	<0.5	1.2	0/12	<0.5	1.2	0/12	0.7	0.6	0.8
環境基準			A	2.0 以下								

番号	水域名	測定地点名	類型	浮遊物質量(SS) [mg/L]				大腸菌群数 [MPN/100mL]			
				最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
1	徳須恵川	徳須恵橋（田中川合流点）	A	2.0	12.0	0/12	4.0	130	23,000	3/4	12,000
2	松浦川	牟田部（荒瀬橋）	A	2.0	13.0	0/12	6.0	230	46,000	3/4	19,000
3	松浦川	和田山橋（久保橋）	A	3.0	14.0	0/12	7.0	49	17,000	3/4	7,500
4	巖木川	浦の川橋（山崎橋）	A	1.0	6.0	0/12	3.0	490	33,000	3/4	13,000
環境基準			A	25.0 以下				1,000MPN/100mL 以下			

番号	水域名	測定地点名	全窒素 [mg/L]				全燐 [mg/L]			
			最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
1	徳須恵川	徳須恵橋（田中川合流点）	1.30	2.1	-/4	1.60	0.029	0.110	-/4	0.073
2	松浦川	牟田部（荒瀬橋）	0.72	1.0	-/4	0.88	0.029	0.080	-/4	0.063
3	松浦川	和田山橋（久保橋）	0.85	1.2	-/4	1.00	0.056	0.120	-/4	0.078
4	巖木川	浦の川橋（山崎橋）	0.79	0.90	-/4	0.85	0.021	0.052	-/4	0.042

注1) m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数、x:環境基準に値しない日数、y:総観測日。

注2) No.は、図 3.2-2 に対応している。

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果（令和3年度）」（佐賀県ホームページ）

表 3.2-6 河川における水質測定結果（健康項目）令和3年度

水域名		徳須恵川	松浦川		巖木川	環境基準
測定地点名		徳須恵橋 (田中川合流点)	牟田部 (荒瀬橋)	和田山橋 (久保橋)	浦の川橋 (山崎橋)	
カドミウム	mg/L	—	—	—	< 0.0003	0.003 mg/L 以下
全シアン	mg/L	—	—	—	< 0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	—	—	—	< 0.001	0.01 mg/L 以下
六価クロム	mg/L	—	—	—	< 0.005	0.05 mg/L 以下
砒素	mg/L	—	—	—	< 0.001	0.01 mg/L 以下
総水銀	mg/L	—	—	—	< 0.0005	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロパン	mg/L	—	—	—	—	0.002 mg/L 以下
チウラム	mg/L	—	—	—	—	0.006 mg/L 以下
シマジン	mg/L	—	—	—	—	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
セレン	mg/L	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素*	mg/L	1.9	0.85	0.86	0.75	10 mg/L 以下
硝酸性窒素*	mg/L	1.9	0.84	—	0.75	10 mg/L 以下
亜硝酸性窒素*	mg/L	0.016	0.01	—	< 0.01	10 mg/L 以下
ふつ素*	mg/L	—	—	—	—	0.8 mg/L 以下
ほう素	mg/L	< 0.08	< 0.08	—	—	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン*	mg/L	< 0.005	< 0.005	—	—	0.05 mg/L 以下

注) ※硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ふつ素及び1,4-ジオキサンは測定月の最大値を示している。

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果（令和3年度）」（佐賀県ホームページ）

2) 湖沼の水質

調査区域において、湖沼の水質の調査は実施されていない。

3) 水底の底質

調査区域において、水底の底質の調査は実施されていない。

4) 地下水の水質

調査区域において、地下水の調査は実施されていない。

5) ダイオキシン類（水質及び底質）

調査区域において、ダイオキシン類（水質及び底質）の調査は実施されていない。



凡 例

□ 事業実施想定区域

● 水質測定地点

注) 図中の No.は表 3.2-3～表 3.2-6 に対応している。

出典:「公共用水域及び地下水の水質測定結果 (令和3年度)」(佐賀県ホームページ)

注) この地形図は、電子地形図 25000 (国土地理院) に情報を追記したものである。

1:50,000

0 0.5 1.0 2.0 km

N

図 3.2-2 水質調査地点位置図

3.2.3 土壌及び地盤の状況

(1) 一般的な土壌の状況

調査区域の土壌図を図 3.2-3に示す。調査区域の土壌は、褐色森林土壌、乾性褐色森林土壌、黄色土壌等が分布している。事業実施想定区域は、褐色森林土壌となっている。

(2) 土壌に係る環境の状況

調査区域において、ダイオキシン類に関する土壌の調査は実施されていない。

(3) 地盤の状況

「令和5年度 全国の地盤沈下地域の概況」(令和7年3月、環境省)によると、調査区域において地盤沈下は認められていない。

3.2.4 公害苦情の状況

「令和6年版佐賀県環境白書」(令和7年7月、佐賀県)によると、公害苦情の発生件数は佐賀県全体で395件、「唐津市の環境 令和5年度版」(唐津市)によると、公害苦情の発生件数は唐津市で22件となっており、唐津市では、水質汚濁で12件、次いで騒音5件、次いで悪臭が3件であった。

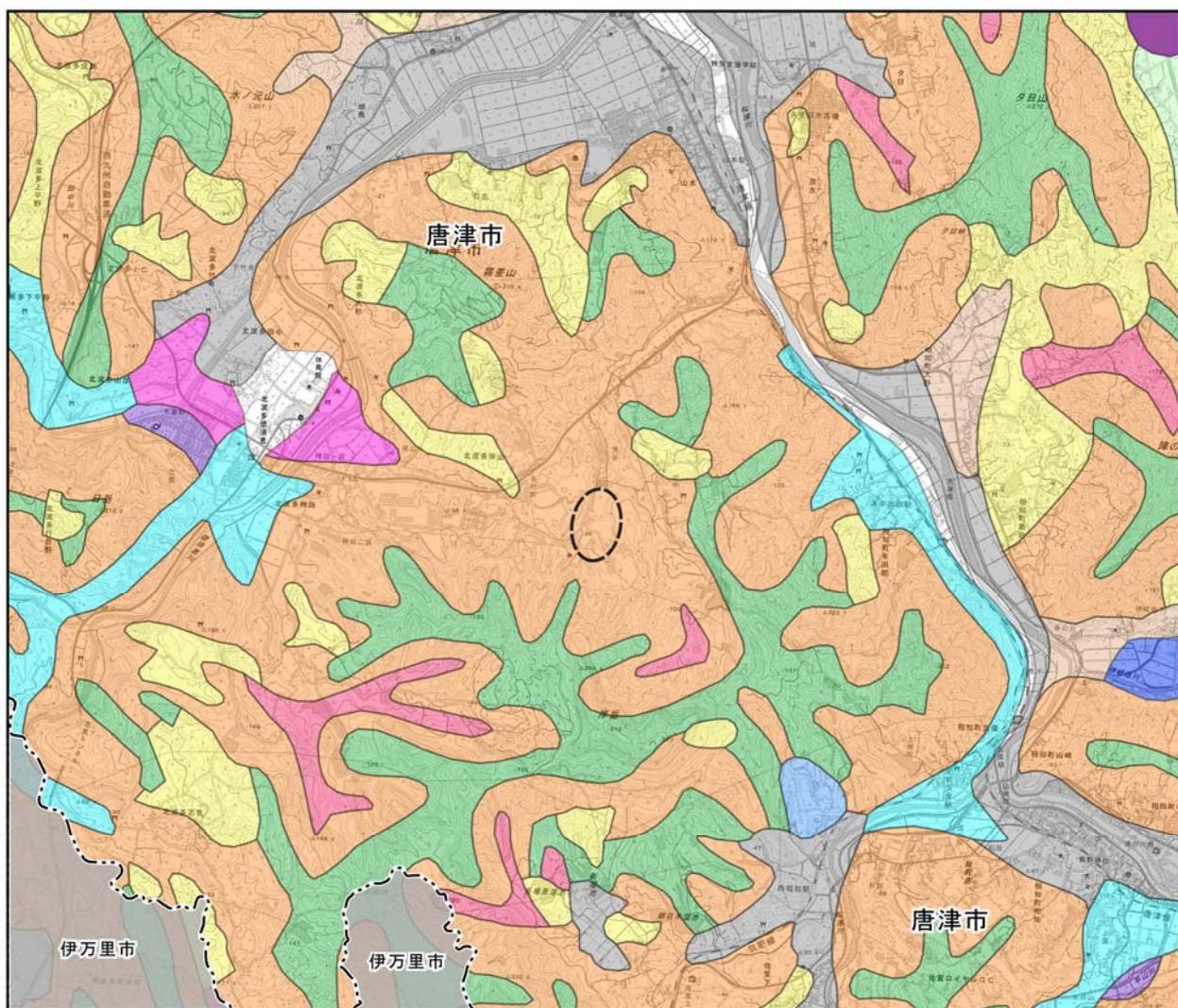
佐賀県及び唐津市における令和5年度の公害苦情の発生状況を表 3.2-7に示す。

表 3.2-7 公害苦情の発生状況（令和5年度）

県・市	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
佐賀県	121件	81件	0件	49件	6件	0件	44件	94件	395件
唐津市	1件	12件	0件	5件	1件	0件	3件	0件	22件

出典：「令和6年版佐賀県環境白書」（令和7年7月、佐賀県）

「唐津市の環境 令和5年度版」（唐津市）



凡 例

□ 事業実施想定区域

黄色土壤	細粒灰色低地土壤
灰色低地土壤	湿性褐色森林土壤
褐色森林土壤（黄褐系）	粗粒灰色低地土壤
褐色低地土壤	粗粒褐色低地土壤
乾性褐色森林土壤（黄褐系）	低位泥炭土壤
岩石地	崩積性未熟土壤
細粒グライ土壤	

出典：「1/200,000 土地分類基本調査（土壤図）佐賀県（昭和 49 年）」（国土交通省）

注）この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

1:50,000
0 0.5 1.0 2.0 km
N

図 3.2-3 調査区域の土壤図

3.2.5 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

調査区域の地形分類図を図 3.2-4に示す。調査区域の地形は、大起伏丘陵地が大半を占めており、次いで三角州状低地等が分布している。事業実施想定区域は、大起伏丘陵地及び山麓地である。

(2) 地質の状況

調査区域の表層地質図を図 3.2-5に示す。調査区域の地質は、主に砂岩層及び黒雲母花崗岩類からなっている。事業実施想定区域の地質は、砂岩層である。

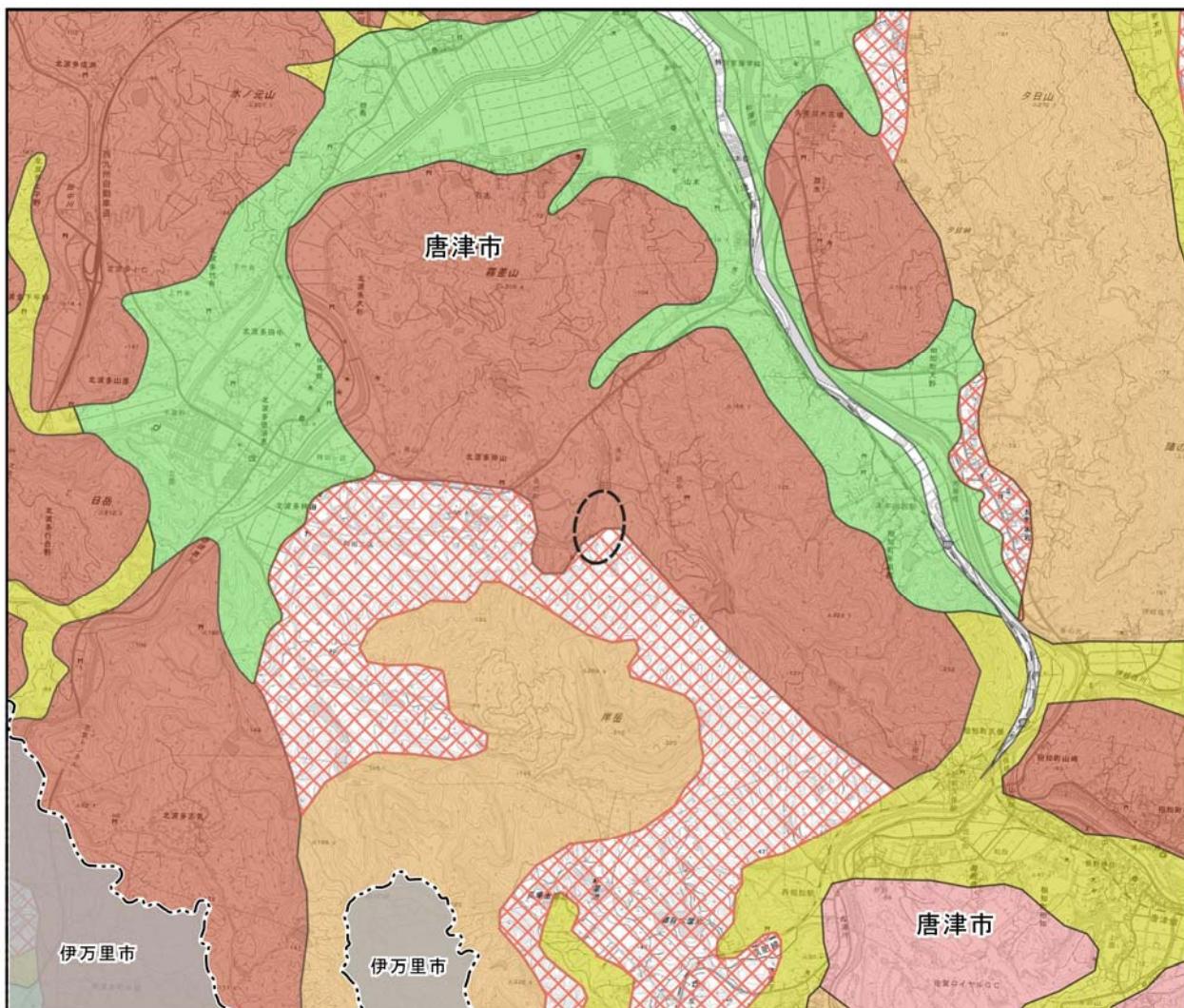
(3) 重要な地形・地質の分布及び特性

「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版」（平成12年12月、日本の地形レッドデータブック作成委員会）に記載された重要な地形及び地質はない。

また、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号、最終改正：令和3年4月23日）により指定されている重要な地質はない。

(4) 活断層の分布状況

「活断層データベース」（産業技術総合研究所Webサイト）によると、事業実施想定区域に活断層は確認されていない。



凡 例

事業実施想定区域

三角州性低地

山麓地

小起伏丘陵地

小起伏山地

扇状地性低地

大起伏丘陵地

出典：「1/200,000 土地分類基本調査（地形分類図）佐賀県（昭和49年）」（国土交通省）

1:50,000

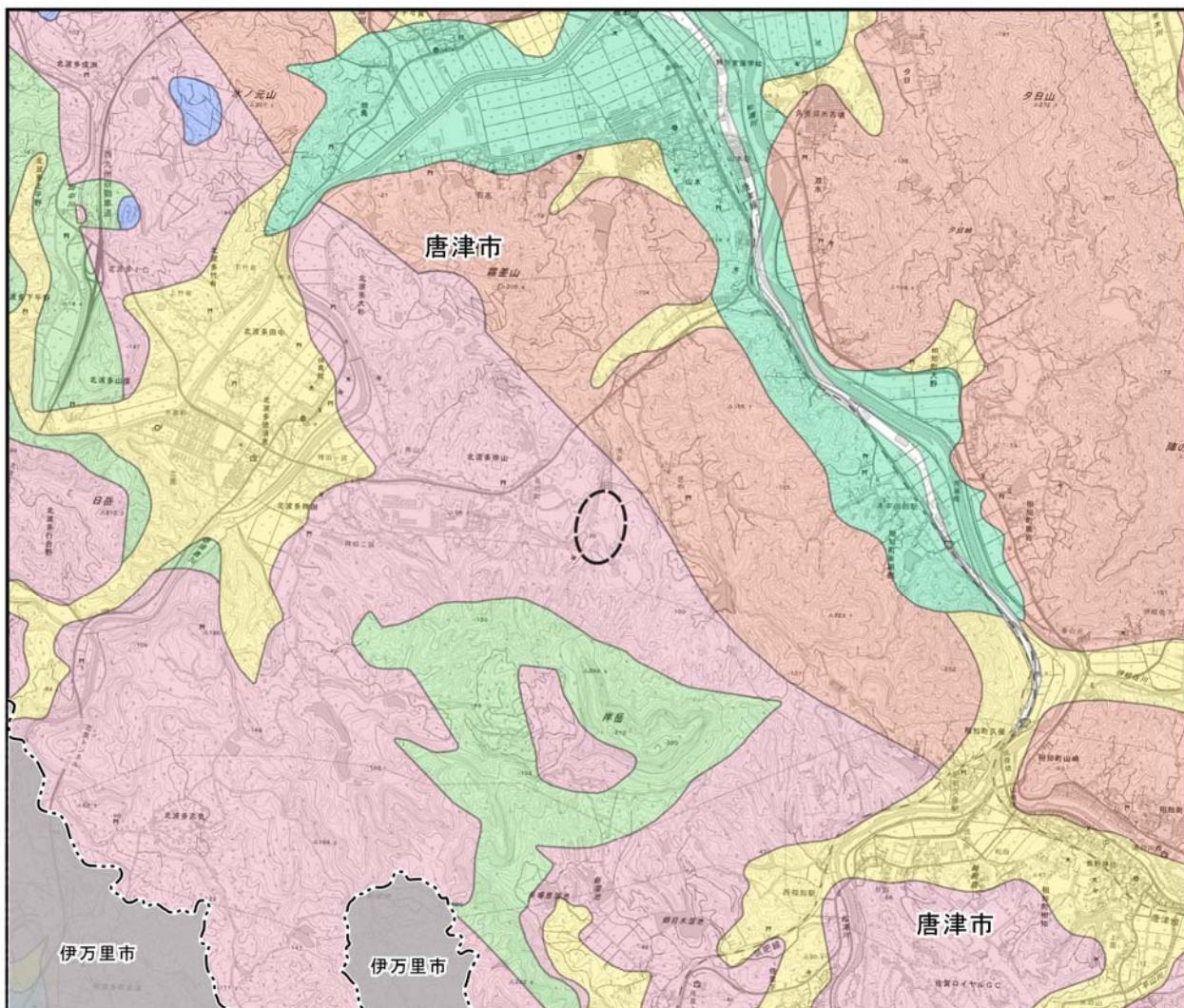
0 0.5 1.0

2.0

N

注) この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

図 3.2-4 調査区域の地形分類図



凡 例

事業実施想定区域

玄武岩類

黒雲母花崗岩類

砂がち堆積物

砂岩層

砂岩頁岩互層

泥がち堆積物

出典：「1/200,000 土地分類基本調査（表層地質図）佐賀県（昭和 49 年）」（国土交通省）

1:50,000

0 0.5 1.0

2.0

N

注) この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

図 3.2-5 調査区域の表層地質図

3.2.6 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

1) 動物の生息の状況

動物の生息状況は、調査区域を対象に文献その他の資料により整理した。

また、「自然環境保全基礎調査（第2回～第5回）」については、調査区域に含まれる唐津市、相知町、北波多村を対象とし、「自然環境保全基礎調査（第6回）」については、調査区域が含まれる2次メッシュ（国土地理院発行の1/25,000の地形図名称）として、「502907：徳須恵」、「503000：相知」を対象とした。

2) 重要な動物種

重要な動物種の抽出は、表3.2-8の選定基準に基づいて行った。

哺乳類では4目5科5種、鳥類では13目24科51種、両生類では2目5科8種、爬虫類では2目4科4種、昆虫類では5目26科57種、魚類では8目10科19種、底生動物では6目13科18種、陸産貝類では2目4科4種が確認されている。

表3.2-8 重要な種の選定基準（動物）

No.	選定基準	カテゴリー	略称
①	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日 法律第214号)に基づき指定されている種	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：佐賀県指定天然記念物	文化財保護法
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年 法律第75号)に基づき指定されている種	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 特1：特定第一種国内希少野生動植物種 特2：特定第二種国内希少野生動植物種	種の保存法
③	「環境省レッドリスト2020の公表について」 (令和2年3月 環境省)の掲載種	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A類 EN：絶滅危惧 I B類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	環境省RL
④	「佐賀県レッドリスト2003（鳥類、ほ乳類、両生類、爬虫類、貝類・甲殻類・その他）」 (平成16年3月、佐賀県)、「佐賀県レッドリスト2016（汽水・淡水魚類）」(平成29年3月、佐賀県)及び「佐賀県レッドリスト2023（昆虫・クモ類編）」(令和5年6月、佐賀県)の掲載種	EX：絶滅種 CR+EN：絶滅危惧 I 類種 VU：絶滅危惧 II 類種 NT：準絶滅危惧種 DD：情報不足種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	佐賀県RL
⑤	「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」 (平成14年10月7日、佐賀県条例第48号)に基づき指定されている種	希少：希少野生動植物種	佐賀県条例

① 哺乳類

哺乳類の重要な種は、表 3.2-9に示す既存資料等で確認された種について、表 3.2-8の選定基準に基づき抽出した。

確認された重要な種は表 3.2-10に示すとおり4目5科5種であった。

表 3.2-9 収集した既存資料一覧（哺乳類）

No.	文献名	略称
1	「第2回、第4回、第5回 自然環境保全基礎調査（自然環境情報Web-GIS）」 (環境省 自然環境局 自然環境局生物多様性センター)	自然環境基礎調査
2	「佐賀県レッドリスト2003（鳥類、ほ乳類、両生類、爬虫類、貝類・甲殻類・その他）」 (平成16年3月、佐賀県)	佐賀県RDB
3	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）両爬哺 1993年～2016年」 (国土交通省河川水辺の国勢調査 河川環境データベースシステム)	水辺の国勢調査
4	「唐津の自然」(2020年7月、「唐津の自然」作成実行委員会)	唐津の自然
5	「北波多の自然」(平成23年3月、唐津市)	北波多の自然

表 3.2-10 既存資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名（和名）	選定基準					確認文献				
				文化財保護法	種の保存法	環境省RL	佐賀県RL	佐賀県条例	自然環境基礎調査	佐賀県RDB	水辺の国勢調査	唐津の自然	北波多の自然
1	コウモリ	ヒナコウモリ	ユビナガコウモリ				NT		●				
2	ネズミ	リス	ムササビ				DD				●		
3		ネズミ	カヤネズミ				NT		●	●	●	●	
4	ネコ	イタチ	ニホンイタチ				VU				●		
5	ウシ	シカ	ニホンジカ				EX		●		●		
計	4目	5科	5種	0種	0種	0種	5種	0種	2種	1種	1種	4種	1種

注) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）」（国土交通省）に準じた。

② 鳥類

鳥類の重要な種は、表 3.2-11に示す既存資料等で確認された種について、表 3.2-8の選定基準に基づき抽出した。

確認された重要な種は表 3.2-12に示すとおり13目24科51種であった。

表 3.2-11 収集した既存資料一覧（鳥類）

No.	文献名	略称
1	「第2回、第3回 自然環境保全基礎調査（自然環境情報Web-GIS）」 (環境省 自然環境局 自然環境局生物多様性センター)	自然環境基礎調査
2	「佐賀県レッドリスト2003（鳥類、ほ乳類、両生類、爬虫類、貝類・甲殻類・その他）」 (平成16年3月、佐賀県)	佐賀県RDB
3	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）鳥類 2001年～2018年」 (国土交通省河川水辺の国勢調査 河川環境データベースシステム)	水辺の国勢調査
4	「唐津の自然」(2020年7月、「唐津の自然」作成実行委員会)	唐津の自然
5	「北波多の自然」(平成23年3月、唐津市)	北波多の自然
6	「佐賀の野鳥」(1997年3月、佐賀県農林部森林整備課)	佐賀の野鳥

表 3.2-12 (1) 既存資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名（和名）	選定基準					確認文献					
				文化財保護法	種の保存法	環境省RL	佐賀県RL	佐賀県条例	自然基礎調査	佐賀県RDB	水辺の国勢調査	唐津の自然	北波多の自然	佐賀の野鳥
1	キジ	キジ	ウズラ			VU								●
2			ヤマドリ(アカヤマドリ)			NT	DD		●			●	●	●
3	カモ	カモ	ヒシクイ	国天		VU、 NT ^{注3)}						●		●
4			コクガン	国天		VU						●		
5			ツクシガモ			VU	CR+EN					●	●	
6			オンドリ			DD	NT		●			●	●	●
7			トモエガモ			VU	NT					●	●	●
8			コウライアイサ	国際								●		
9	ハト	ハト	カラスバト	国天		NT	NT					●		
10	カツオドリ	ウ	ヒメウ			EN						●		
11	ペリカン	サギ	ササゴイ				CR+EN		●		●	●	●	
12			チュウサギ			NT					●	●	●	●
13			クロサギ				VU		●		●			
14			トキ	ヘラサギ			DD	NT				●		
15	ツル	ツル	マナヅル		国際	VU	VU	希少				●	●	●
16			ナベヅル		国際	VU	VU	希少				●	●	●
17			クイナ	クイナ				DD						
18			ヒクイナ			NT			●			●	●	●
19	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU					●	●	●
20	チドリ	チドリ	ケリ			DD	LP					●		
21			シロチドリ			VU			●			●		●
22			メダイチドリ	国際										●
23			オオジシギ			NT								●
24	シギ	シギ	コシャクシギ		国際	EN						●		●
25			タカブシギ			VU						●	●	●
26			ハマシギ			NT						●	●	●
27			タマシギ	タマシギ		VU	DD		●	●		●	●	●

表 3.2-12 (2) 既存資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名（和名）	選定基準					確認文献					
				文化財保護法	種の保存法	環境省RL	佐賀県RL	佐賀県条例	自然基礎調査	佐賀県RDB	水辺の国勢調査	唐津の自然	北波多の自然	佐賀の野鳥
28	チドリ	カモメ	ズグロカモメ			VU	VU					●		
29			オオセグロカモメ			NT						●		
30			ウミスズメ	ウミスズメ		CR	VU			●		●		
31	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	CR+EN		●	●			●	
32		タカ	ハチクマ			NT	VU					●	●	
33			オオワシ	国天	国内	VU						●		
34			ツミ			VU				●		●	●	
35			ハイタカ			NT	NT			●		●	●	
36			オオタカ			NT	VU					●	●	
37			サンバ			VU	VU		●	●		●	●	
38	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク			VU				●				●
39			フクロウ			NT				●		●	●	
40			アオバズク			NT			●	●		●	●	
41			コミミズク			NT							●	
42	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン			VU						●	●	
43			ヤマセミ			CR+EN			●	●	●	●	●	
44	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	国内	VU	CR+EN			●		●	●	●	
45	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	VU					●	●	
46			リュウキュウサンショウクイ ^{注2)}				VU				●	●		
47			カササギヒタキ	サンコウチョウ			VU				●	●	●	
48		モズ	アカモズ	国内	EN ^{注4)}							●		
49		ヒタキ	コサメビタキ			VU			●	●			●	
50		ホオジロ	シマアオジ	国内	CR								●	
51			ノジコ		NT								●	
計	13目	24科	51種	4種	9種	36種	33種	2種	11種	13種	3種	35種	27種	34種

注 1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）」（国土交通省）に準じた。

注 2) リュウキュウサンショウクイは、河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）では亜種扱いとされているが、日本鳥類目録【改訂第8版】（日本鳥類学会,2024年9月）において種扱いとされているため、合計種数に含めた。

注 3) 亜種オオヒシクイであった場合は環境省 RL : VU、亜種ヒシクイであった場合、環境省 RL : NT として該当する。

注 4) 亜種アカモズであった場合は環境省 RL : EN として該当する。

③ 両生類・爬虫類

両生類・爬虫類の重要な種は、表 3.2-13に示す既存資料等で確認された種について、表 3.2-8 の選定基準に基づき抽出した。

確認された重要な種は表 3.2-14に示すとおり両生類は2目5科8種、爬虫類は2目4科4種であった。

表 3.2-13 収集した既存資料一覧（両生類・爬虫類）

No.	文献名	略称
1	「第4回、第5回 自然環境保全基礎調査（自然環境情報Web-GIS）」 (環境省 自然環境局 自然環境局生物多様性センター)	自然環境基礎調査
2	「佐賀県レッドリスト2003（鳥類、ほ乳類、両生類、爬虫類、貝類・甲殻類・その他）」 (平成16年3月、佐賀県)	佐賀県RDB
3	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）両爬哺 1993年～2016年」 (国土交通省河川水辺の国勢調査 河川環境データベースシステム)	水辺の国勢調査
4	「唐津の自然」(2020年7月、「唐津の自然」作成実行委員会)	唐津の自然
5	「北波多の自然」(平成23年3月、唐津市)	北波多の自然

表 3.2-14 (1) 既存資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名（和名）	選定基準					確認文献				
				文化財保護法	種の保存法	環境省RL	佐賀県RL	佐賀県条例	自然基礎調査	佐賀県RDB	水辺の国勢調査	唐津の自然	北波多の自然
1	有尾	サンショウウオ	カスミサンショウウオ		特2	VU	NT		●	●		●	●
2			ブチサンショウウオ		特2	EN	NT		●			●	
3		イモリ	アカハライモリ			NT			●			●	●
4	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル				DD		●			●	●
5		アカガエル	タゴガエル				DD		●			●	
6			ヤマアカガエル				VU					●	
7			トノサマガエル			NT	DD		●	●		●	●
8		アオガエル	カジカガエル				NT		●	●		●	
計	2目	5科	8種	0種	2種	4種	7種	0種	7種	3種	0種	8種	4種

注) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）」（国土交通省）に準じた。

表 3.2-14 (2) 既存資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名（和名）	選定基準					確認文献				
				文化財保護法	種の保存法	環境省RL	佐賀県RL	佐賀県条例	自然基礎調査	佐賀県RDB	水辺の国勢調査	唐津の自然	北波多の自然
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			NT	DD					●	
2		スッポン	ニホンスッポン			DD	DD			●		●	●
3	有鱗	タカチホヘビ	タカチホヘビ				DD					●	
4		ナミヘビ	ジムグリ				DD			●		●	●
計	2目	4科	4種	0種	0種	2種	4種	0種	0種	2種	0種	4種	2種

注) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）」（国土交通省）に準じた。

④ 昆虫類

昆虫類の重要な種は、表 3.2-15に示す既存資料等で確認された種について、表 3.2-8の選定基準に基づき抽出した。

確認された重要な種は表 3.2-16に示すとおり5目26科57種であった。

表 3.2-15 収集した既存資料一覧（昆虫類）

No.	文献名	略称
1	「第2回、第4回、第5回 自然環境保全基礎調査（自然環境情報Web-GIS）」 (環境省 自然環境局 自然環境局生物多様性センター)	自然環境基礎調査
2	「佐賀県レッドリスト2003（昆虫・クモ類編）」(平成16年3月、佐賀県)	佐賀県RDB
3	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）陸昆1994年～2013年」 (国土交通省河川水辺の国勢調査 河川環境データベースシステム)	水辺の国勢調査
4	「唐津の自然」(2020年7月、「唐津の自然」作成実行委員会)	唐津の自然
5	「北波多の自然」(平成23年3月、唐津市)	北波多の自然

表 3.2-16 (1) 既存資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名（和名）	選定基準					確認文献				
				文化財保護法	種の保存法	環境省RL	佐賀県RL	佐賀県条例	自然基礎調査	佐賀県RDB	水辺の国勢調査	唐津の自然	北波多の自然
1	トンボ	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ			EN	CR+EN		●	●		●	
2			ベニイトトンボ			NT	NT		●			●	●
3			モートントントンボ			NT	CR+EN					●	
4			ムスジイトトンボ				NT		●		●	●	●
5			オオイトトンボ				CR+EN		●			●	
6		モノサシトンボ	グンバイトンボ			NT	NT					●	
7			ヤンマ	サラサヤンマ			NT					●	●
8		サナエトンボ	アオサナエ				CR+EN					●	
9			ホンサナエ				CR+EN					●	
10			ヒメサナエ				NT					●	
11			タベサナエ			NT			●			●	●
12			フタスジサナエ			NT	NT					●	
13			オグマサナエ			NT	NT		●			●	
14			ムカシヤンマ				NT		●			●	
15		エゾトンボ	コヤマトンボ				NT		●			●	●
16			キイロヤマトンボ			NT	CR+EN					●	
17			トンボ	ベッコウトンボ	国内	CR	CR+EN					●	
18			ハッチョウトンボ				CR+EN					●	
19			キトンボ				VU		●			●	●
20			ナツアカネ				VU					●	●
21			マユタテアカネ				VU			●		●	●
22			アキアカネ				VU					●	●
23			ヒメアカネ				NT					●	●
24			ミヤマアカネ				CR+EN					●	
25	カメムシ	セミ	エゾゼミ				NT		●			●	
26			ハルゼミ				NT		●			●	●
27		ツチカメムシ	ベニツチカメムシ				NT					●	●
28		コオイムシ	コオイムシ				NT	NT				●	●
29			タガメ	特2	VU	CR+EN		●				●	

表 3.2-16 (2) 既存資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名（和名）	選定基準					確認文献				
				文化財保護法	種の保存法	環境省RL	佐賀県RL	佐賀県条例	自然基礎調査	佐賀県RDB	水辺の国勢調査	唐津の自然	北波多の自然
30	チョウ	セセリチョウ	ミヤマチャバネセセリ				NT		●	●	●	●	
31			オオチャバネセセリ				NT					●	
32		シジミチョウ	ミズイロオナガシジミ				NT		●	●		●	
33			キリシマミドリシジミ				NT		●			●	
34			本州以南亜種										
35			タイワンツバメシジミ			EN	CR+EN		●			●	
36			本土亜種										
37			アカシジミ				VU		●			●	
38			クロシジミ			EN	NT		●			●	
39			クロツバメシジミ			NT	NT		●	●		●	
40			九州沿岸亜種										
41			シルビアシジミ			EN	NT		●	●		●	
42	タテハチョウ	タテハチョウ	ウラギンスジヒヨウモン			VU	CR+EN					●	●
43			オオウラギンヒヨウモン			CR	CR+EN					●	
44			ヒオドシチョウ				NT		●			●	●
45			ウラナミジヤノメ本土亜種			VU	CR+EN		●	●		●	●
46		コウチュウ	シロチョウ	ツマグロキチョウ		EN	VU		●			●	●
47			ヤマトスジグロシロチョウ				CR+EN						
48			本州中・南部亜種										
49			ドクガ	スゲドクガ		NT	DD				●		
50			オサムシ	セアカオサムシ			NT	NT					●
51			ゲンゴロウ	チンメルマンセスジゲンゴ				VU		●			
52			ロウ										
53			コガタノゲンゴロウ			VU	NT					●	
54			コガシラミズムシ	キイロコガシラミズムシ		VU	NT		●				
55		ハチ	ガムシ	ガムシ		NT	NT						●
56			クワガタムシ	オオクワガタ		VU	VU		●			●	
57			ヒメドロムシ	ヨコミゾドロムシ		VU	NT			●			
計	5目	26科	57種	0種	2種	29種	55種	0種	24種	11種	7種	49種	22種

注1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）」（国土交通省）に準じた。

注2) ゲンジボタルは放流由来の個体群の場合、佐賀県RDBにおける重要な種には該当しない。

⑤ 魚類

魚類の重要な種は、表 3.2-17に示す既存資料等で確認された種について、表 3.2-8の選定基準に基づき抽出した。

確認された重要な種は表 3.2-18に示すとおり8目10科19種であった。

表 3.2-17 収集した既存資料一覧（魚類）

No.	文献名	略称
1	「第4回、第5回 自然環境保全基礎調査（自然環境情報 Web-GIS）」 (環境省 自然環境局 自然環境局生物多様性センター)	自然環境基礎調査
2	「佐賀県レッドリスト 2016（汽水・淡水魚）」（平成29年3月、佐賀県）	佐賀県RDB
3	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）魚類 2001年～2022年」 (国土交通省河川水辺の国勢調査 河川環境データベースシステム)	水辺の国勢調査
4	「唐津の自然」（2020年7月、「唐津の自然」作成実行委員会）	唐津の自然
5	「北波多の自然」（平成23年3月、唐津市）	北波多の自然

表 3.2-18 既存資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名（和名）	選定基準					確認文献				
				文化財保護法	種の保存法	環境省RL	佐賀県RL	佐賀県条例	自然基礎調査	佐賀県RDB	水辺の国勢調査	唐津の自然	北波多の自然
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種			VU			●		●		
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	VU		●	●		●	●
3	コイ	コイ	ヤリタナゴ			NT			●				●
4			アブラボテ			NT	LP						●
5			カネヒラ			NT			●	●	●		●
6			ハス			VU					●		●
7			カワヒガイ			NT	NT		●		●		●
8			ツチフキ			EN	NT		●				
9		ドジョウ	ドジョウ			NT	VU		●	●	●		●
10			ヤマトシマドジョウ			VU	VU		●	●	●		●
11	ナマズ	ギギ	アリアケギバチ			VU	VU					●	
12	サケ	サケ	サケ				LP		●	●		●	
13			サクラマス（ヤマメ）			NT						●	
14	トゲウオ	トゲウオ	ニホンイトヨ				CR+EN		●			●	
15	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	NT		●	●	●		●
16	スズキ	ケツギョ	オヤニラミ			EN	VU					●	
17			シロウオ			VU			●	●			
18		ハゼ	カワヨシノボリ				NT		●				
19			オオヨシノボリ				NT		●	●			
計	8目	10科	19種	0種	0種	14種	14種	0種	9種	12種	2種	12種	9種

注1) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）」（国土交通省）に準じた。

注2) No.4 アブラボテ：佐賀県レッドリストのLPは、玄界灘側のアブラボテ

注3) No.12 サケ：佐賀県レッドリストのLPは、松浦川のサケ

⑥ その他の動物（底生動物、陸産貝類）

底生動物及び陸産貝類の重要な種は、表 3.2-19に示す既存資料等で確認された種について、表 3.2-8の選定基準に基づき抽出した。

確認された重要な種は表 3.2-20に示すとおり、底生動物は6目13科18種、陸産貝類は2目4科4種であった。

表 3.2-19 収集した既存資料一覧（底生動物・陸産貝類）

No.	文献名	略称
1	「第4回、第5回 自然環境保全基礎調査（自然環境情報 Web-GIS）」 (環境省 自然環境局 自然環境局生物多様性センター)	自然環境基礎調査
2	「佐賀県レッドリスト 2003（鳥類、ほ乳類、両生類、爬虫類、貝類・甲殻類・その他）」 (平成16年3月、佐賀県)	佐賀県RDB
3	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）底生 1994年～2019年」 (国土交通省河川水辺の国勢調査 河川環境データベースシステム)	水辺の国勢調査
4	「唐津の自然」(2020年7月)、「唐津の自然」作成実行委員会	唐津の自然
5	「北波多の自然」(平成23年3月、唐津市)	北波多の自然

表 3.2-20 (1) 既存資料による動物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名（和名）	選定基準					確認文献				
				文化財保護法	種の保存法	環境省RL	佐賀県RL	佐賀県条例	自然基礎調査	佐賀県RDB	水辺の国勢調査	唐津の自然	北波多の自然
1	トンボ	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ			EN	CR+EN		●	●		●	
2		イトトンボ	ベニイトトンボ			NT	NT		●			●	●
3		モートンイトトンボ	モートンイトトンボ			NT	CR+EN					●	
4		モノサシトンボ	グンバイトンボ			NT	NT					●	
5		サナエトンボ	タベサナエ			NT			●		●	●	●
6		フタスジサナエ				NT	NT					●	
7		オグマサナエ				NT	NT		●			●	
8		エゾトンボ	キイロヤマトンボ			NT	CR+EN					●	
9		トンボ	ベッコウトンボ		国内	CR	CR+EN					●	
10	カメムシ	コオイムシ	コオイムシ			NT	NT					●	●
11		タガメ			特2	VU						●	
12	コウチュウ	ゲンゴロウ	コガタノゲンゴロウ			VU	NT					●	
13		コガシラミズムシ	キイロコガシラミズムシ			VU	NT			●			
14		ガムシ	ガムシ			NT	NT						●
15	カメムシ	ヒメドロムシ	ヨコミゾドロムシ			VU	NT				●		
16	ニナ	タニシ	マルタニシ			VU						●	●
17			オオタニシ			NT						●	●
18	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			VU						●	●
計	6目	13科	18種	0種	2種	18種	13種	0種	4種	2種	2種	15種	7種

注1) 底生動物の種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）」（国土交通省）に準じた。

注2) 貝類の種名及び分類は、原則として「日本産野生生物目録（無脊椎動物編III）」（1998年12月、自然環境研究センター）に準じた。

注3) 底生動物は、陸上昆虫の該当種から選定した。

表 3.2-20 (2) 既存資料による動物の重要な種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名（和名）	選定基準					確認文献				
				文化財保護法	種の保存法	環境省RL	佐賀県RL	佐賀県条例	自然基礎調査	佐賀県RDB	水辺の国勢調査	唐津の自然	北波多の自然
1	モノアラガイ	モノアラガイ	モノアラガイ			NT							●
2		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD							●
3	マイマイ	オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ			NT					●		
4		キセルガイ	ヒロクチコギセル			CR+EN			●				
計	2目	4科	4種	0種	0種	4種	0種	0種	1種	0種	1種	0種	2種

注) 種名及び分類は、原則として「日本産野生生物目録（無脊椎動物編III）」（1998年12月、自然環境研究センター）に準じた。

(2) 植物

1) 植物の生育の状況

植物の生育状況は、調査区域を対象に文献その他の資料により整理した。

また、「自然環境保全基礎調査（第6回～第7回）」については、調査区域に含まれる唐津市、相知町、北波多村を対象とし、調査区域が含まれる2次メッシュ（国土地理院発行の1/25,000の地形図名称）として、「徳須恵」、「相知」を対象とした。

2) 重要な植物種

重要な植物種の抽出は、表3.2-21の選定基準に基づいて行った。

表3.2-21 重要な種の選定基準（植物）

No.	選定基準	カテゴリー	略称
①	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日 法律第214号) に基づき指定されている種	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：佐賀県指定天然記念物	文化財保護法
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年 法律第75号) に基づき指定されている種	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 特1：特定第一種国内希少野生動植物種 特2：特定第二種国内希少野生動植物種	種の保存法
③	「第5次レッドリスト（植物・菌類）の公表について」 (令和7年3月、環境省)の掲載種	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A類 EN：絶滅危惧 I B類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	環境省 R L
④	「佐賀県レッドリスト2020（植物編）」 (令和2年2月、佐賀県)の掲載種	EX：絶滅種 CR+EN：絶滅危惧 I 類種 VU：絶滅危惧 II 類種 NT：準絶滅危惧種 DD：情報不足種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	佐賀県 R L
⑤	「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」 (平成14年10月7日 佐賀県条例第48号) に基づき指定されている種	希少：希少野生動植物種	佐賀県条例

植物の重要な種は、表 3.2-22に示す既存資料等で確認された種について、表 3.2-21の選定基準に基づき抽出した。

確認された重要な種は、表 3.2-23に示すとおり35目75科183種であった。

表 3.2-22 収集した既存資料一覧（植物）

No.	文献名	略称
1	「レッドデータブックさが 2010」（平成 23 年 3 月、佐賀県）	佐賀県 R D B
2	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）植物 1993 年～2021 年」 （国土交通省河川水辺の国勢調査 河川環境データベースシステム）	水辺の国勢調査
3	「唐津の自然」（2020 年 7 月、「唐津の自然」作成実行委員会）	唐津の自然
4	「北波多の自然」（平成 23 年 3 月、唐津市）	北波多の自然

表 3.2-23 (1) 既存資料による植物の重要な種

No.	目名	科名	種名（和名）	選定基準					確認文献		
				文化財保護法	種の保存法	環境省 RL	佐賀県 RL	佐賀県条例	佐賀県 R D B	水辺の国勢調査	唐津の自然
1	ミズニラ	ミズニラ	シナミズニラ			VU	NT		●	●	●
2	ハナヤスリ	ハナヤスリ	ヒロハハナヤスリ				NT		●		
3	マツバラン	マツバラン	マツバラン			NT	NT		●		
4	コケシノブ	コケシノブ	オオハイホラゴケ				VU		●	●	●
5	ウラジロ	ウラジロ	カネコシダ			VU	VU		●	●	
6		ヤブレガサウラボシ	スジヒトツバ				NT		●		●
7	ウラボシ	ホングウシダ	ホングウシダ				CR+EN		●	●	●
8		コバノイシカグマ	オウレンシダ				NT			●	
9		オドリコカグマ				NT		●			●
10		イノモトソウ	タキミシダ			VU	CR+EN		●	●	●
11			ヒメウラジロ			NT	CR+EN			●	
12			エビガラシダ			VU	CR+EN		●		
13			ヤクシマハチジョウシダ			VU	VU		●	●	●
14		チャセンシダ	カミガモシダ				VU		●	●	●
15			コタニワタリ				VU			●	
16		ヒメシダ	ヒメハシゴシダ				VU		●	●	●
17			アミシダ				CR+EN		●	●	●
18			ヒメミゾシダ			NT	CR+EN		●	●	●
19			テツホシダ				VU		●	●	
20		イワデンダ	コガネシダ				CR+EN		●		
21			イヌイワデンダ			NT	CR+EN		●		●
22		メシダ	ニセコクモウクジャク				CR+EN		●	●	●
23			フクレギシダ		国内	CR	CR+EN		●	●	●
24			ヒュウガシダ				VU		●	●	
25			コクモウクジャク				VU		●	●	●
26		オシダ	オトコシダ				CR+EN		●	●	●
27			イズヤブソテツ				VU		●	●	
28			ツクシヤブソテツ				VU			●	●
29			ミヤジマシダ				VU		●	●	●
30			オオキヨズミシダ				CR+EN		●	●	●
31		ウラボシ	ヒツツバイワヒトデ				CR+EN		●	●	●
32			ヒメサジラン				EX		●	●	
33			カラクサシダ				VU		●	●	●

表 3.2-23 (2) 既存資料による植物の重要な種

No.	目名	科名	種名 (和名)	選定基準					確認文献			
				文化財保護法	種の保存法	環境省RL	佐賀県RL	佐賀県条例	佐賀県RDB	水辺の国勢調査	唐津の自然	北波多の自然
34	ヒノキ	ヒノキ	ハイビャクシン				CR+EN	希少			●	
35	スイレン	スイレン	コウホネ				VU				●	
36			ベニオグラコウホネ				VU		●		●	●
37	コショウ	ウマノスズクサ	タイリンアオイ				NT		●		●	●
38	クスノキ	クスノキ	ダンコウバイ				CR+EN		●		●	
39	オモダカ	サトイモ	キリシマテンナンショウ				VU		●		●	
40		シバナ	シバナ			NT	VU		●			
41		ヒルムシロ	ササバモ				CR+EN		●			
42	ヤマノイモ	ヤマノイモ	ヒナノシャクジョウ				VU		●			
43	ユリ	イヌサフラン	チゴユリ				CR+EN	希少	●			
44		ユリ	ホソバナコバイモ			NT	NT		●		●	
45			ノヒメユリ			VU	VU		●		●	
46	キジカクシ	ラン	ヒナラン			VU	VU	希少	●			
47			キリシマエビネ			EN	CR+EN		●			
48			キエビネ			VU	NT	希少	●		●	
49			エビネ			NT	NT		●		●	
50			ナツエビネ			VU	CR+EN		●		●	
51			ギンラン				CR+EN		●		●	
52			キンラン			NT	NT		●			
53			マヤラン			VU	CR+EN		●			
54			ナギラン			VU	CR+EN		●			
55			タシロラン			NT	VU		●			
56			アキザキヤツシロラン				CR+EN		●			
57			クロヤツシロラン				NT		●			
58			ムカゴソウ			VU	VU			●		
59			ムヨウラン				VU		●			
60			ニラバラン				CR+EN			●		
61			フウラン			NT	CR+EN	希少	●			
62			コケイラン				VU			●		
63			サギソウ			NT	VU			●		
64			ムカデラン			VU	VU		●			
65			ガンゼキラン			VU	CR+EN		●			
66			ツレサギソウ				CR+EN		●		●	
67			ハシナガヤマサギソウ				CR+EN			●		
68			トキソウ			NT	CR+EN	希少		●		
69			ヤマトキソウ				VU		●		●	
70			ヒツボクロ				CR+EN		●			
71			カンラン			CR	VU	希少	●			
72			クロムヨウラン			VU	CR+EN		●			
73	アヤメ		ノハナショウウブ				CR+EN		●			
74	ヒガンバナ		キツネノカミソリ				VU		●			
75	クサスギカズラ		ハマタマボウキ			VU					●	
76			カンザシギボウシ				NT		●			
77	ショウガ	ショウガ	アオノクマタケラン				VU				●	
78	イネ	ガマ	ヤマトミクリ			NT	NT		●			
79			ヒメミクリ			VU	VU				●	
80		コガマ					NT		●			
81		ホシクサ	ゴマシオホシクサ			VU	EX		●			
82			ツクシクロイヌノヒゲ				VU		●			

表 3.2-23 (3) 既存資料による植物の重要な種

No.	目名	科名	種名 (和名)	選定基準					確認文献			
				文化財保護法	種の保存法	環境省RL	佐賀県RL	佐賀県条例	佐賀県RDB	水辺の国勢調査	唐津の自然	北波多の自然
83	イネ	カヤツリグサ	ヤマテキリスゲ				VU				●	
84			タニガワスゲ				CR+EN				●	
85			キノクニスゲ			NT	CR+EN		●			
86			キシュウナキリスゲ			VU	CR+EN		●			
87			タガネソウ				NT		●			
88			ヒメガヤツリ				CR+EN		●			
89			ノテンツキ				CR+EN		●			
90			ヤリテンツキ			NT	CR+EN		●			
91			ビロードテンツキ				CR+EN			●		
92			ヒメカンガレイ			VU	VU		●			
93			シズイ				VU			●		
94			イネ	ツクシガヤ		VU	VU		●		●	●
95			サヤヌカグサ			NT			●			
96			キダチノネズミガヤ				CR+EN		●			
97			イヌアワ				NT		●	●		●
98			コササキビ				NT				●	
99	キンポウゲ	キンポウゲ	タンナトリカブト				NT				●	
100			オキナグサ				NT	CR+EN	希少	●		
101	ユキノシタ	ユキノシタ	イワボタン				VU		●			
102			ツクシネコノメソウ				NT		●			
103			ナメラダイモンジソウ				NT		●		●	
104		ベンケイソウ	ベンケイソウ					CR+EN		●		
105			アオベンケイ					NT		●		
106			ウンゼンマンネングサ				VU				●	
107			タコノアシ	タコノアシ			NT		●			
108		アリノトウグサ	フサモ					NT	●	●		
109	ハマビシ	ハマビシ	ハマビシ			EN	EX		●			
110	マメ	マメ	イヌハギ			NT	CR+EN		●			
111	バラ	クワ	アコウ				NT				●	
112			ヤナギイチゴ				NT		●		●	●
113		バラ	ホソバイラクサ				NT			●		
114			ズミ					CR+EN	希少		●	
115			カワラサイコ				EX		●			
116	ブナ	ブナ	カシワ				VU		●		●	●
117	ニシキギ	ニシキギ	ウメバチソウ				VU		●		●	
118	カタバミ	カタバミ	ミヤマカタバミ				VU			●		
119	キントラノオ	トウダイグサ	タカトウダイ				VU				●	
120		ヤナギ	イヌコリヤナギ				DD		●			
121		スミレ	ナガバノスミレサイシン					CR+EN			●	
122		オトギリソウ	ツキヌキオトギリ				VU	VU	●		●	●
123	フトモモ	ノボタン	ヒメノボタン			NT	EX		●		●	
124	アブラナ	アブラナ	スズシロソウ				VU			●		
125			ワサビ				VU					●
126	ナデシコ	タデ	ヒメタデ			DD	NT		●			
127			サイコクヌカボ			NT	NT		●			
128			ヌカボタデ			VU	VU		●			
129			シマヒメタデ				VU		●			
130		ナデシコ	ゲンカイミミナグサ			NT	NT		●		●	
131			ヒメケフシグロ				NT		●		●	

表 3.2-23 (4) 既存資料による植物の重要な種

No.	目名	科名	種名 (和名)	選定基準					確認文献			
				文化財保護法	種の保存法	環境省RL	佐賀県RL	佐賀県条例	佐賀県RDB	水辺の国勢調査	唐津の自然	北波多の自然
132	ナデシコ	ヒュ	ハママツナ				NT		●		●	
133	ツツジ	サクラソウ	リュウキュウコザクラ				CR+EN		●			
134		ツバキ	ナツツバキ				VU		●			
135		ツツジ	ツクシシャクナゲ				NT			●		
136			ミヤマキリシマ				VU			●		
137	リンドウ	アカネ	ギョクシンカ				CR+EN			●		
138		リンドウ	イヌセンブリ			NT	CR+EN		●		●	
139		キヨウチクトウ	イヨカズラ				DD		●			
140			スズサイコ			NT	VU		●			
141			トキワカモメヅル				CR+EN		●		●	
142	ムラサキ	ムラサキ	ホタルカズラ				CR+EN			●		
143			オオルリソウ				DD		●			
144	シソ	モクセイ	シマモクセイ				CR+EN			●		
145		オオバコ	シソクサ				VU		●			
146			ウンラン				EX		●		●	
147			エゾオオバコ				CR+EN			●		
148			イヌノフグリ			NT	CR+EN		●			
149		ゴマノハグサ	ゴマノハグサ			NT	NT		●			
150			ヒナノウスツボ				VU		●			
151		シソ	ヒメキランソウ				VU		●		●	
152			コムラサキ				NT		●		●	
153			ヤマジソ			NT	NT				●	
154			ミヤマナミキ				VU		●		●	
155			ナミキソウ				CR+EN		●		●	
156			イヌゴマ				VU			●		
157			エゾニガクサ			EN	EX		●			
158		ハエドクソウ	スズメノハコベ			NT	VU		●			
159		ハマウツボ	キュウシュウコゴメグサ				CR+EN				●	
160			ツクシコゴメグサ			EN	CR+EN		●			
161			ヤマウツボ				VU		●			
162			ハマウツボ				VU	NT	●		●	
163	タヌキモ	タヌキモ	ノタヌキモ				VU	VU	●		●	
164			イヌタヌキモ				NT			●	●	
165			ミミカキグサ					NT		●		
166			ヒメタヌキモ			NT	CR+EN			●		
167	キク	キキョウ	ツルギキョウ				VU	NT	●		●	
168			サワギキョウ				VU		●			
169			キキョウ			NT	VU		●		●	
170		ミツガシワ	ミツガシワ				VU			●		
171		キク	アワコガネギク			NT				●	●	
172			モリアザミ				EX		●			
173			ヤナギアザミ				NT		●			
174			ウスベニニガナ				CR+EN		●			
175			フジバカマ			NT	EX		●			
176			ヤマニガナ				CR+EN				●	
177			オオダイトウヒレン				NT		●		●	
178			ヒメヒゴタイ				VU	EX		●		
179			ウラギク				NT	NT			●	
180			オナモミ			VU	CR+EN		●		●	

表 3.2-23 (5) 既存資料による植物の重要な種

No.	目名	科名	種名（和名）	選定基準					確認文献			
				文化財保護法	種の保存法	環境省RL	佐賀県RL	佐賀県条例	佐賀県RDB	水辺の国勢調査	唐津の自然	北波多の自然
181	セリ	ウコギ	トチバニンジン				NT		●		●	●
182	マツムシソウ	スイカズラ	ヤマヒヨウタンボク				CR+EN		●		●	
183			マツムシソウ				VU				●	
計	35目	75科	183種	0種	1種	68種	178種	10種	133種	6種	98種	37種

注) 種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）」（国土交通省）に準じた。

3) 植生

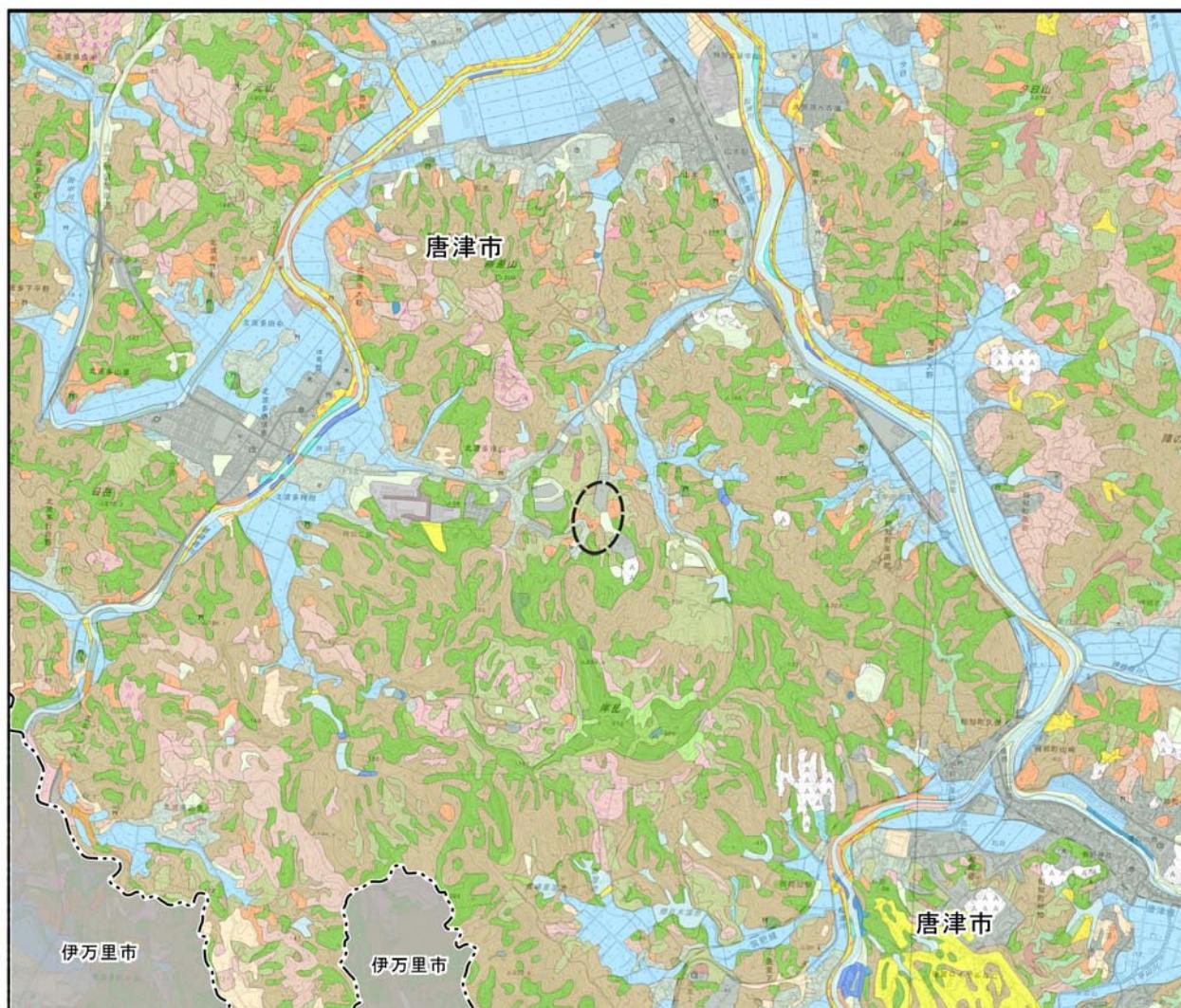
「第6回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」（環境省）によると、調査区域の主な植生は、シイ・カシ二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林及び水田地帯となっている。事業実施想定区域の植生は、アカメガシワーカラスザンショウ群落、竹林、シイ・カシ二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林となっている。

調査区域の現存植生図を図 3.2-6に示す。

4) 重要な植物群落

「第2回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（昭和54年、環境庁）によると、調査区域の重要な植物群落として、「岸岳のツクバネウツギ群落」が挙げられる。

重要な植物群落位置図を図 3.2-7に示す。



凡 例

事業実施想定区域	メダケ群落	路傍・空地雑草群落
イブキシモツケ-イワヒバ群落	クズ群落	果樹園
イチイガシ群落	ネザサ-スキ群集	茶畑
ミミズバイ-スダジイ群集	チガヤ-スキ群落	常緑果樹園
ムクノキ-エノキ群集	伐採跡地群落	畑雑草群落
ヤナギ高木群落	ヨシクラス	水田雑草群落
シイ・カシ二次林	ツルヨシ群集	放棄水田雑草群落
アカガシ二次林	オギ群集	市街地
タブノキ-ヤブニッケイ二次林	ヒルムシロクラス	緑の多い住宅地
ハクウンボク-マテバシイ群落	スギ・ヒノキ・サワラ植林	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
コナラ群落	クロマツ植林	工場地帯
カヌガシ-カラザンショウ群落	クヌギ植林	造成地
ムクノキ群落	竹林	開放水域
アカマツ群落	ゴルフ場・芝地	自然裸地

出典：「第6回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」（環境省）

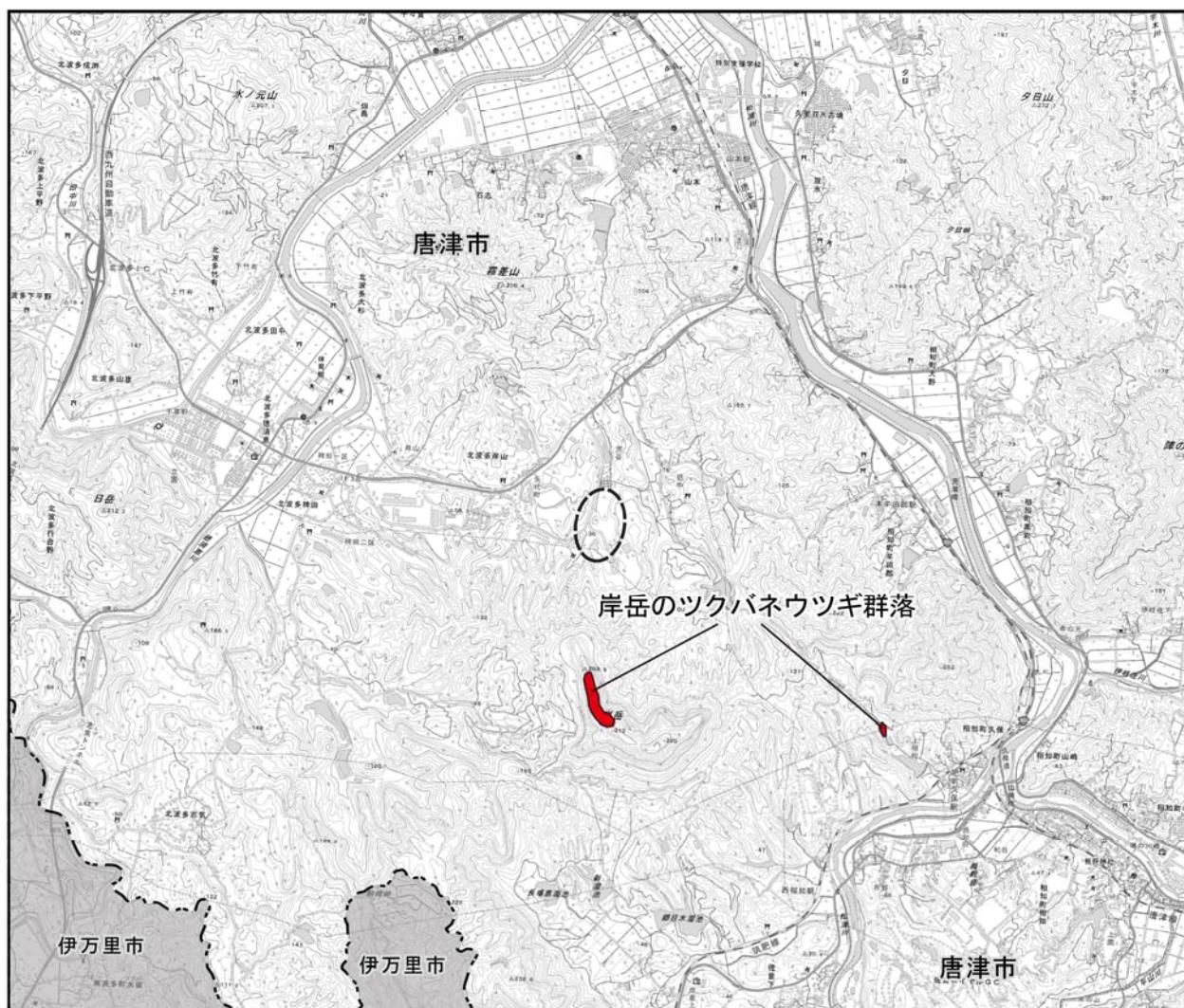
注）この地形図は、電子地形図25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

1:50,000

0 0.5 1.0 2.0 km

N

図 3.2-6 調査区域の現存植生図



凡 例

□ 事業実施想定区域

● 重要な植物群落

出典：「第2回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（昭和54年、環境庁）

注) この地形図は、電子地形図25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

1:50,000

0 0.5 1.0 2.0 km

N

図 3.2-7 調査区域の重要な植物群落位置図

5) 巨樹・巨木林

「第4回、第6回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（昭和63、平成11、12年度、環境庁）で確認した調査区域の巨樹・巨木林一覧を表 3.2-24に、巨樹・巨木林位置図を図 3.2-8に示す。調査区域には、クスノキやスギ、イチョウ等の巨樹・巨木が15箇所分布している。

表 3.2-24 調査区域の巨樹・巨木林一覧

No.	区分	種名	名称	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	樹林	クスノキ	稗田	521	15
2	樹林	タブノキ	稗田	317	9
3	単木	スダジイ	岸岳	432	18
4	単木	クスノキ	志氣	332	25
5	樹林	イチョウ	大野	313	35
6	樹林	クスノキ	大野	361	30
7	樹林	クスノキ	—	340	30
8	樹林	イチイガシ	—	300	30
9	樹林	イチイガシ	—	310	26
10	樹林	クスノキ	—	329	15
11	樹林	クスノキ	—	326	15
12	単木	クスノキ	—	300	21
13	単木	スギ	大杉	369	30
14	単木	イチョウ	伊岐佐	439	18
15	単木	イチョウ	—	340	20

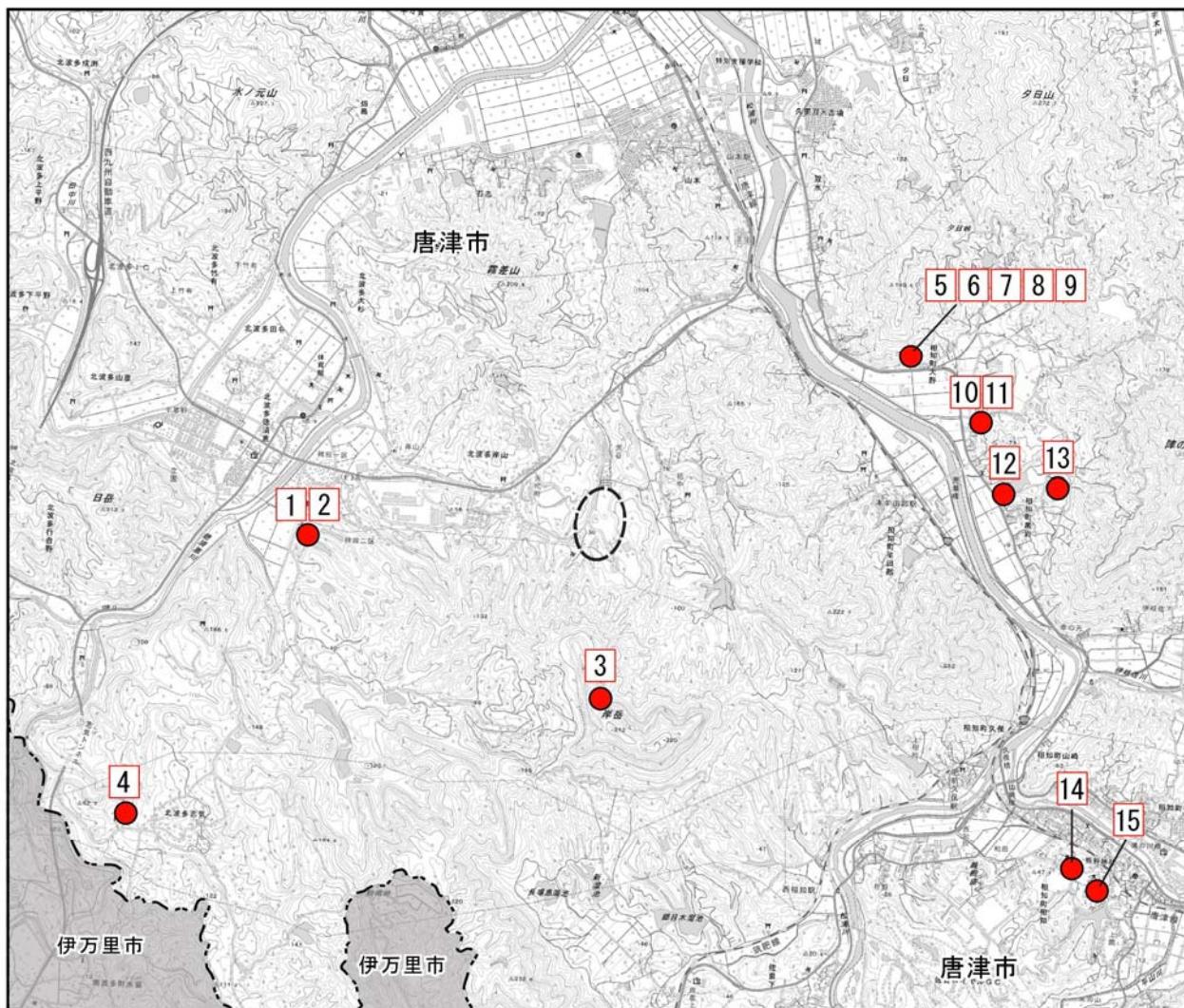
注1) No.は、図 3.2-8 に対応している。

注2) 調査区域内に巨木林は確認されなかった。

注3) “—”は出典に表記がないものを示す。

出典：「第4回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（昭和63年度、環境庁）

「第6回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（平成11,12年度、環境庁）



凡 例

□ 事業実施想定区域

● 巨樹・巨木林

注) 図中の No.は表 3.2-24 に対応している。

出典: 「第4回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（昭和63年度、環境庁）

「第6回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（平成11,12年度、環境庁）

1:50,000

0 0.5 1.0 2.0 km

N

注) この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

図 3.2-8 調査区域の巨樹・巨木林位置図

(3) 生態系

1) 環境類型区分

調査区域の環境類型区分を表 3.2-25 に、環境類型区分図を図 3.2-9 に示す。

地形及び植生区分の対応関係により、調査区域の環境は、自然林、二次林、草地、農耕地、市街地・造成地等、開放水域（河川、ため池）の 6 つの環境類型区分に分類される。

表 3.2-25 調査区域の環境類型区分

環境類型区分	地形区分	地質区分	土壤区分	植生区分
自然林	山地	砂岩層	乾性褐色森林土壤 (黄褐系)	ムクノキ群落
二次林	山地・丘陵地	砂岩層 黒雲母花崗岩類	湿性褐色森林土壤 褐色森林土壤 (黄褐系)	シイ・カシ二次林 スギ・ヒノキ・サワラ植林 アカメガシワーカラスザンショウ群落
草地	山地・丘陵地	砂岩層 砂がち堆積物	褐色森林土壤 (黄褐系)	路傍・空地雜草群落 畑雜草群落
農耕地	低地	泥がち堆積物 砂がち堆積物	灰色低地土壤	路傍・空地雜草群落 畑雜草群落 水田雜草群落
市街地・造成地等	低地	泥がち堆積物 砂がち堆積物	灰色低地土壤	市街地・造成地等
開放水域 (河川、ため池)	—	—	—	—

出典：「自然環境保全基礎調査（第 2 回～第 7 回）」（環境庁）

「国土数値情報（土地分類調査）」（国土数値情報ダウンロードサイト国土交通省）

2) 地域を特徴づける生態系

調査区域は、二次林（シイ・カシ二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林）及び農耕地（水田雜草群落）が主要な環境であり里地・里山の生態系と、松浦川とその支川等の水域の水辺の生態系が分布していると考えられる。

事業実施想定区域は、市街地及び山地・丘陵地の二次林（アカメガシワーカラスザンショウ群落）が主要な環境となっている。

地域を特徴づける生態系の注目種の抽出基準を表 3.2-26 に、環境類型区分ごとの注目種を表 3.2-27 に示す。

表 3.2-26 注目種の抽出基準

区分	視点
上位性	・対象範囲に広く生息するもの（複数の類型区分にわたって生息するもの）。 ・生態系が有する重要な機能（水質浄化機能、動物の生息場所の形成、連続性および物質生産機能）を指標するもの。
典型性	陸水域への依存度が高く、生態系の栄養段階の上位に位置するもの。
特殊性	陸域との境界域などに存在する段丘地や分布域の狭い汽水性植生、干潟などに生息するもの。

出典：「生物の多様性分野の環境影響評価技術（III） 生態系アセスメントの進め方について」

（平成 13 年 9 月、環境庁）

表 3.2-27 注目種

分類	上位性	典型性	特殊性
自然林	テン、オオタカ、フクロウ、オオスズメバチ、オオイシアブ	アカネズミ、ルリビタキ、ヤマアカガエル、ネブトクワガタ本土亜種、スダジイ、イチイガシ	【洞穴に生息】 キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ 【岸壁に生育】 タキミシダ・ヒメウラジロ
二次林	テン、ツミ、ハイタカ、サシバ、オオスズメバチ、ハラビロカマキリ	アカネズミ、サンショウクイ、カケス、ジムグリ、ミズイロオナガシジミ、ベニツチカメムシ、アラカシ、カラスザンショウ	【洞穴に生息】 キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ 【岸壁に生育】 タキミシダ・ヒメウラジロ
草地	キツネ、ノスリ、コミニズク、クロアナバチ本土亜種、シオヤアブ、コカマキリ	カヤネズミ、ノウサギ、セッカ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、ジヤノメチョウ、トノサマバッタ、エビイロカメムシ、ススキ、ネザサ	【洞穴に生息】 キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ
農耕地	キツネ、チョウゲンボウ、アカモズ、トビ、シオヤアブ、コカマキリ	コウベモグラ、タヌキ、イノシシ、タヒバリ、カワラヒワ、アカハライモリ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、ハネナガイナゴ、チガヤ	【洞穴に生息】 キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ
市街地 造成地等	アオダイショウ、コガタスズメバチ、シオヤアブ	アブラコウモリ、ハシブトガラス、ムクドリ、ニホンアマガエル、ニホンヤモリ、クマゼミ、アオマツムシ、カタバミ、アキメヒシバ	【洞穴に生息】 キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ
開放水域 (河川、ため池)	ニホンイタチ、ミサゴ、アオサギ、ウシガエル(外来種)、ギンヤンマ、タベサナエ	カイツブリ、カルガモ、カジカガエル、クサガメ、ニホンスッポン、ドジョウ、ミナミメダカ、カワヨシノボリ、キイロカワカゲロウ、ヒシ、クロモ、マルタニシ	【洞穴に生息】 キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ 【流れの緩やかな砂礫底で繁殖】 スナヤツメ南方種

出典：「第2回、第3回、第4回、第5回 自然環境保全基礎調査（自然環境情報 Web-GIS）」

(環境省 自然環境局 自然環境局生物多様性センター)

「佐賀県レッドリスト 2003 (鳥類、ほ乳類、両生類、爬虫類、貝類・甲殻類・その他)、(昆虫・クモ類編)」
(平成16年3月、佐賀県)

「佐賀県レッドリスト 2016 (汽水・淡水魚)」(平成29年3月、佐賀県)

「佐賀県レッドリスト 2020 (植物編)」(令和2年12月、佐賀県)

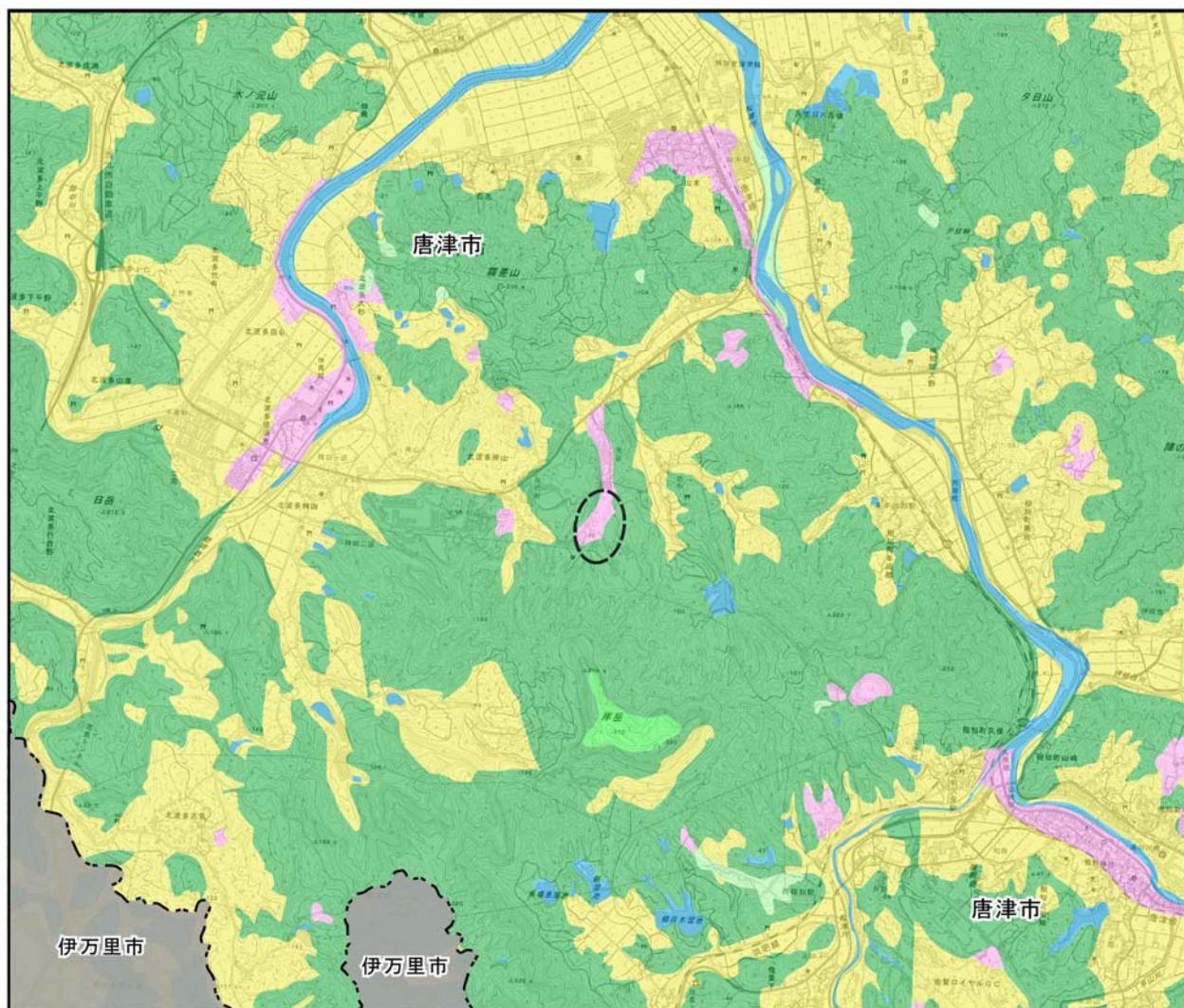
「河川環境データベース (河川水辺の国勢調査)両爬哺 1993年～2016年、鳥類 2001年～2018年、陸昆 1994年～2013年、魚類 2001年～2022年、底生 1994年～2019年、植物 1993年～2021年」

(国土交通省河川水辺の国勢調査 河川環境データベースシステム)

「唐津の自然」(2020年7月、「唐津の自然」作成実行委員会)

「北波多の自然」(平成23年3月、唐津市)

「佐賀の野鳥」(1997年3月、佐賀県農林部森林整備課)



凡 例

□ 事業実施想定区域

- 自然林
- 二次林
- 草地
- 農耕地
- 市街地
- 開放水域

出典：「自然環境保全基礎調査（植生調査（第2回～第5回）自然度区分）」（環境庁）

1:50,000

0 0.5 1.0 2.0 km

N

注) この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

図 3.2-9 調査区域の環境類型区分図

3.2.7 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観の状況

調査区域の主要な眺望点及び景観資源一覧を表 3.2-28に、位置図を図 3.2-10に示す。

調査区域の景観資源としては、「第3回自然環境保全基礎調査 佐賀県自然環境情報図」(平成元年、環境庁)において自然景観資源として選定されている岸岳や、県指定史跡の岸岳城跡等があげられる。

佐賀県は県の景観作りに関する施策の基本となる事項を位置付ける「佐賀県美しい景観づくり条例」(平成 20 年佐賀県条例第 24 号)を策定しており、唐津市は景観行政団体となっている。

表 3.2-28 調査区域の主要な眺望点、景観資源一覧

No.	名称	所在地	眺望点	景観資源	指定・種別	出典
1	霧差山	唐津市石志	○	○	地域資源、自然景観資源	③④
2	岸岳	唐津市相知町佐里	○	○	地域資源、自然景観資源	①③④
3	岸岳城跡	唐津市相知町久保	○	○	県指定史跡	①②⑤⑥⑦
4	鬼子岳城跡 法安寺	唐津市北波多岸山 447	○	○	地域資源、観光資源	④⑤
5	波多城跡	唐津市北波多稗田	○	○		①②
6	徳須恵川遊歩道	唐津市北波多	○	○		①②
7	松浦川遊歩道	唐津市相知町	○	○		①②
8	北波多集落	唐津市北波多	○	○		②
9	鶴殿窟	唐津市相知町相知		○	地域資源、自然景観資源	③
10	岸岳のツクバネウツギ群落	唐津市相知町牟田部、唐津市相知町久保		○	特定植物群落	③
11	岸岳古窯跡群飯洞甕下窯跡	北波多稗田、相知町佐里、岸岳国有林		○	国指定史跡、県指定史跡	①②⑤⑦
12	瑞巖寺跡	北波多徳須恵		○		⑤
13	田中親王塚古墳	唐津市北波多田中		○	市指定史跡	⑤⑦
14	古窯の森公園	唐津市北波多稗田 3372-104		○		①⑥
15	志気の大シャクナゲ	唐津市北波多志気		○	市指定天然記念物	⑥

注 1) 岸岳古窯跡群：肥前陶器窯跡（国指定史跡）及び岸岳古窯跡、道納屋窯跡（県指定史跡）の総称。

注 2) No.は図 3.2-10 に対応している。

出典：①「唐津市景観計画」（平成 20 年 1 月、令和 2 年 6 月 1 日変更、唐津市）

②「唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針」（平成 19 年 10 月、唐津市）

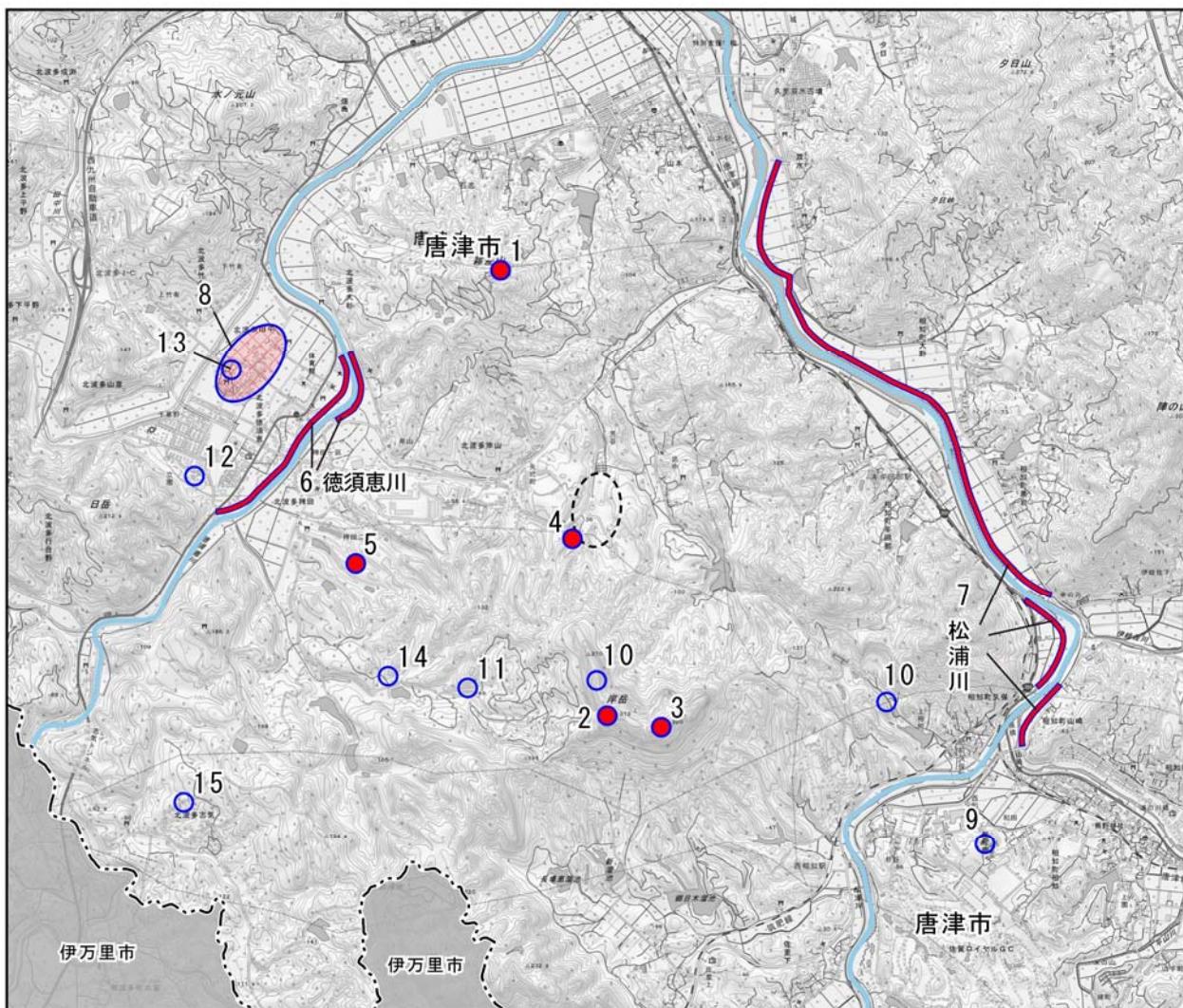
③「第3回自然環境保全基礎調査」（環境庁）

④「国土数値情報（地域資源、観光資源）」（国土数値情報ダウンロードサイト）

⑤「旅 Karatsu」（唐津市観光協会ホームページ）

⑥「あそぼーさが」（佐賀県観光連盟ホームページ）

⑦「市内の史跡一覧」（唐津市ホームページ）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 主要な眺望点
- 景観資源
- 主要な眺望点（遊歩道）
- 景観資源（遊歩道）
- ▨ 集落
- 河川

注 1) 図中の No.は表 3.2-28 に対応している。

注 2) 岸岳古窯跡群：肥前陶器窯跡（国指定史跡）及び岸岳古窯跡、道納屋窯跡（県指定史跡）の総称。

出典：「唐津市景観計画」（平成 20 年 1 月、令和 2 年 6 月 1 日変更、唐津市）

「唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針」（平成 19 年 10 月、唐津市）

「第 3 回自然環境保全基礎調査」（環境庁）

「地域資源データ」（国土数値情報ダウンロードサイト）

「旅 Karatsu」（唐津市観光協会ホームページ）

「あそぼーさが」（佐賀県観光連盟ホームページ）

1:50,000

0 0.5 1.0 2.0
km

N

注) この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

図 3.2-10 調査区域の主要な眺望点及び景観資源位置図

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場の状況を表 3.2-29に、人と自然との触れ合いの活動の場位置図を図 3.2-11に示す。

表 3.2-29 調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場の状況

No.	名称	概要	出典
1	徳須恵川遊歩道	自然豊かな環境の中を散策できる遊歩道で、地域の自然や風景を楽しむことができる。	②
2	松浦川遊歩道	自然の美しさを楽しめる散策路があり、川沿いの風景、散歩やウォーキングなど親しまれている。	②
3	古窯の森公園	初夏にはゲンジボタル 1 万匹が清らかな川辺を飛び交います。公園内には日本最古級の登窯、岸岳古窯跡（国指定史跡）があり、鮎帰り溜池から古窯跡一帯を散策する遊歩道がある。	①、③
4	四季の丘公園	風光明媚な焼米ため池湖畔の丘陵地に位置し、「花見の丘」、「水辺広場」、など四季それぞれに違った魅力を楽しむことができる。	④
5	波多川公園	徳須恵川の近くに位置する自然豊かな公園です。地域の憩いの場として、散策やピクニック、子供たちの遊び場として親しまれている。	④

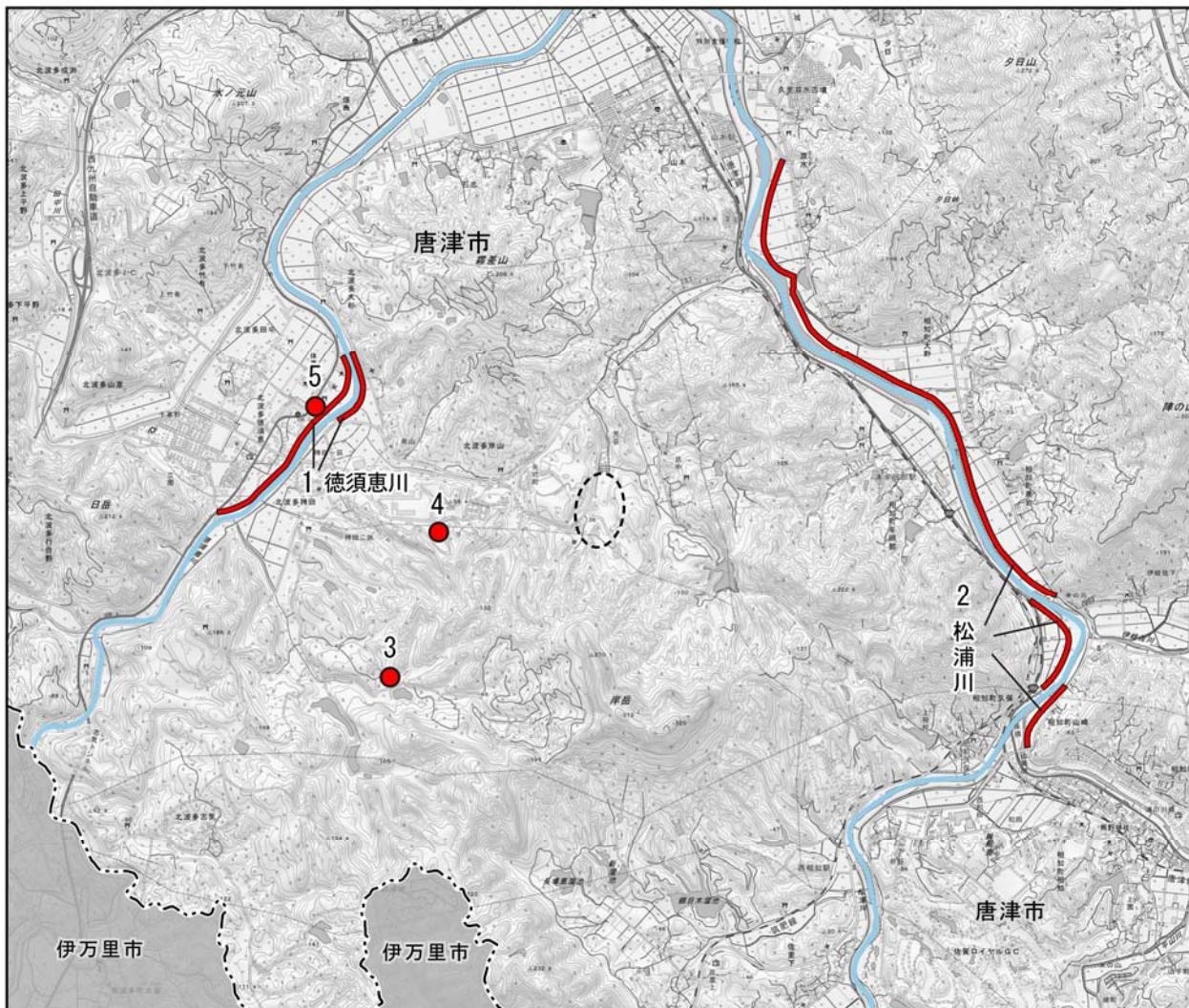
注) No.は、図 3.2-11 に対応している。

出典：①「唐津市景観計画」（平成 20 年 1 月、令和 2 年 6 月 1 日変更、唐津市）

②「唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針」（平成 19 年 10 月、唐津市）

③「あそぼーさが」（佐賀県観光連盟ホームページ）

④「唐津市施設案内（公園）」（唐津市ホームページ）



凡 例

事業実施想定区域

人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場（遊歩道）

河川

注) 図中の No.は表 3.2-29 に対応している。

出典：「唐津市景観計画」（平成 20 年 1 月、令和 2 年 6 月 1 日変更、唐津市）

「唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針」（平成 19 年 10 月、唐津市）

「あそぼーさが」（佐賀県観光連盟ホームページ）

「唐津市施設案内」（唐津市ホームページ）

注) この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

1:50,000

0 0.5 1.0

2.0

N

図 3.2-11 調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場位置図

3.3 社会的状況

3.3.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

1) 人口・世帯数

調査対象地域である唐津市の人口・世帯数を表 3.3-1に示す。

唐津市の令和7年の人口・世帯数は、113,890人、51,385世帯となっている。

唐津市の令和3年以降の人口の推移についてみると、過去5年で人口はやや減少傾向にあり、世帯数はほぼ横ばいで推移している。

表 3.3-1 調査対象地域（唐津市）の人口・世帯数

区分	年	人口（人）			世帯数 (世帯)
		総 数	男	女	
唐津市	令和3年	119,869	56,483	63,386	51,038
	令和4年	118,400	55,879	62,521	50,959
	令和5年	116,970	55,227	61,743	51,112
	令和6年	115,475	54,472	61,003	51,195
	令和7年	113,890	53,695	60,195	51,385

注) 過去5年間（令和3年～令和7年）の人口は各年1月1日現在の実績を示す。

出典：「唐津市の人口」（唐津市ホームページ）

(2) 産業の状況

1) 産業の構造

調査対象地域である唐津市の産業別人口を表 3.3-2に示す。

唐津市の産業別人口の構成比では、第一次産業が10.5%、第二次産業が22.8%、第三次産業が65.0%、となっており、第三次産業が最も多い。また、産業別では「医療、福祉」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」となっている。

表 3.3-2 調査対象地域（唐津市）の産業別人口（令和2年）

部門	産業大分類	唐津市		佐賀県 (人)
		人口(人)	構成比(%)	
第一次産業 (10.5%)	農業	5,197	9.2	26,593
	林業	69	0.1	26,192
	漁業	664	1.2	3,024
第二次産業 (22.8%)	鉱業	62	0.1	135
	建設業	5,731	10.1	32,819
	製造業	7,102	12.6	60,954
第三次産業 (65.0%)	電気・ガス・熱供給・水道業	827	1.5	2,655
	情報通信業	395	0.7	4,229
	運輸業、郵便業	2,329	4.1	18,703
	卸売業、小売業	7,836	13.9	57,114
	金融業、保険業	752	1.3	7,747
	不動産業、物品賃貸業	506	0.9	4,220
	学術研究、専門・技術サービス業	1,145	2.0	8,578
	宿泊業、飲食サービス業	3,222	5.7	20,031
	生活関連サービス業、娯楽業	1,860	3.3	13,612
	教育、学習支援業	2,687	4.8	20,436
	医療、福祉	9,123	16.2	65,003
	複合サービス事業	805	1.4	4,758
	サービス業（他に分類されないもの）	3,357	5.9	22,581
	公務（他に分類されるものを除く）	1,862	3.3	18,090
分類不能の産業 (1.7%)		935	1.7	8,982
総 数		56,466	100	400,264

出典：「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計」（政府統計の総合窓口 e-Stat ホームページ）

「令和2年度 国勢調査結果」（総務省統計局）を使用して作成した。

2) 第1次産業

調査対象地域である唐津市の専業兼業農家数（販売農家）を表 3.3-3に、経営耕地面積（販売農家）を表 3.3-4に示す。

総農家戸数は、減少している。また、販売農家では兼業農家が多く、兼業農家では兼業所得の方が農業所得よりも多い第2種兼業農家の割合が多い。

経営耕地面積は、田、畠及び樹園地ともに減少している。また、田、畠、樹園地の種別では、田の面積割合が高い。

表 3.3-3 調査対象地域（唐津市）の専業兼業農家数（販売農家）

市町	年次	総農家数 (戸)	自給的 農家 (戸)	販売農家(戸)			
				計	専業農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家
唐津市	平成 22 年	4,737	1,061	3,676	993	848	1,835
	平成 27 年	4,205	1,005	3,200	1,104	557	1,539
	令和 2 年	3,449	870	2,579	—	—	—

注 1) 各年 2 月 1 日現在の実績を示す。

注 2) 自給的農家とは経営耕地面積が 30 a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家を示す。

販売農家とは経営耕地面積が 30 a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家を示す。

第1種兼業農家は、農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家を示す。

第2種兼業農家は、兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家を示す。

注 3) 令和 2 年は販売農家の内訳を調査されていない。

出典：「唐津市の各種統計情報（農業）」（唐津市ホームページ）

表 3.3-4 調査対象地域（唐津市）の経営耕地面積

市町	年次	項目	総面積	田	畠	樹園地
唐津市	平成 22 年	総数(a)	5,122	2,915	1,372	835
		構成比	(100.0%)	(56.9%)	(26.8%)	(16.3%)
唐津市	平成 27 年	総数(a)	4,617	2,672	1,225	720
		構成比	(100.0%)	(57.9%)	(26.5%)	(15.6%)
唐津市	令和 2 年	総数(a)	4,030	2,459	1,045	527
		構成比	(100.0%)	(61.0%)	(25.9%)	(13.1%)

注 1) 各年 2 月 1 日現在の実績を示す。

注 2) 経営耕地面積はそれぞれの数字を ha 単位に四捨五入しているので必ずしも計に一致しない。

注 3) 四捨五入の関係上、合計が 100%にならない場合がある。

出典：「唐津市の各種統計情報（農業）」（唐津市ホームページ）

3) 第2次産業

調査対象地域である唐津市の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移を表 3.3-5に、産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（令和2年）を表 3.3-6に示す。

唐津市の事業所数は、横ばいに推移している。従業者数は、平成30年から令和2年にかけて増加している。また、製造品出荷額等は、平成元年に増加したが令和2年には減少に転じている。

令和2年の唐津市の事業所数は150、従業者数は6,139人、製造品出荷額等は15,727,037万円となっている。

唐津市の産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（令和2年）をみると、事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は食料品製造業が最も多い。

表 3.3-5 調査対象地域（唐津市）の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

市町	年次	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
唐津市	平成 30 年	153	5,914	14,277,582
	令和元年	151	5,926	16,056,421
	令和 2 年	150	6,139	15,727,037

注1) 各年の調査は12月31日現在の実績を示す。

注2) 従業者4人以上の事業所を対象としている。

出典：「唐津市の各種統計情報（事業所）」（唐津市ホームページ）

表 3.3-6 調査対象地域（唐津市）の産業中分類別事業所数、
従業者数及び製造品出荷額等（令和2年）

産業中分類	唐津市		
	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
	(事業所)	(人)	(万円)
総数	150	6,139	15,727,037
食料品	49	3,244	6,896,091
飲料・たばこ・飼料	4	45	55,501
繊維工業	15	700	592,743
木材・木製品	6	101	493,368
家具・装備品	6	47	82,066
パルプ・紙・紙加工品	1	70	X
印刷・同関連業	1	4	X
化学工業	4	190	2,830,288
プラスチック製品	4	127	215,985
ゴム製品	1	28	X
なめし革・同製品・毛皮	1	232	X
窯業・土石製品	13	145	203,821
鉄鋼業	1	7	X
金属製品	11	100	123,082
はん用機械器具	4	121	170,425
生産用機械器具	16	556	1,374,885
電子部品・デバイス・電子回路	1	13	X
電気機械器具	3	308	1,707,056
輸送用機械器具	6	68	52,764
その他	3	33	26,671

注1) 事業所数、従業者数は令和2(2020)年6月1日現在、製造品出荷額等は平成31(2019)年1月～令和元(2019)年12月までの実績を示す。

注2) 表中の“X”は該当数値の公表をさし控えたものを示す。

注3) 従業者4人以上の事業所を対象としている。

出典：「工業統計調査（2020年確報）」（経済産業省）

4) 第3次産業

調査対象地域である唐津市の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移を表 3.3-7に、業種別状況（令和3年）を表 3.3-8に示す。

唐津市の事業所数は、平成24年から令和3年にかけて減少している。従業者数、年間販売額は平成28年に増加したが、令和3年には減少している。

業種別状況（令和3年）をみると、年間商品販売額が最も多いのは、卸売業、小売業とともに飲食料品卸売業である。

表 3.3-7 調査対象地域（唐津市）の事業所数、従業者及び年間販売額の推移

市町	年次	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
唐津市	平成 24 年	1,314	7,235	155,448
	平成 28 年	1,308	7,974	181,223
	令和 3 年	1,211	7,875	176,426

注) 平成 24 年は 2 月 1 日現在、平成 28 年は 6 月 1 日現在、令和 3 年は 6 月 1 日現在の実績を示す。

出典：「経済センサス - 活動調査 平成 24、28、令和 3 年度」（総務省・経済産業省：政府統計の総合窓口）

表 3.3-8 調査対象地域（唐津市）の業種別状況（令和 3 年）

産業中分類	唐津市		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
卸売業	総数	220	1,525
	各種商品卸売業	1	3
	繊維・衣服等卸売業	6	34
	飲食料品卸売業	86	714
	建築材料、鉱物 金属材料等卸売業	36	220
	機械器具卸売業	41	277
	その他の卸売業	50	277
小売業	総数	991	6,350
	各種商品小売業	3	273
	織物・衣服 身の回り品小売業	111	386
	飲食料品小売業	346	2,843
	機械器具小売業	125	662
	その他の小売業	373	1,998
	無店舗小売業	33	188

注 1) 令和 3 年 6 月 1 日現在の実績を示す。

注 2) 表中の “-” は、該当数字がないものを示す。

出典：「令和 3 年 経済センサス - 活動調査 産業別集計（卸売業、小売業）」

（総務省・経済産業省：政府統計の総合窓口）

3.3.2 土地利用の状況

(1) 現在の土地利用

調査対象地域である唐津市の令和5年の地目別土地面積を表 3.3-9に示す。山林が最も多くを占めており、次いで畠となっている。

表 3.3-9 調査対象地域（唐津市）の地目別土地面積（令和5年）

（単位：千m²）

地目区分	総面積	田	畠	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	その他
総面積	444,742	41,988	60,088	24,395	181,474	19,580	18,420	733	98,064
課税地積	328,060	41,004	59,268	22,119	173,875	17,847	13,718	189	40
非課税地積	116,682	984	820	2,276	7,599	1,733	4,702	544	98,024

注1) 令和5年1月1日現在の実績を示す。

注2) 固定資産概要調書の数値（免税点未満を含む）で国有地等は含まれないものもあり市域面積とは異なる。

出典：「唐津市の各種統計情報（土地・気象）」（唐津市ホームページ）

(2) 土地利用計画

調査対象地域である唐津市の土地利用計画については、唐津市都市計画マスタープラン（令和7年3月、唐津市）及び唐津市立地適正化計画（令和7年3月、唐津市）がある。

1) 唐津市都市計画マスタープラン（令和7年3月）

唐津市の都市計画に関する基本的な方針となる唐津市都市計画マスタープランは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき、唐津市の総合計画（基本構想）や、佐賀県が策定する都市計画区域マスタープランに即して定められ、自然的土地利用と共生を前提に、都市的土地利用の拡散を抑制し、市街地の人口密度を維持するための計画的な土地利用を推進するため、以下の3つの基本方針を定めている。

- ① 都市の骨格を形成する自然環境と共生した土地利用の推進
- ② 一定の人口密度の確保と、地域特性に応じた計画的な土地利用の推進
- ③ 災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導

2) 唐津市立地適正化計画（令和7年3月）

唐津市立地適正化計画は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき、住宅（居住機能）や医療、福祉、商業などの生活に必要な施設（都市機能）の立地を適正に誘導していくため計画された。

既存の都市計画制度も組み合わせながら、災害リスクを考慮した居住や都市機能の緩やかな誘導により、人口減少に対応した持続可能な都市構造へと再編を図り、唐津市の現状や将来の見通しを踏まえたまちづくりの課題をもとに、まちづくりの方針（ターゲット）と、課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）を定めることを基本方針としている。

3.3.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用状況

唐津市の主な水源は松浦川水系の表流水を利用している。また、玉島川（唐津市七山）の伏流水及び離島地区や山間部の高所地区では、貯水や地下水を水源として使用している。

唐津市の取水状況を表 3.3-10 に示す。

表 3.3-10 唐津市の取水状況（上水道）（令和 6 年）

事業 主体名	年間取水量（千m ³ ）							
	地表水			地下水			湧水	合計
	ダム	湖沼水	表流水 (自流)	伏流水	浅井戸	深井戸		
唐津市	560	19	10,720	2,367	18	2	—	13,86

注 1) “—”は出典に記載がないことを示す。

注 2) 表の数値は令和 6 年 3 月 31 日現在を示す。

出典：「令和 5 年度 佐賀県の水道」（令和 7 年 3 月、佐賀県ホームページ）

(2) ため池の状況

農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が、令和元年 7 月 1 日に施行された。調査区域の農業用ため池の状況を表 3.3-11 に、農業用ため池位置図を図 3.3-1 に示す。

調査区域の農業用ため池は、88 箇所であった。

表 3.3-11 (1) 調査区域の農業用ため池の状況

No.	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)	届出 年月日	防災重点農業用 ため池 指定年月日	特定農業用 ため池 指定年月日
1	高尾上	畠島 4975	3.4	40.0	1.1	令和1年12月10日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
2	太田第1	北波多成渕 2612	5.8	100.0	40.7	令和1年10月29日	令和3年3月26日	—
3	太田第2	北波多成渕 2753	3.0	62.0	2.7	令和1年10月29日	—	—
4	竹木場	北波多成渕	5.3	59.0	21.0	令和1年10月29日	令和3年3月26日	—
5	宮ノ谷	畠島 6062-1	6.6	48.0	10.5	令和1年12月10日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
6	橋内	畠島 5463-3	5.7	39.0	3.0	令和1年12月10日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
7	山口	北波多竹有 2440	5.2	70.0	10.8	令和1年12月2日	令和3年3月26日	—
8	屋敷谷下	北波多竹有 2563	1.9	35.0	1.0	令和1年12月2日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
9	風呂の谷	北波多大杉 996	4.7	36.0	2.0	令和1年11月13日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
10	大杉新	北波多大杉 1187	7.6	76.0	40.0	令和1年11月13日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
11	田堤	北波多大杉 996	3.9	98.0	3.2	令和1年11月13日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
12	小森	石志字小森	6.7	65.0	30.4	令和1年12月10日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
13	スゲタ	石志字牛頭	4.9	43.0	3.0	令和1年12月10日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
14	牛頭	石志字牛頭	6.7	80.0	28.0	令和1年12月10日	令和3年3月26日	令和2年3月31日

表 3.3-11 (2) 調査区域の農業用ため池の状況

No.	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)	届出 年月日	防災重点農業用 ため池 指定年月日	特定農業用 ため池 指定年月日
15	夫婦下	北波多大杉 1146	3.5	99.0	6.0	令和1年11月13日	—	—
16	夫婦上	北波多大杉 1146	4.2	35.0	1.0	令和1年11月13日	—	—
17	鰐	北波多大杉 1146	6.4	51.0	8.0	令和1年11月13日	—	—
18	七ツ枝下	北波多岸山	6.1	35.0	4.5	令和4年6月6日	令和5年1月13日	—
19	七ツ枝中	北波多岸山	5.5	30.0	1.5	令和4年6月6日	令和5年1月13日	—
20	七ツ枝上	北波多岸山	5.0	20.0	5.0	令和4年6月6日	令和5年1月13日	—
21	岩の谷	北波多大杉 806	5.3	46.0	7.7	令和1年11月13日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
22	桜木	北波多岸山 783	3.0	23.0	1.2	令和1年11月14日	令和3年3月26日	—
23	岸山	北波多岸山 355-26、366、513-2	8.8	38.0	34.1	令和1年11月14日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
24	東	石志字裏ノ谷	6.0	65.0	18.0	令和1年12月10日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
25	山本下	山本	9.2	161.0	119.0	令和1年12月10日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
26	山本中	山本	5.5	89.0	24.0	令和1年12月10日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
27	山本上	山本字	3.4	58.0	5.5	令和1年12月10日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
28	早間	山本	4.3	57.0	3.0	令和1年12月10日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
29	鍛冶ヶ谷	山本	5.4	47.0	4.5	令和1年12月10日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
30	牛ヶ谷	山本	6.8	72.0	10.0	令和1年12月10日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
31	千石石	宇木 3405-33	4.7	25.0	2.8	令和1年12月20日	—	—
32	弓田	久里	6.1	62.0	24.0	令和1年12月20日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
33	新	久里	6.9	125.0	12.0	令和1年12月20日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
34	船石	夕日 123	3.2	32.0	0.9	令和1年12月20日	—	—
35	千間寺	双水	3.5	48.0	10.0	令和1年12月25日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
36	大久保	宇木 3447-99	5.5	28.0	9.0	令和1年12月20日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
37	下田木場	相知町大字大野 字割石 801	11.4	71.0	17.6	令和1年11月19日	令和3年3月26日	—
38	夕日峠	相知町大野 字菖蒲ヶ谷 854	7.1	60.0	2.7	令和1年11月19日	令和3年3月26日	—
39	荒平	夕日 405	7.5	68.0	12.0	令和1年12月20日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
40	大塚上	双水	6.0	43.0	6.0	令和1年12月25日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
41	大塚下	双水	6.0	77.0	1.5	令和1年12月25日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
42	名小田	双水 1792-1	5.8	225.0	36.0	令和1年12月25日	—	—
43	影の木	相知町大野 字下影の木 632	7.2	58.0	17.2	令和1年11月12日	—	—
44	大野第1	相知町大野 字八反ヶ倉 509	4.4	23.0	2.2	令和1年11月19日	—	—
45	大野第2	相知町大字大野 字セセリ谷 297	6.7	26.0	10.4	令和1年11月19日	令和3年3月26日	—
46	大野第3	相知町大野 字セセリ谷 274	7.2	31.0	7.2	令和1年11月19日	—	—
47	黒岩	相知町黒岩 字二反田 594-1	8.4	57.0	40.5	令和1年11月12日	令和3年3月26日	—
48	峯	相知町黒岩 字小合丸 406	3.1	40.0	2.0	令和1年11月12日	令和3年3月26日	—

表 3.3-11 (3) 調査区域の農業用ため池の状況

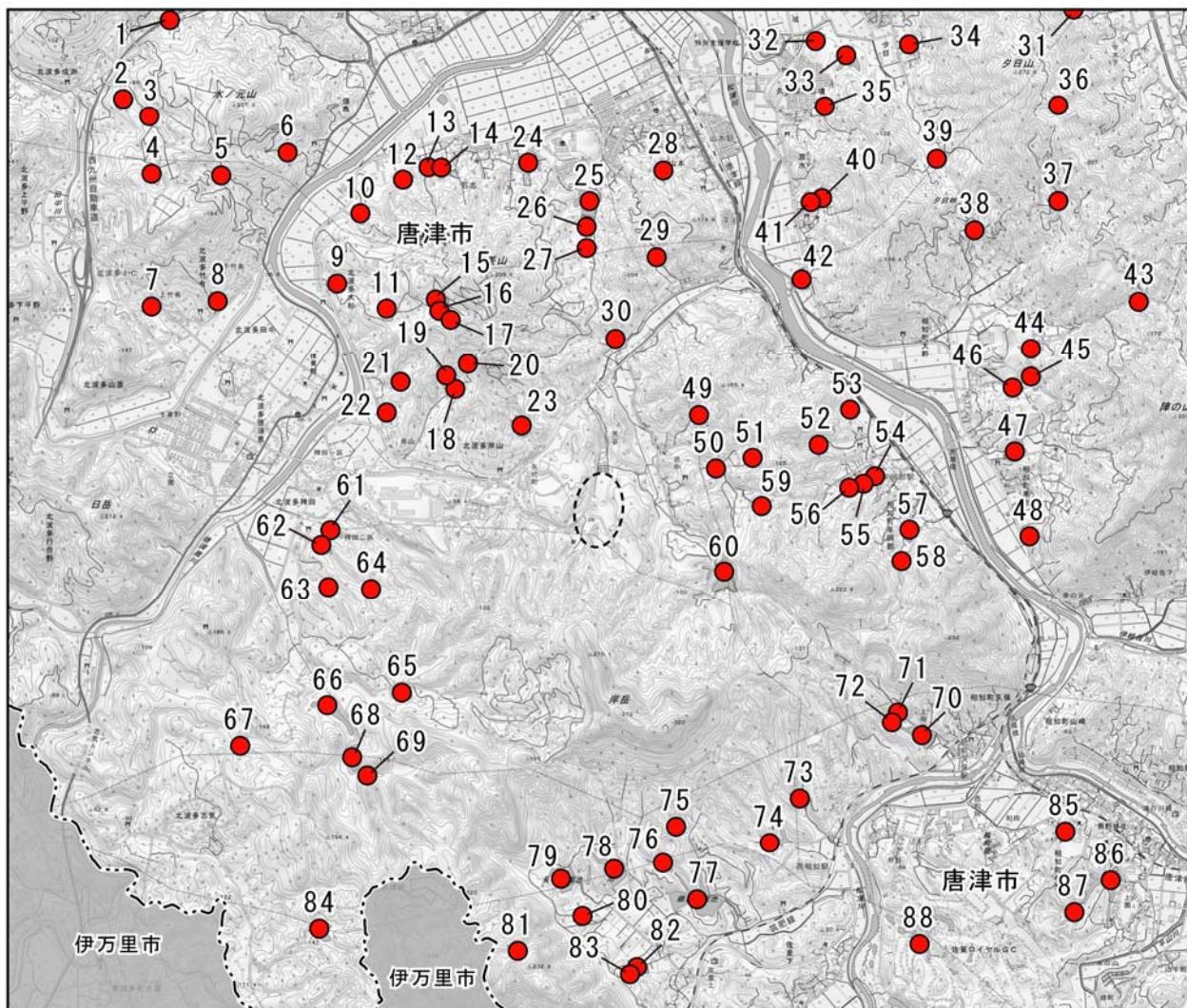
No.	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m³)	届出 年月日	防災重点農業用 ため池 指定年月日	特定農業用 ため池 指定年月日
49	平木場	相知町牟田部 字平木場 2580-36	4.2	19.0	0.8	令和1年11月19日	—	—
50	吉治	相知町牟田部 字藤太平 2669-1	4.9	52.0	10.6	令和1年11月13日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
51	吉治第2	相知町牟田部 字吉治ヶ平 2652	5.9	24.0	1.1	令和1年11月14日	—	—
52	木細工第1	相知町牟田部 字木細工 1728	6.1	32.0	2.4	令和1年11月20日	令和3年3月26日	—
53	木細工第2	相知町牟田部字木 細工 1788	3.9	32.0	1.3	令和1年11月20日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
54	六郎屋第1	相知町牟田部字平 野谷 1478	7.5	53.0	12.5	令和1年11月20日	令和3年3月26日	—
55	六郎屋第2	相知町牟田部字平 野谷 1496	5.9	29.0	3.9	令和1年11月20日	令和3年3月26日	—
56	三郎谷	相知町牟田部字平 野谷 1541-1	5.8	34.0	3.0	令和1年11月20日	令和3年3月26日	—
57	浅井	相知町牟田部字六 郎屋 1287-1	8.8	120.0	24.4	令和1年11月20日	令和3年3月26日	—
58	浅井第2	相知町牟田部字六 郎屋 1299	6.8	45.0	4.0	令和1年11月20日	令和3年3月26日	—
59	藤太平	相知町牟田部字藤 太平 2691	4.3	23.0	1.4	令和1年11月11日	—	—
60	坊中	相知町坊中	11.3	84.0	108.0	令和1年12月10日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
61	裏の谷	北波多稗田 2094	4.0	49.0	15.0	令和1年11月26日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
62	奥の坊	北波多稗田 2424	5.9	47.0	27.0	令和1年11月26日	—	—
63	杉谷	北波多稗田 2480-1	4.9	48.0	7.7	令和1年11月26日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
64	頭の	北波多稗田 2435	4.3	28.0	6.8	令和1年11月26日	—	—
65	鮎帰り	北波多稗田 3311	5.6	182.0	30.0	令和1年11月26日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
66	新溜下	北波多稗田 3321	12.0	116.0	105.0	令和1年11月26日	令和3年3月26日	—
67	一の坂	北波多稗田 2883-1	16.2	70.0	9.0	令和1年11月26日	令和3年3月26日	—
68	新溜上	北波多稗田 3344-1	13.0	67.0	13.5	令和1年11月26日	令和3年3月26日	—
69	帆柱	北波多稗田 3371-620	3.3	39.0	3.5	令和1年11月26日	—	—
70	久保第1	相知町大字久保 字谷川添 89-5	9.4	133.0	46.0	令和1年11月20日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
71	久保第2	相知町久保 字大良 398	6.4	43.0	6.4	令和1年11月20日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
72	久保第3	相知町久保 字大良 419	3.4	31.0	1.0	令和1年11月20日	—	—
73	長場恵	相知町字打割坂 3402	4.8	60.0	10.8	令和1年11月26日	—	—
74	大谷	相知町佐里 字藤野 3393	6.1	39.0	49.5	令和1年11月26日	令和3年3月26日	—
75	新	相知町大字佐里 字木場谷 3125	11.3	48.0	19.4	令和1年11月26日	—	—
76	木場ノ谷	相知町佐里 字明神 1455	6.0	31.0	19.4	令和1年11月26日	—	—
77	郷目木	相知町大字佐里下 字ゴヨメキ 3079	9.4	89.0	210.9	令和1年11月26日	—	—
78	新	相知町大字佐里字 赤地坂 1418	10.7	158.0	103.0	令和1年11月12日	令和3年3月26日	—

表 3.3-11 (4) 調査区域の農業用ため池の状況

No.	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)	届出 年月日	防災重点農業用 ため池 指定年月日	特定農業用 ため池 指定年月日
79	長場恵	相知町佐里字1366、 ナガハエ 1365-20	5.2	71.0	10.0	令和1年11月12日	令和3年3月26日	
80	カクシダ	相知町佐里 字赤地坂 1395	4.1	38.0	2.0	令和1年11月12日	—	
81	中ノ野	相知町佐里 字トシヲ原 1317	5.4	30.0	4.2	令和1年11月12日	—	
82	木場前	相知町佐里 字藤原 1209	5.0	67.0	3.0	令和1年11月12日	令和3年3月26日	
83	木場前中	相知町大字 佐里字藤原 1209	2.5	16.0	1.5	令和1年11月12日	令和3年3月26日	
84	山の田	北波多志気 3185	15.7	67.0	63.0	令和1年11月5日	令和3年3月26日	令和2年3月31日
85	峰	相知町相知 字天徳 2446	3.7	20.0	1.0	令和1年11月27日	令和3年3月26日	
86	長尾第1	相知町相知 字長尾 1689-1	5.2	107.0	47.5	令和1年11月27日	令和3年3月26日	
87	長尾第2	相知町相知 字長尾 1726	3.5	27.0	1.4	令和1年11月27日	令和3年3月26日	
88	高橋	相知町佐里 字スウノ山 126	3.3	24.0	7.2	令和1年11月26日	令和3年3月26日	

注) No.は図 3.3-1 に対応している。

出典: 「ため池整備 ため池データベース」 (佐賀県ホームページ)



凡 例

□ 事業実施想定区域

● 農業用ため池

注) 図中の No.は、表 3.3-11 に対応している。

出典：「ため池整備 ため池データベース」（佐賀県ホームページ）

注) この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

1:50,000
0 0.5 1.0 2.0 km
N

図 3.3-1 農業用ため池位置図

3.3.4 交通の状況

(1) 道路の状況

1) 自動車交通量調査

調査区域の自動車交通量調査結果（令和3年度）を表 3.3-12に、主要な道路及び道路交通センサス位置図を図 3.3-2に示す。

調査区域の交通網は、事業実施想定区域の西側に一般国道202号、東側に一般国道203号、北側に主要地方道（県道52号）山本波多津線が伸びている。

調査区域の自動車交通量をみると、令和3年度における平日24時間の自動車交通量は、一般国道203号の区間番号「10342」で14,317台と最も多い。事業実施想定区域に最も近い区間は、主要地方道（県道52号）山本波多津線の区間番号「41170」で、平日24時間の自動車交通量は4,917台となっている。

表 3.3-12 調査区域の自動車交通量調査結果（令和3年度）

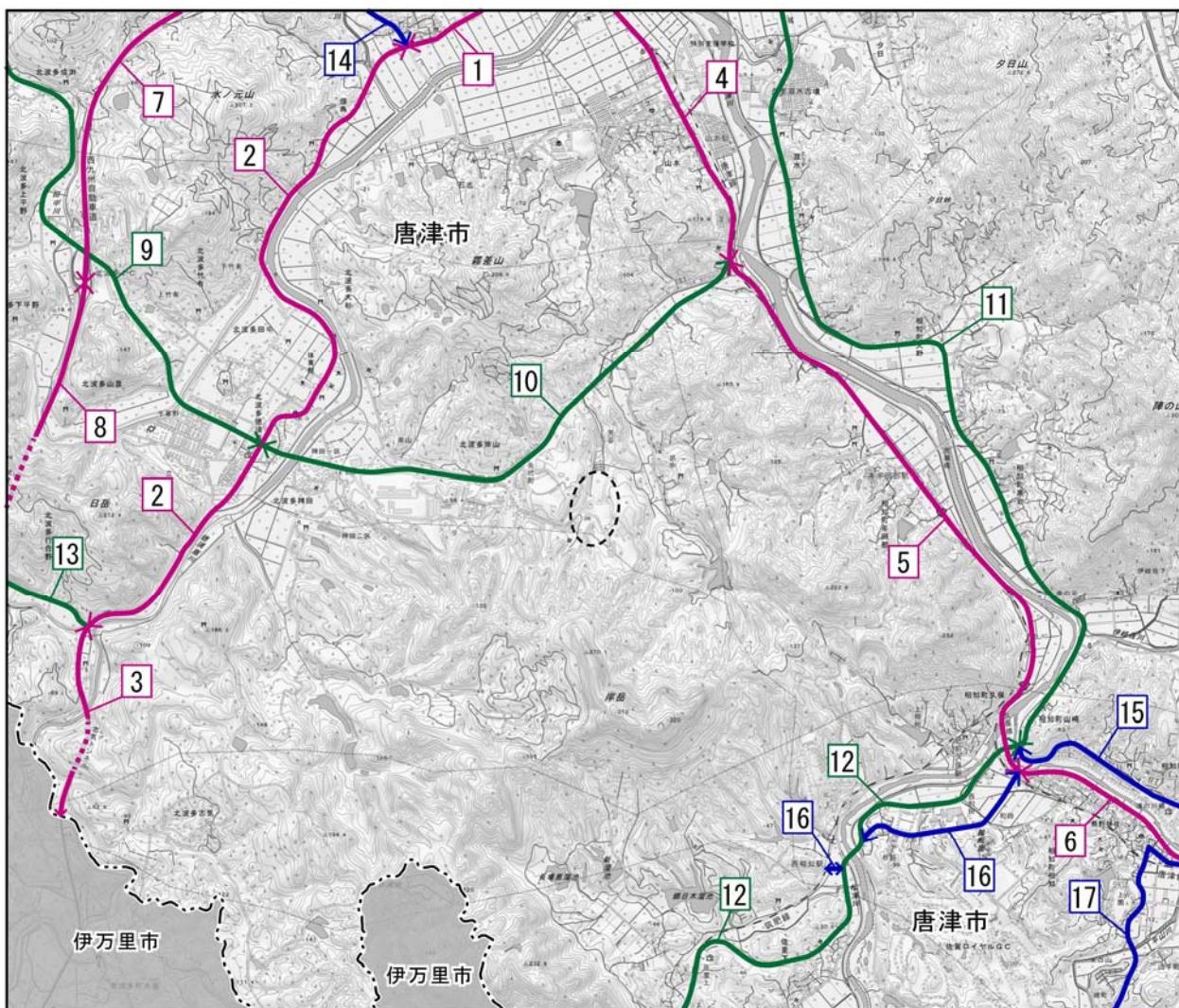
No.	種類	路線番号	路線名	交通量調査単位区間番号	昼間 12 時間自動車類交通量（7時～19時）				24 時間自動車類交通量		
					小型（台）	大型（台）	合計（台）	大型車混入率（%）	小型（台）	大型（台）	合計（台）
1	一般国道	202	一般国道 202 号	10275	5,800	324	6,124	5.3	6,966	405	7,371
2		202	一般国道 202 号	10280	3,552	270	3,822	7.1	4,671	453	5,124
3		202	一般国道 202 号	10285	4,490	627	5,117	12.3	5,846	829	6,675
4		203	一般国道 203 号	10340	10,892	735	11,627	6.3	13,064	904	13,968
5		203	一般国道 203 号	10342	10,696	1,039	11,735	8.9	12,966	1,351	14,317
6		203	一般国道 203 号	10345	8,987	1,021	10,008	10.2	10,938	1,289	12,227
7		497	一般国道 497 号	11306	7,670	1,215	8,885	13.7	9,496	1,681	11,177
8		497	一般国道 497 号	11308	8,243	2,025	10,268	19.7	10,284	2,596	12,880
9	主要地方道（県道）	50	唐津北波多線	41110	2,958	532	3,490	15.2	3,592	631	4,223
10		52	山本波多津線	41170	3,482	548	4,030	13.6	4,246	671	4,917
11		40	浜玉相知線	40750	7,932	793	8,725	9.1	9,678	1,141	10,819
12		38	相知山内線	40660	2,443	307	2,750	11.2	3,027	408	3,435
13		52	山本波多津線	41180	1,219	269	1,488	18.1	1,530	325	1,855
14	一般県道	320	千々賀神田線	61340	7,729	658	8,387	7.8	9,357	959	10,316
15		341	山崎町切線	61590	2,265	34	2,299	1.5	2,678	104	2,782
16		264	山崎西相知停車場線	60810	2,229	582	2,811	20.7	2,737	664	3,401
17		259	平山相知線	60790	1,326	63	1,389	4.5	1,539	86	1,625

注1) 道路・路線名は交通量調査時（令和3年度）のものを表示している。

注2) “斜体表示”は推定値を示す。

注3) No. は、図 3.3-2 に対応している。

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省 Web サイト）



凡 例

- 事業実施想定区域 (Dashed line)
- 一般国道 (Pink line)
- 主要地方道 (Green line)
- 一般県道 (Blue line)

注) 図中の番号は表 3.3-12 に対応している。

出典: 「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省 Web サイト) 1:50,000

注) この地形図は、電子地形図 25000 (国土地理院) に情報を追記したものである。

0 0.5 1.0 2.0 km N

図 3.3-2 調査区域の主要な道路位置図

2) 自動車台数

調査対象地域である唐津市の車種別自動車保有台数（令和4年）を表 3.3-13に示す。自動車保有台数の総数をみると、令和4年の自動車台数は、軽自動車が最も多く49,556台となっている。

表 3.3-13 調査対象地域（唐津市）の車種別自動車保有台数（令和4年）

区分	市町	唐津市
総数		93,388 台
貨物車	普通車	2,106 台
	小型車	3,625 台
	被けん引車	110 台
乗合自動車		325 台
乗用車	普通車	17,361 台
	小型車	16,542 台
特殊用途車		1,520 台
大型特殊車		175 台
小型二輪車		2,068 台
軽自動車		49,556 台

注1) 令和4年3月31日現在の実績を示す。

注2) 軽二輪（125cc～250cc未満）及びミニカーは表の中に含まれていない。

出典：「唐津市の各種統計情報（運輸・通信）」（唐津市ホームページ）

（2）鉄道の状況

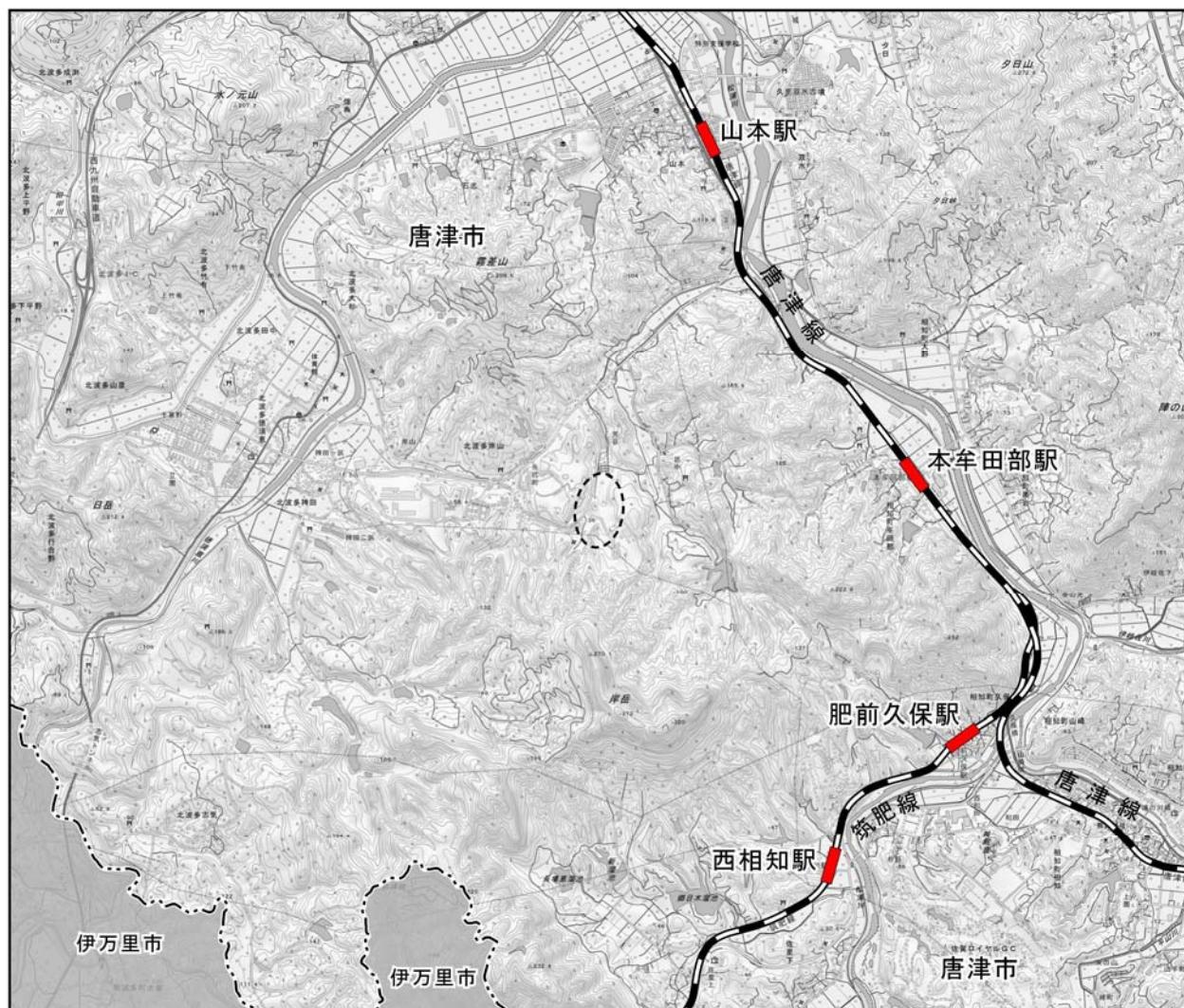
調査区域におけるJR九州（筑肥線・唐津線）各駅の1日平均乗降人員数を表 3.3-14に、調査区域の鉄道網図を図 3.3-3に示す。調査区域では、事業実施想定区域の北東から南東方向にJR九州（筑肥線・唐津線）があり、事業実施想定区域の最寄り駅である本牟田部駅の平成24年度における1日平均乗降人員数は64人であり、平成20年度の75人より減少している。

表 3.3-14 調査区域のJR九州（筑肥線・唐津線）各駅の1日平均乗降人員数

路線	駅名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
唐津線	山本駅	696人	698人	683人	669人	688人
	本牟田部駅	75人	74人	65人	71人	64人
筑肥線	肥前久保駅	27人	28人	33人	35人	35人
	西相知駅	31人	31人	26人	25人	25人

注) 平成25年度以降公表なし。

出典：「唐津市の各種統計情報（運輸・通信）」（唐津市ホームページ）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 鉄道
- 駅

出典：「国土数値情報（鉄道データ）」（国土交通省）

注）この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

1:50,000
0 0.5 1.0 2.0 km
N

図 3.3-3 調査区域の鉄道網図

3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校等

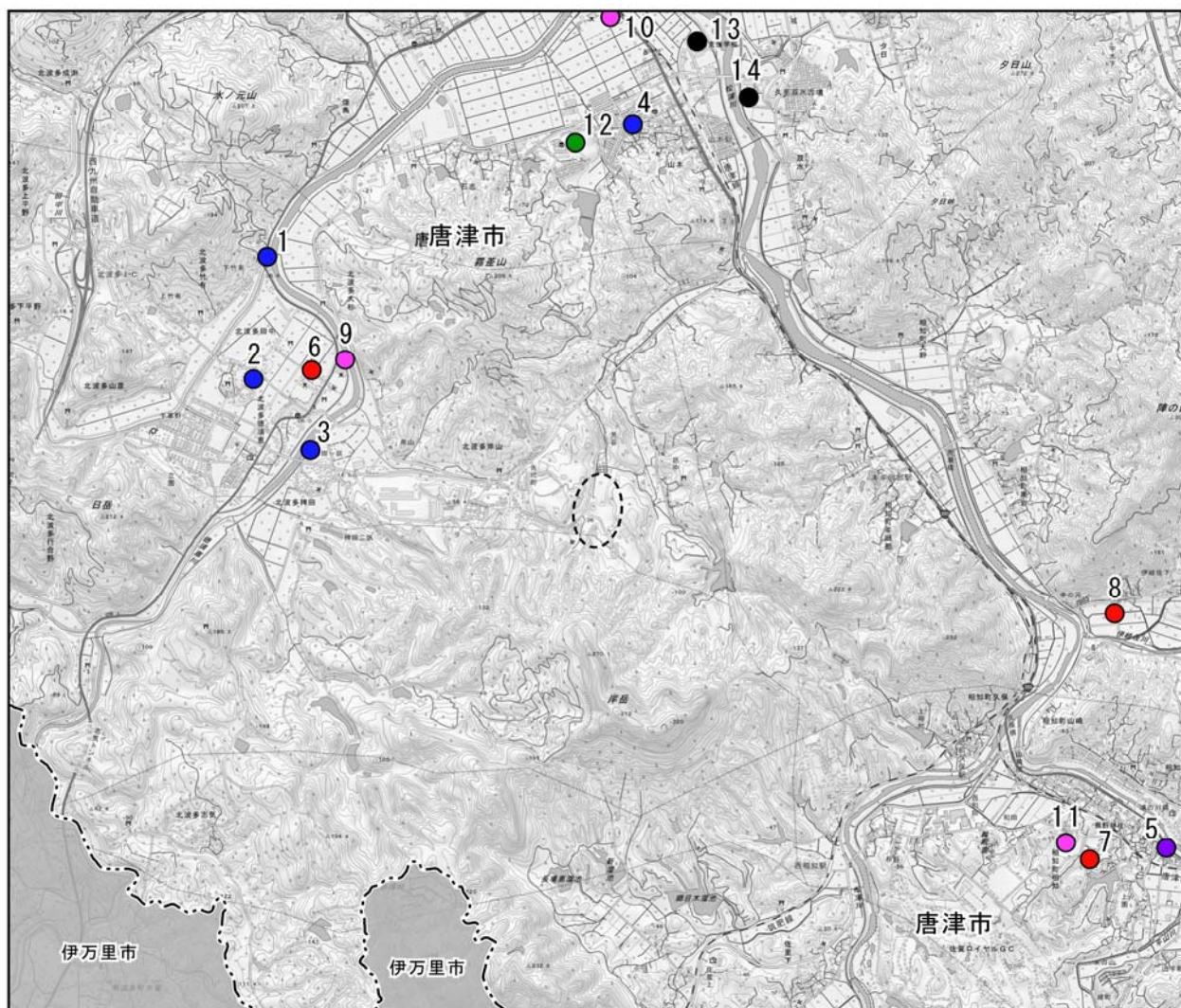
調査区域に分布する学校等の一覧を表 3.3-15に、調査区域の学校等位置図を図 3.3-4に示す。
事業実施想定区域の西側に北波多小学校、北波多中学校がある。

表 3.3-15 調査区域の環境保全についての配慮が必要な施設（学校等）一覧

No.	分類	名称	住所
1	保育所	唐津市立 若竹保育所	唐津市北波多竹有 2789-6
2		社会福祉法人常安会 北波多第二保育園	唐津市北波多田中 639-1
3		社会福祉法人真行寺福祉会 ひかり保育園	唐津市北波多稗田 1889-4
4		社会福祉法人 広行福祉会 山本保育園	唐津市山本 3213-2
5	幼保連携型認定 こども園	相知エルアンこども園	唐津市相知町中山 3571-2
6	小学校	北波多小学校	唐津市北波多徳須恵 416
7		相知小学校	唐津市相知町相知 1810-1
8		伊岐佐小学校	唐津市相知町伊岐佐甲 60
9	中学校	北波多中学校	唐津市北波多徳須恵 303
10		鬼塚中学校	唐津市山本 1916
11		相知中学校	唐津市相知町相知 2482
12	高等学校	唐津工業高等学校	唐津市石志字中ノ尾 3072-1
13	特別支援学校	唐津特別支援学校	唐津市山本 788-12
14		唐津特別支援学校 好学舎分校	唐津市双水 2787-1

注) No.は、図 3.3-4 に対応している。

出典：「令和6年度佐賀県の学校データ版」（佐賀県ホームページ）
「こどもまんなか子育て支援情報（保育所の紹介）」（唐津市ホームページ）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 保育所
- 幼保連携型認定こども園
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 特別支援学校

注) 図中の No.は表 3.3-15 に対応している。

出典: 「令和 6 年度佐賀県の学校データ版」 (佐賀県ホームページ)

「こどもまんなか子育て支援情報 (保育所の紹介) 」 (唐津市ホームページ)

注) この地形図は、電子地形図 25000 (国土地理院) に情報を追記したものである。

1:50,000

0 0.5 1.0 2.0 km

N

図 3.3-4 調査区域の学校等位置図

(2) 医療施設、福祉施設

調査区域に分布する医療施設一覧を表 3.3-16に、福祉施設一覧を表 3.3-17に、調査区域の医療施設、福祉施設等位置図を図 3.3-5に示す。

表 3.3-16 調査区域の環境保全についての配慮が必要な施設（医療施設）一覧

No.	種類	名称	所在地
1	医療施設	医療法人 平川病院	唐津市山本 644-5
2		医療法人 きりの内科・小児科クリニック	唐津市山本 1561-1
3		医療福祉総合施設 佐賀整肢学園 からつ医療福祉センター	唐津市双水 2806
4		唐津市民病院きたはた	唐津市北波多徳須恵 1424-1
5		医療法人尚誠会 冬野病院	唐津市相知町相知 2264
6		もりなが医院	唐津市相知町相知 3060-1

注) No.は、図 3.3-5 の赤字に対応している。

出典：「県内医療機関・施術所等一覧」（佐賀県ホームページ）

表 3.3-17 (1) 調査区域の環境保全についての配慮が必要な施設（福祉施設）一覧

No.	名称	所在地	施設区分
1	発達相談支援室 てとてと	唐津市千々賀 646-1	障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイ、保育所等訪問支援
2	指定居宅介護支援事業所あおば	唐津市千々賀 653-1	指定居宅
3	モルチェ・サポート	唐津市山本 1397-1	就労継続支援（A型）
4	医療生協デイサービスやまもと	唐津市山本 1398-1	地域密着型
5	医療生協介護相談所からつ	唐津市山本字桑木鶴 1398-1-2	指定居宅介護支援
6	デイサービス笑	唐津市山本 2258-5	地域密着型
7	就労継続支援B型事業所 ペリドット	唐津市山本字日出来 450-1	就労継続支援（B型）
(8)	グループホーム和	唐津市双水字柿山 2626	地域密着型、介護予防地域密着型
(8)	宅老所 和	唐津市双水字柿山 2626	地域密着型
(9)	佐賀整肢学園 からつ医療福祉センター・アルトン	唐津市双水 2806	療養介護、医療型障害児入所施設、短期入所
(9)	からつ医療福祉センター・まつぼっこり教室	唐津市双水 2806	児童発達支援（センター）、放課後等デイ、保育所等訪問支援
(9)	からつ医療福祉センター・アルトン あかり	唐津市双水 2806	児童発達支援（重心）、放課後等デイ（重心）
(9)	からつ医療福祉センター・久里双水園	唐津市双水 2806	生活介護（多機能型）、生活介護（障害者支援施設）、短期入所、施設入所支援
(9)	佐賀整肢学園からつ医療福祉センター きずな	唐津市双水 2806	計画相談支援、障害児相談支援
10	株式会社三栄グループホームすぎの子石志	唐津市石志 3310-1	地域密着型、介護予防地域密着型
11	デイサービス虹色	唐津市石志 2878	地域密着型
12	デイサービスたから	唐津市石志 3203-3	地域密着型
13	明日葉グループホーム石志	唐津市石志 2871-12	短期入所、共同生活援助
14	デイサービス花の家	唐津市北波多岸山 560-1	地域密着型
(15)	ゆったりグループホーム	唐津市北波多岸山 373-19	介護予防地域密着型
(15)	ゆったりきたはた	唐津市北波多岸山 373-19	介護予防地域密着型、地域密着型

表 3.3-17 (2) 調査区域の環境保全についての配慮が必要な施設（福祉施設）一覧

No.	名称	所在地	施設区分
16	グループホームきたはた1号館	唐津市北波多岸山494-37	介護予防地域密着型
17	グループホームきたはた2号館	唐津市北波多岸山494-43	介護予防地域密着型
18	デイサービス真心の家	唐津市北波多岸山587-5	地域密着型
(19)	ショートステイorange	唐津市北波多岸山498-53	短期入所
(19)	こどもデイサービスorange	唐津市北波多岸山498-53	児童発達支援（重心）、放課後等デイ（重心）
(20)	相談支援センター そらサポ	唐津市北波多岸山桜木788-7	計画相談支援
(20)	ユニバーサル ソラシド ジャパン	唐津市北波多岸山桜木788-7	就労継続支援（B型）
21	ぽっかぽか・ハートケア唐津	唐津市北波多竹有2640-1	指定居宅
22	介護付有料老人ホームサンハウス唐津	唐津市北波多徳須恵1178-4	指定居宅指定介護予防
(23)	特別養護老人ホームちぐさの	唐津市北波多徳須恵1201-1	指定居宅、指定介護予防、介護保険施設
(23)	デイサービスセンターきたはた	唐津市北波多徳須恵1201-1	指定居宅
(23)	北波多居宅介護支援事業所	唐津市北波多徳須恵1201-1	指定居宅介護支援
24	デイサービスこもれび	唐津市北波多稗田3026-3	地域密着型
25	ヘルパーステーションからっと	唐津市相知町牟田部973-1	指定居宅、重度訪問介護、同行援護、居宅介護
(26)	訪問看護ステーションえみなる	唐津市相知町牟田部1554-3	指定居宅、指定介護予防
(26)	相談支援事業所しん	唐津市相知町牟田部1554-3	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援
27	グループホーム長寿の里相知	唐津市相知町大字黒岩518-2	地域密着型、介護予防地域密着型
(28)	特別養護老人ホーム作礼荘	唐津市相知町中山3544-1	介護保険施設、居宅介護、重度訪問介護
(28)	作礼荘デイサービス	唐津市相知町中山3544-1	指定居宅
(28)	作礼荘ショートステイサービス	唐津市相知町中山3544-1	指定居宅、指定介護予防
(28)	作礼荘居宅介護支援センター	唐津市相知町中山3544-1	指定居宅介護支援
(29)	A型すばる	唐津市相知町中山3523-1	就労継続支援（A型）
(29)	B型すばる	唐津市相知町中山3523-1	就労継続支援（B型）
30	NPOあんど in おうち宅老所優デイサービス	唐津市相知町中山4550-1	地域密着型
31	宅老所 陽 デイサービス	唐津市相知町相知867-2	地域密着型
32	まちなかデイサービス	唐津市相知町相知1464-4	指定居宅
33	佐賀整肢学園からつ医療福祉センター 久里双水園 くるみランドリー（多機能型）	唐津市相知町相知2575-5	就労継続支援（B型）
34	おうち太陽社	唐津市相知町相知2688-13	生活介護
35	野の里デイサービス	唐津市相知町佐里字イバ山1596	地域密着型

注1) No.は、図 3.3-5 の青字に対応している。

注2) 「No.」のうち括弧がかかっているものは、括弧内の数値と同一地点にあることを示す。

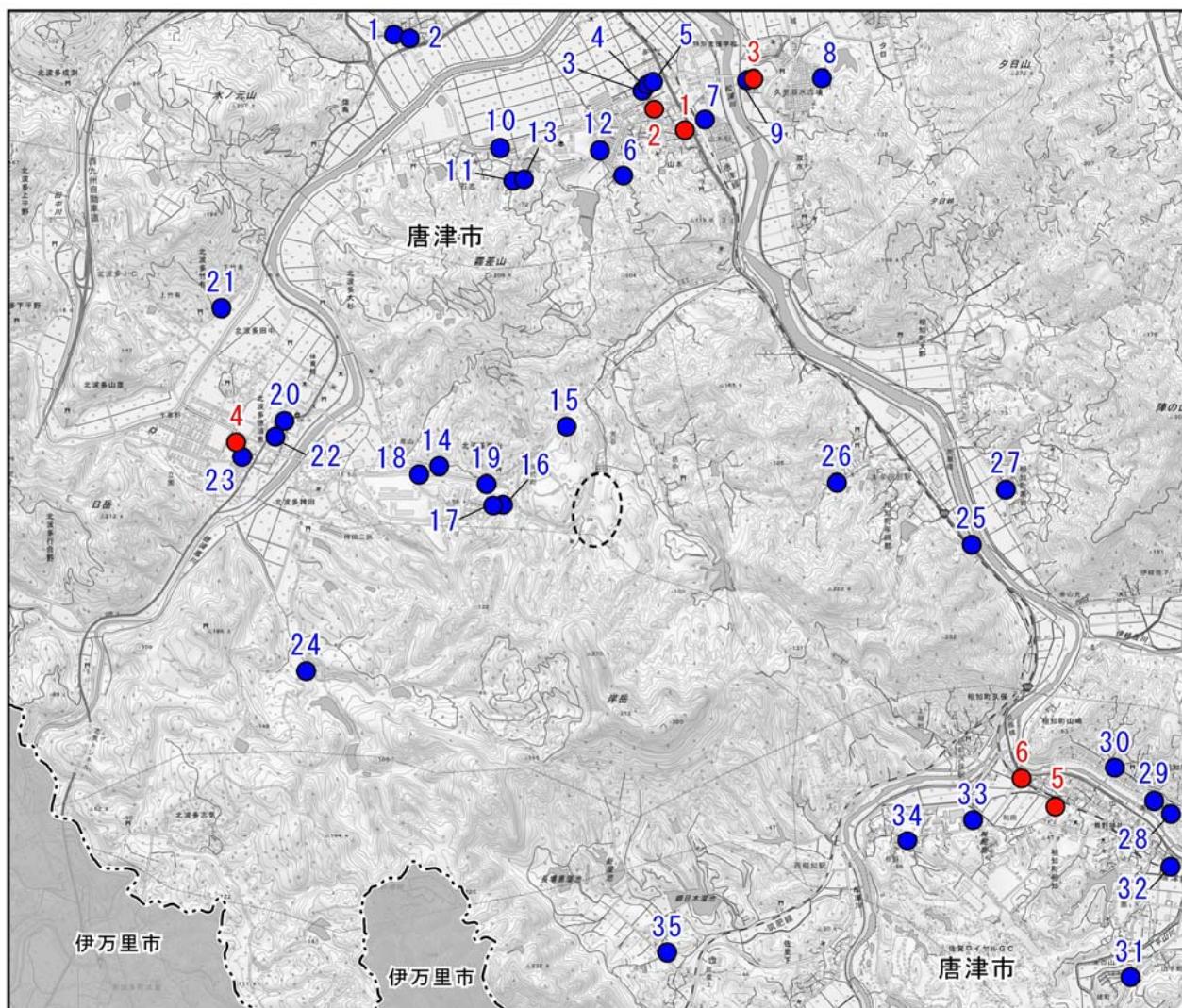
出典：「介護サービス事業所一覧」（佐賀県ホームページ）

「指定障害福祉サービス事業所等一覧」（佐賀県ホームページ）

(3) 住宅等

「人口集中地区（DID）令和2年」（総務省統計局）によると、事業実施想定区域周辺には人口集中地区は分布しない。

注) 人口集中地区（DID）：国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、原則、人口密度が 1km²あたり 4,000 人以上の基本単位区等が市町村の境域内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地区のこと。



凡 例

□ 事業実施想定区域

● 医療施設

● 福祉施設

注) 図中の No.は、表 3.3-16 及び表 3.3-17 に対応している。

出典：「介護サービス事業所一覧」（佐賀県ホームページ）

「指定障害福祉サービス事業所等一覧」（佐賀県ホームページ）

注) この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

1:50,000
0 0.5 1.0 2.0 km
N

図 3.3-5 調査区域の医療施設、福祉施設等位置図

3.3.6 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

(1) 下水道の整備の状況

唐津市における下水道の普及状況を表 3.3-18に示す。

唐津市の公共下水道普及率は令和4年度に80.3%となっている。

表 3.3-18 下水道の普及状況

年度	処理区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	水洗化人口 (人)	普及率 (%)
平成 30 年	2,286	87,956	81,874	77.8
令和元年	2,322	88,190	82,211	78.8
令和 2 年	2,335	88,222	82,402	79.4
令和 3 年	2,342	87,793	82,443	80.0
令和 4 年	2,348	87,169	82,411	80.3

注) 各年 3 月 31 日現在の実績を示す。

出典：「唐津市の各種統計情報（建設・道路）」（唐津市ホームページ）

(2) し尿処理施設の状況

唐津市で発生するし尿及び浄化槽汚泥等は、唐津中部衛生処理センターで処理されている。

し尿処理施設の概要を表 3.3-19に、年間処理量（し尿）の推移を表 3.3-20に示す。

表 3.3-19 し尿処理施設の概要

施設名称 (所在地)	処理区域	施設の種類	処理方式	処理能力	供用開始年度
唐津中部衛生処理センター (唐津市養母田 205-2)	唐津地区、巖木町・相知町・北波多地区	し尿処理施設	高負荷脱窒素	80 kl/日	平成 4 年 4 月

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和 5 年度調査結果」（環境省ホームページ）

表 3.3-20 年間処理量（し尿）の推移

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
10,170 kl	9,463 kl	9,074 kl	8,618 kl	6,264 kl

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和元年度～令和 5 年度」（環境省ホームページ）

(3) 廃棄物等の状況

1) 一般廃棄物

唐津市における一般廃棄物処理施設の概要を表 3.3-21に、一般廃棄物量の推移を表 3.3-22に示す。

唐津市における、ごみ総排出量は、令和5年度では37,815tとなっており、令和元年度より減少している。また、令和5年度の直接資源化量は4,629t、リサイクル率は16.4%、直接焼却量は29,709tとなっている。

表 3.3-21 一般廃棄物処理施設の概要

施設名称	所在地	施設	処理能力・埋立容量等	処理方式等
唐津市 清掃センター	唐津市北波多岸山 234- 2	ごみ焼却処理施設	150 t/日	流動床式
		粗大ごみ処理施設	48 t/日	併用
		保管施設 (ストックヤード)	年間保管量: 927 t/年度 屋内面積: 0 m ² 屋外面積: 560 m ²	—
		最終処分場	施設全体用: 137,200m ³ 埋立地面積: 23,000m ² 残余容量: 0m ³	底部遮水工 準好気性埋立構造

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果 令和5年度調査結果」(環境省ホームページ)

表 3.3-22 一般廃棄物量の推移

市名	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
唐津市	ごみ総排出量 (t)	39,590	39,057	39,494	38,769	37,815
	生活系ごみ搬入量 (t)	26,997	27,052	26,499	26,050	24,995
	事業系ごみ搬入量 (t)	12,228	11,674	12,663	12,418	12,549
	集団回収量 (t)	365	331	332	301	271
	ごみ処理量 (t)	39,225	38,726	39,162	38,468	37,778
	直接焼却量 (t)	31,989	30,948	30,807	30,522	29,709
	直接最終処分量 (t)	4	6	5	5	10
	焼却以外の中間処理量 (t)	3,402	3,892	3,694	3,567	3,430
	直接資源化量 (t)	3,830	3,880	4,656	4,374	4,629
	リサイクル率 (%)	13.5	14.4	16.0	15.5	16.4

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果 令和元年～令和5年度調査結果」(環境省ホームページ)

2) 産業廃棄物

調査区域が位置する佐賀県における産業廃棄物の種類別総排出量を表 3.3-23に示す。

令和4年度の産業廃棄物の排出量は約3,142千t、再生利用量は約1,588千t、最終処分量は約68千tとなっている。平成30年度と比較すると、排出量は約371千t (13.4%)、再生利用量は約144千t (10.0%)、最終処分量は約5千t (7.6%) 増加している。令和4年度の種類別の排出量でみると「汚泥」が、最も多く約1,419千t、次いで「動物のふん尿」の約918千tとなっている。

表 3.3-23 佐賀県における産業廃棄物の種類別排出量及び処理処分量

種類	排出量 (t)		再生利用量 (t)		最終処分量 (t)		その他量 (t)	
	平成30年度	令和4年度	平成30年度	令和4年度	平成30年度	令和4年度	平成30年度	令和4年度
合計	2,770,994	3,141,528	1,444,119	1,587,930	62,883	67,637	941	923
燃え殻	21,212	9,068	45,938	34,526	5,118	4,333	4	3
汚泥	1,210,180	1,419,230	156,497	136,395	14,371	16,752	69	71
廃油	20,168	22,853	4,120	4,073	754	771	402	383
廃酸	16,634	16,610	2,762	2,540	371	345	3	3
廃アルカリ	8,177	10,514	482	454	73	70	3	3
廃プラスチック類	99,394	108,773	41,406	46,146	13,600	14,680	72	73
紙くず	26,731	17,380	15,982	11,289	1,046	780	—	—
木くず	124,404	131,575	82,198	85,925	4,198	4,417	358	362
繊維くず	10,394	601	325	263	88	71	—	—
動植物性残さ	40,684	34,624	22,050	21,055	337	279	25	21
動物系固形不要物	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴムくず	521	535	83	83	308	322	—	—
金属くず	25,901	28,085	15,336	16,571	1,275	1,475	—	—
ガラス・コンクリート・陶磁器	34,512	42,654	22,191	28,267	6,304	7,081	4	4
鉱さい	9,435	10,029	6,780	7,170	694	786	—	—
がれき類	286,161	312,741	243,217	265,624	7,909	8,670	—	—
ばいじん	22,958	16,943	16,287	12,023	252	182	3	—
動物のふん尿	774,710	918,127	750,663	895,990	—	—	—	—
動物の死体	688	812	—	—	316	373	—	—
その他産業廃棄物	38,130	40,374	17,800	19,537	5,869	6,250	0	0

注)「その他産業廃棄物」は、表中に示す種類の産業廃棄物に分類できない廃棄物等（混合廃棄物、感染性廃棄物等）を指す。

出典:「第5次佐賀県廃棄物処理計画」(令和3年3月、佐賀県)

3.3.7 歴史的文化的遺産の状況

(1) 指定文化財の状況

「文化財保護法」(昭和25年法律第214号、最終改正:令和3年4月23日)等に基づく唐津市の指定文化財の状況を表3.3-24に示す。

唐津市の文化財としては、国指定が35件、県指定が52件、市指定が110件ある。

調査区域における指定文化財では、史跡が10件、天然記念物が1件指定されているが、名勝地の指定はない。また、調査区域に重要伝統的建造物群保存地区はない。

調査区域における指定文化財(史跡、天然記念物)の状況を表3.3-25に、位置を図3.3-6に示す。

表3.3-24 唐津市の指定文化財等

単位:件

指定・登録文化財の区分	国		県	市	計
	特別	国			
重要文化財	—	7	36	64	107
重要有形民俗文化財	—	0	3	8	11
重要無形民俗文化財	—	2	1	8	11
史跡	1	5	8	20	34
名勝	1	0	1	0	2
天然記念物	0	4	3	10	17
重要文化的景観	—	1	0	0	1
登録文化財	—	14	—	—	14
合計	2	33	52	110	197

注) “—”は該当なしを示す。

出典:「唐津市の各種統計情報(教育・文化)」(唐津市ホームページ)

「唐津市内の文化財」(唐津市ホームページ)

表3.3-25 調査区域における指定文化財(史跡、天然記念物)

種別	No.	名称	所在地	指定年月日
国指定史跡	1	肥前陶器窯跡 (皿屋窯跡、皿屋上窯跡、帆柱窯跡、飯洞甕上窯跡、飯洞甕下窯跡)	唐津市北波多稗田	平成17年7月14日
県指定史跡	2	鶴殿石仏群	相知町相知	昭和31年3月1日
	3	岸岳城跡	北波多稗田帆柱、岸山城・相知町佐里、坊中国有林	平成8年11月15日
	4	岸岳古窯跡(道納屋窯跡)	相知町佐里、岸岳国有林	平成17年11月7日
	5	久里双水古墳	唐津市双水	平成28年4月28日
市指定史跡	6	立石觀音	相知町相知立石	昭和49年9月24日
	7	田中親王塚古墳	北波多田中	昭和54年8月18日
	8	双水柴山古墳群	唐津市双水	平成4年9月22日
	9	山彦磨崖石仏群	北波多山彦	平成10年2月2日
	10	北条氏房墓碑	相知町黒岩	平成12年5月1日
市指定天然記念物	11	志氣シャクナゲ	北波多志氣	昭和63年6月1日

出典:「唐津市の各種統計情報(教育・文化)」(唐津市ホームページ)

「唐津市内の文化財」(唐津市ホームページ)



凡 例

[] 事業実施想定区域

- 国指定史跡
- 県指定史跡
- 市指定史跡
- 市指定天然記念物

注) 図中の No.は、表 3.3-25 に対応している。

出典：「唐津市の各種統計情報（教育・文化）」（唐津市ホームページ）

「唐津市内の文化財」（唐津市ホームページ）

注) この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

1:50,000

0 0.5 1.0 2.0 km

N

図 3.3-6 調査区域の指定文化財（史跡、天然記念物）位置図

(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

調査区域の埋蔵文化財包蔵地一覧を表 3.3-26に、位置を図 3.3-7に示す。

調査区域には窯跡や古墳等の埋蔵文化財包蔵地が223箇所分布している。

表 3.3-26 (1) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地

No.	遺跡名称	所在地	遺跡種別	備考
1	成渕大坂遺跡	北波多成渕字大坂	散布地	
2	神山尻遺跡	北波多成渕字神山尻	散布地	
3	成渕大久保遺跡	北波多成渕字大久保	散布地	
4	成渕太田遺跡	北波多成渕字太田	散布地	
5	駄道遺跡	北波多成渕字駄道	散布地	
6	成渕堂の前遺跡	北波多成渕字堂の前	散布地	
7	一ツ枝岩陰遺跡	北波多上平野字一ツ枝	散布地	
8	曲り遺跡	北波多上平野字曲り	散布地	
9	向山遺跡	北波多成渕字向山	散布地	
10	成渕竹木場遺跡	北波多成渕字竹木場	散布地	
11	畠島遺跡	畠島字橋ノ内	散布地、城館跡	畠島城跡を含む
12	牟多田遺跡	千々賀字牟多田	散布地	
13	千々賀遺跡	千々賀字千々賀	散布地	
14	千々賀大坪遺跡	千々賀字大坪	散布地	
15	蓮和古墳	石志字蓮和	古墳	
16	木場谷遺跡	石志字木場谷	散布地	
17	門田遺跡	石志字門田	散布地	
18	牛頭遺跡	石志字牛頭	散布地	
19	谷遺跡	石志字谷	散布地	
20	石志中道遺跡	石志字中道	散布地	
21	岡修子遺跡	石志字岡修子	散布地	
22	西公園遺跡	石志字岡修子	墳墓	
23	石志早田遺跡	石志字早田・二ノ坪	散布地	
24	桑ノ浦遺跡	石志字桑ノ浦	散布地	
25	袋谷遺跡	石志字袋谷	散布地	
26	中ノ尾遺跡	石志字中ノ尾	散布地	
27	下柳谷遺跡	石志字下柳谷	散布地	
28	塚崎古墳	石志字塚崎	古墳	
29	下柳谷古墳	石志字下柳谷	古墳	
30	石志西町古墳	石志字中ノ尾	古墳	
31	跡打遺跡	石志字跡打	散布地	
32	唐ノ木遺跡	山本字唐ノ木・堤裏	散布地	
33	東路古墳	山本字東路	古墳	
34	山本峯遺跡	山本字峯	散布地	
35	高原遺跡	山本字高原・永田	散布地	

表 3.3-26 (2) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	遺跡名称	所在地	遺跡種別	備考
36	中尾遺跡	山本字中尾	散布地	
37	東面古墳	山本字東面	古墳	
38	東面遺跡	山本字東面	散布地	
39	金屋谷遺跡	山本字金屋谷・松尾	散布地	
40	金屋谷古墳	山本字金屋谷	古墳	
41	青山城跡	山本字天ヶ谷・松尾・金屋谷・東山・鹿ノ口・鍛冶ヶ谷・深谷	城館跡	
42	城遺跡	久里字岩丸	墳墓、城館跡	
43	日出来遺跡	山本字日出来	散布地	
44	池ノ内遺跡	双水字柿山	墳墓、散布地	
45	柿山遺跡	双水字柿山	散布地	
46	天園遺跡	久里字天園	集落跡、散布地	
47	夕日荒平遺跡	夕日字荒平	散布地	
48	双水迫Ⅰ遺跡	双水字迫	集落跡	
49	久里双水古墳	双水字迫	古墳	市史跡
50	双水迫Ⅱ遺跡	双水字迫	散布地、墳墓	
51	双水柴山遺跡	双水字柴山	古墳、生産遺跡	市史跡、製鉄
52	双水大塚遺跡	双水字大塚	散布地	
53	双水城跡	夕日字荒平、相知町大野字上下田木場	城館跡	
54	長畑2号古墳	宇木字長畑	古墳	
55	宇木丸尾遺跡	宇木字丸尾	散布地	
56	宇木平尾遺跡	宇木字平尾	散布地	
57	宇木竹ノ下遺跡	宇木字竹ノ下	散布地	
58	梅野遺跡	宇木字梅野・トヨメキ	散布地	
59	梅野1号古墳	宇木字梅野	古墳	
60	梅野2号古墳	宇木字梅野	古墳	
61	芳谷炭坑跡(取水施設)	相知町牟田部字鹿ノ口	その他の遺跡	水利施設
62	市場遺跡	相知町大野字市場	散布地	
63	丸熊遺跡	相知町大野字丸熊・棚ノ坪	散布地	
64	小山遺跡	相知町大野字小山・菖蒲ヶ谷・丸熊・棚ノ坪	散布地	
65	入道町遺跡	相知町大野字入道町・八反ヶ倉	散布地	
66	八反ヶ倉遺跡	相知町大野字入道町・八反ヶ倉・土穴	散布地	
67	大寺町遺跡	相知町大野字大寺町	散布地	
68	横田遺跡	相知町大野字横田	散布地	
69	セセリ谷東遺跡	相知町大野字セセリ谷	墳墓	
70	用善遺跡	相知町大野字用善	散布地	
71	手樋ノ元遺跡	相知町大野字手樋ノ元	集落跡、墳墓	
72	倉方遺跡	相知町大野字倉方	散布地	
73	由良遺跡	相知町大野字由良	散布地	
74	大野石棺墓	相知町大野字セセリ谷	墳墓	

表 3.3-26 (3) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	遺跡名称	所在地	遺跡種別	備考
75	大野古墳(セセリ谷 経塚)	相知町大野字セセリ谷	古墳、経塚	
76	寺谷遺跡	相知町黒岩字寺谷	散布地	
77	宇土遺跡	相知町黒岩字宇土	散布地	
78	黒岩宿遺跡	相知町黒岩字宿	散布地	
79	黒岩平原遺跡	相知町黒岩字平原	散布地	
80	黒岩峰遺跡	相知町黒岩字峰	散布地	
81	菅神社一字一石塔	相知町黒岩字峰	その他の遺跡	信仰遺跡
82	小合丸遺跡	相知町黒岩字小合丸	散布地	
83	伊岐佐山陣跡	相知町伊岐佐・黒岩	城館跡	
84	黒岩前田遺跡	相知町黒岩字前田	散布地	
85	黒岩下田遺跡	相知町黒岩字下田	散布地	
86	舞鶴遺跡	相知町黒岩字舞鶴	散布地	
87	黒岩日焼遺跡	相知町黒岩字日焼	散布地	
88	下石原遺跡	相知町黒岩字下石原	散布地	
89	伊岐佐古墳群	相知町伊岐佐字弁形・塩木・引地	古墳	
90	塩木遺跡	相知町伊岐佐字塩木	散布地	
91	伊岐佐観音堂板碑	相知町伊岐佐字弁形	その他の遺跡	信仰遺跡
92	伊岐佐地蔵堂板碑	相知町伊岐佐字塩木	その他の遺跡	信仰遺跡
93	四反田遺跡	相知町牟田部字四反田	散布地	
94	牟田部古川遺跡	相知町牟田部字古川	散布地	
95	上古川遺跡	相知町牟田部字上古川	散布地	
96	六郎屋古墳	相知町牟田部字六郎屋	墳墓	
97	牟田部下板碑	相知町牟田部字池ノ平	墳墓	
98	木細工Ⅰ遺跡	相知町牟田部字木細工	墳墓	
99	今山神社板碑	相知町牟田部字池ノ平	墳墓	
100	木細工Ⅱ遺跡	相知町牟田部字木細工・平野谷	墳墓	
101	牟田部薬師堂板碑	相知町牟田部字平野谷	その他の遺跡	信仰遺跡
102	壁田遺跡	相知町牟田部字壁田・平野谷	散布地	
103	平野谷遺跡	相知町牟田部字平野谷	散布地	
104	牟田部館跡	相知町牟田部字平野谷	城館跡	
105	六郎屋経塚	相知町牟田部字平野谷	経塚	
106	六郎屋遺跡	相知町牟田部字六郎屋	散布地、墳墓	
107	坊中五輪塔	相知町牟田部字坊中	その他の遺跡	信仰遺跡
108	芳谷炭坑跡(貯水施設)	北波多岸山字サイコノ谷	その他の遺跡	水利施設
109	蔵谷遺跡	北波多上平野字蔵谷	散布地	
110	上平野遺跡	北波多上平野字下ノ原・中の間	散布地	
111	下平野前田B遺跡	北波多下平野字前田	散布地	
112	下平野前田A遺跡	北波多下平野字前田	散布地	
113	クヨ様石塔群	北波多下平野字前田	墳墓	
114	金の手遺跡	北波多下平野字金の手	散布地	

表 3.3-26 (4) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	遺跡名称	所在地	遺跡種別	備考
115	桑原石塔群	北波多山彦字桑原	その他の遺跡	信仰遺跡
116	桑原遺跡	北波多山彦字桑原	墳墓	
117	鎌倉岳城跡	北波多山彦字座主・山彦・竹有字綿打	城館跡	
118	綿打遺跡	北波多竹有字綿打・山ノ口	散布地	
119	竹有山川遺跡	北波多竹有字山川	散布地	
120	竹有山川須恵器窯跡	北波多竹有字山川	窯跡	須恵器窯跡
121	竹有屋敷谷古墳群	北波多竹有字屋敷谷	古墳	
122	山彦座主岩陰遺跡	北波多山彦字座主	散布地	
123	山彦座主石造物群	北波多山彦字座主	その他の遺跡	信仰遺跡
124	山彦座主遺跡	北波多山彦字座主	散布地、集落跡	
125	山彦大坪遺跡	北波多山彦字大坪	散布地	
126	山彦遺跡	北波多山彦字山彦	散布地	
127	前田原遺跡	北波多山彦字前田原	散布地	
128	峯ノ辻遺跡	北波多田中字峯ノ辻	散布地	
129	峯ノ辻古墳群	北波多田中字峯ノ辻	古墳	
130	千草野遺跡	北波多田中字千草野	散布地	
131	田中窯跡	北波多田中字立園	窯跡	陶磁器窯跡
132	千草野古墳群	北波多田中字千草野・峰の辻・皆木	古墳	
133	立園遺跡	北波多徳須恵字立園	墳墓	
134	瑞巖寺跡	北波多徳須恵字立園	社寺跡	
135	日岳城跡	北波多行合野・田中	城館跡	分布範囲を検討中
136	びわのくび遺跡	北波多田中字正町	散布地	
137	田中薬師堂古墳群	北波多田中字島	古墳	
138	島遺跡	北波多田中字島・牟田・バン道	散布地、城館跡	島村城跡を含む
139	島古墳群	北波多田中字島	古墳	
140	親王塚古墳	北波多田中字島	古墳	市史跡
141	大杉高野遺跡	北波多大杉字高野・北平	集落跡、散布地	
142	庚申山古墳	北波多大杉字溝添	古墳、墳墓	
143	立山遺跡	北波多大杉字立山・風呂の谷	散布地	
144	立山古墳群	北波多大杉字立山	古墳	
145	大杉溝添遺跡	北波多大杉字溝添	散布地	
146	大杉笹山遺跡	北波多大杉字笹山	散布地	
147	大杉橋遺跡	北波多大杉字竹の下	散布地	
148	大杉竹の下古墳群	北波多大杉字笹山・竹の下	古墳	
149	大杉竹の下遺跡	北波多大杉字竹の下	散布地	
150	桜木遺跡	北波多岸山字桜木・岩谷	散布地	
151	桜木古墳	北波多岸山字桜木	古墳	
152	岸山七ツ枝遺跡	北波多岸山字七ツ枝・桜木	散布地	
153	岸山有の木遺跡	北波多岸山字有の木	散布地	
154	地蔵木遺跡	北波多岸山字地蔵木	散布地	

表 3.3-26 (5) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	遺跡名称	所在地	遺跡種別	備考
155	芳谷炭坑跡（排水施設）	北波多岸山	生産遺跡	水利施設
156	芳谷炭坑跡（坑口）	北波多岸山字トヨメキ	生産遺跡	採炭
157	徳須恵瀬戸口遺跡	北波多徳須恵字瀬戸口	散布地	
158	徳須恵支石墓	北波多徳須恵字瀬戸口	墳墓	
159	川畦遺跡	北波多稗田字川畦・徳須恵字瀬戸口・前田	集落跡	
160	徳須恵前田遺跡	北波多徳須恵字前田	散布地	
161	馬場ノ川遺跡	北波多徳須恵字四道・前田	散布地	
162	松葉遺跡	北波多稗田字松葉	散布地	
163	天神心月御前墓	北波多稗田字稗田	墳墓	
164	稗田遺跡	北波多稗田字稗田・杭木・川畦	散布地	
165	波多城跡	北波多稗田字裏ノ谷・杉谷・畠中	城館跡	
166	皿屋上窯跡	北波多稗田字杉谷	窯跡	国史跡、陶磁器窯跡
167	杉谷遺跡	北波多稗田字杉谷	散布地	
168	皿屋窯跡	北波多稗田字杉谷	窯跡	国史跡、陶磁器窯跡
169	佐々木城跡	北波多稗田字佐々木	城館跡	
170	佐々木遺跡	北波多稗田字佐々木、行合野字牛ヶ谷	散布地、城館跡	
171	天狗岩遺跡	北波多行合野字天狗岩	散布地	
172	銅金谷遺跡	北波多行合野字銅金谷	散布地	
173	行合野大久保遺跡	北波多行合野字大久保	散布地	
174	前遺跡	北波多行合野字前	散布地	
175	土元遺跡	北波多行合野字土元	散布地	
176	志氣中ノ瀬遺跡	北波多志氣字吉田	散布地	
177	甲城跡	北波多稗田字佐々木・畠河内	城館跡	伝承地
178	甲城遺跡	北波多稗田字畠河内	散布地	
179	畠河内遺跡	北波多稗田字畠河内、行合野字中村	散布地	
180	倉谷遺跡	北波多稗田字倉谷	散布地	
181	池石遺跡	北波多志氣字池石	散布地	
182	辻ノ上遺跡	北波多志氣字辻ノ上	散布地	
183	志氣前田遺跡	北波多志氣字前田・大久保	散布地	
184	志氣裏ノ谷遺跡	北波多志氣字裏ノ谷	散布地	
185	芋木場遺跡	北波多志氣字芋木場・三ツ石	散布地	
186	志氣川頭遺跡	北波多志氣字川頭	散布地	
187	鮎帰遺跡	北波多稗田字鮎帰	散布地	
188	帆柱窯跡	北波多稗田字帆柱（国有林）	窯跡	国史跡、陶磁器窯跡
189	飯洞甕下窯	北波多稗田字帆柱	窯跡	国史跡、陶磁器窯跡
190	飯洞甕上窯	北波多稗田字帆柱	窯跡	国史跡、陶磁器窯跡
191	帆柱（飯洞甕）遺跡	北波多稗田字帆柱	散布地	
192	岸岳城跡	北波多稗田・岸山（国有林）	城館跡	県史跡
193	おまん塚	相知町佐里字岸岳	墳墓、その他の遺跡	信仰遺跡
194	赤地坂遺跡	相知町佐里字岸岳・赤地坂	散布地	県史跡、陶磁器窯跡

表 3.3-26 (6) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	遺跡名称	所在地	遺跡種別	備考
195	道納屋窯跡	相知町佐里字岸嶽	窯跡	
196	長場恵遺跡	相知町佐里字長場恵	散布地	
197	長場恵溜池遺跡	相知町佐里字長場恵	散布地	
198	平松窯跡	相知町佐里字平松	窯跡	陶磁器窯跡
199	明神遺跡	相知町佐里字明神	散布地	
200	佐里藤原遺跡	相知町佐里字藤原	散布地	
201	佐里大谷遺跡	相知町佐里字大谷	散布地	
202	佐里大谷窯跡	相知町佐里字大谷	窯跡	陶磁器窯跡
203	大谷城跡	相知町久保字猿渡・佐里字鎧坂	城館跡	湮滅
204	湯ノ木曾遺跡	相知町佐里字湯ノ木曾	散布地	
205	佐里辻遺跡	相知町佐里字辻	散布地	
206	岩谷遺跡	相知町佐里字岩谷	散布地	
207	寺ノ前遺跡	相知町佐里字前田・寺ノ前・小屋ノ前・郷ノ元	散布地	
208	煤井野遺跡	相知町牟田部字煤井野	散布地	
209	畠ヶ田遺跡	相知町久保字畠ヶ田	散布地	
210	上煤井野遺跡	相知町久保字上煤井野	散布地	
211	おたちさま	相知町久保字平野	墳墓	
212	平野遺跡	相知町久保字平野	散布地、墳墓	久保館跡を含む
213	西ノ前遺跡	相知町久保字西ノ前	散布地	
214	山崎城跡	相知町中山字山崎	城館跡	
215	次郎谷遺跡	相知町中山字次郎谷	散布地	
216	中山氏館跡	相知町中山字次郎谷	城館跡	
217	相知觀世音堂板碑	相知町相知字本町	墳墓	
218	相知氏館跡	相知町相知字天徳	城館跡	
219	天徳山遺跡	相知町相知字天徳	散布地	
220	鶴殿石仏群	相知町相知字和田	社寺跡、 その他の遺跡	県史跡、磨崖仏
221	鶴殿岩陰遺跡	相知町相知字和田	散布地	
222	立石岩陰遺跡	相知町相知字亀ノ戸	散布地	
223	立石觀音	相知町相知字立石	その他の遺跡	市史跡、磨崖仏

注) No.は図 3.3-7 に対応している。

出典:「佐賀県遺跡地図」(佐賀県ホームページ)



凡 例

□ 事業実施想定区域

○○● 埋蔵文化財

注) 図中の No.は、表 3.3-26 (1) ~ (6) に対応している。

出典: 「佐賀県遺跡地図」 (佐賀県ホームページ)

注) この地形図は、電子地形図 25000 (国土地理院) に情報を追記したものである。

1:50,000

0 0.5 1.0 2.0 km

N

図 3.3-7 調査区域の埋蔵文化財包蔵地位置図

3.3.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

1) 大気汚染

① 環境基本法第16条第1項に基づく環境基準の指定状況

「環境基本法」(平成5年11月19日、法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、環境基準が定められている。大気の汚染に係る環境基準を表3.3-27に示す。

表3.3-27 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう (SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
二酸化窒素 (NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O_3)	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
- ダイオキシン類の基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日、環告第25号)改定：平成8年、環告73

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日、環告第38号)改定：平成8年、環告74

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成9年2月4日、環告第4号)改正：平成30年11月19日、環告100

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日、環告第68号)改定：令和4年、環告89

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日、環告第33号)

② 大気汚染防止法第3条に基づくばい煙発生施設に関する排出基準

いおう酸化物の排出基準を表3.3-28に、ばいじんの排出基準を表3.3-29に、有害物質の排出基準を表3.3-30に示す。

「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日、法律第97号)第3条では、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、環境省令で定めている。

表3.3-28 いおう酸化物の排出基準

排出基準	
$q = K \times 10^{-3} \text{ He}^2$	
q : 硫黄酸化物の量 (m^3_{N} /時)	
K : 地域ごとに定められた値 (17.5)	
He : 補正された排出口の高さ (m)	

出典: 「大気汚染防止法施行規則」

(昭和46年6月22日、厚生省・通商産業省令第1号) 改正: 令和2年10月15日、環境省第25号

「大気汚染防止法施行令」

(昭和43年11月30日、政令第329号) 改正: 令和3年9月29日、政令第275号

表3.3-29 ばいじんの排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	排出基準 ($\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$)
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m^2 以上あるいは焼却能力が $200\text{kg}/\text{時}$ 以上であること。	4,000 以上	0.04
		2,000~4,000	0.08
		2,000 未満	0.15

出典: 「大気汚染防止法施行規則」

(昭和46年6月22日、厚生省・通商産業省令第1号) 改正: 令和2年10月15日、環境省第25号

「大気汚染防止法施行令」

(昭和43年11月30日、政令第329号) 改正: 令和3年9月29日、政令第275号

表3.3-30 有害物質の排出基準(廃棄物焼却炉)

有害物質	規模	排出基準
塩化水素	火格子面積が 2m^2 以上あるいは焼却能力が $200\text{kg}/\text{時}$ 以上	$700\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$
窒素酸化物	廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの (連続炉に限る。)	$450\text{cm}^3/\text{m}^3_{\text{N}}$
	廃棄物焼却炉のうちニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの (排出ガス量が $40,000\text{m}^3$ 未満の連続炉に限る。)	$700\text{cm}^3/\text{m}^3_{\text{N}}$
	廃棄物焼却炉のうち上記に掲げるもの以外のもの (連続炉以外のものにあっては、排出ガス量が $40,000\text{m}^3$ 以上のものに限る。)	$250\text{cm}^3/\text{m}^3_{\text{N}}$
水銀	火格子面積が 2m^2 以上あるいは焼却能力 $200\text{kg}/\text{時}$ 以上	新規施設: $30\ \mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ 既存施設: $50\ \mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$

出典: 「大気汚染防止法施行規則」

(昭和46年6月22日、厚生省・通商産業省令第1号) 改正: 令和2年10月15日、環境省第25号

「大気汚染防止法施行令」

(昭和43年11月30日、政令第329号) 改正: 令和3年9月29日、政令第275号

③ ダイオキシン類対策特別措置法第8条第1項に基づく大気排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日、法律第105号)第8条第1項に基づくダイオキシン類の排出基準を、表3.3-31に示す。

表3.3-31 ダイオキシン類の排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	排出基準 (ng-TEQ /m ³ _N)
廃棄物焼却炉	火床面積が0.5m ² 以上あるいは焼却能力が1時間当たり50kg以上のもの	4,000以上	0.1
		2,000~4,000	1
		2,000未満	5

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」

(平成11年12月27日、総理府令第67号)改正：令和3年3月25日、環境省令第3号

「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」

(平成11年12月27日、政令第433号)改正：平成30年8月10日、政令第241号

④ 大気汚染防止法第5条に基づく総量規制基準

「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日、法律第97号)第5条の2では、工場又は事業場が集合している地域では、大気の汚染の防止のため特に必要がある場合には、総量規制基準を定めなければならないとしている。調査区域及び事業実施想定区域には、総量規制基準が定められた地域はない。

⑤ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第6条第1項に基づく窒素酸化物対策地域及び第8条第1項に基づく粒子状物質対策地域の状況

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日、法律第70号)第6条第1項及び第8条第1項に基づく指定はない。

⑥ 幹線道路の沿道整備に関する法律に基づく沿道整備道路

「幹線道路の沿道整備に関する法律」(昭和55年5月1日、法律第34号)第5条第1項の規定に基づく沿道整備道路の指定はない。

2) 騒音

① 環境基本法第 16 条第 1 項に基づく騒音に係る環境基準の類型の指定状況

「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日、法律第 91 号) 第 16 条第 1 項に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。騒音に係る環境基準を表 3.3-32 に示す。

唐津市では表 3.3-33 に示すとおり、環境基本法(平成 5 年 11 月 19 日、法律第 91 号)に基づく騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)の地域の類型をあてはめる地域が指定されているが、調査区域は類型をあてはめる地域に指定されていない。

表 3.3-32 (1) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域(一般地域))

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) によるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

注 3) AA をあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 4) A をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 5) B をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 6) C をあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典: 「騒音に係る環境基準について」

(平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号) 改正: 平成 24 年 3 月 30 日、環境省告示第 54 号

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表に基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.3-32 (2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典: 「騒音に係る環境基準について」

(平成 10 年 9 月 30 日、環告第 64 号) 改正: 平成 24 年 3 月 30 日、環境省告示第 54 号

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.3-32 (3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考	
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道をいう。

注 2) 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- 1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- 2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

出典：「騒音に係る環境基準について」

（平成 10 年 9 月 30 日、環告第 64 号）改正：平成 24 年 3 月 30 日、環境省告示第 54 号

表 3.3-33 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
A 類型	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B 類型	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
C 類型	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注) 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年、法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいう。

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域」（平成 24 年 4 月 1 日、唐津市告示第 106 号）

② 騒音規制法（昭和 43 年 12 月 1 日、法律第 98 号）に基づく騒音の規制地域及び規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年 12 月 1 日、法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を指定し、当該地域に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準が定められている。

特定工場等において発生する騒音の規制基準を表 3.3-34 に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を表 3.3-35 に、特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する区域を表 3.3-36 に、騒音規制法に基づく騒音の規制地域指定の状況を図 3.3-8 示す。

調査区域は、特定工場等の騒音に係る規制基準では第 2 種区域に指定されており、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準では第 1 号区域に指定されている。

表 3.3-34 特定工場等の騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝 (午前 6 時から午前 8 時まで) 夕 (午後 7 時から午後 11 時まで)	夜間 (午後 11 時から翌日の午前 6 時まで)
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第 2 種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注) 第 1 種、第 2 種、第 3 種及び第 4 種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 3 種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第 4 種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和 43 年 11 月 27 日、厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号）

改正：平成 27 年 4 月 20 日、環境省告示第 67 号

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日、唐津市告示第 107 号）

表 3.3-35 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

項目	区域	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさ	敷地境界において85デシベルを超えないこと		
作業時間帯	午後7時～午前7時に行われないこと	午後10時～午前6時に行われないこと	
作業期間	1日あたり10時間以内	1日あたり14時間以内	
	連続6日以内		
作業日	日曜日、その他の休日でないこと		
備考	<p>特定建設作業とは、次に挙げる作業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く） コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業 		

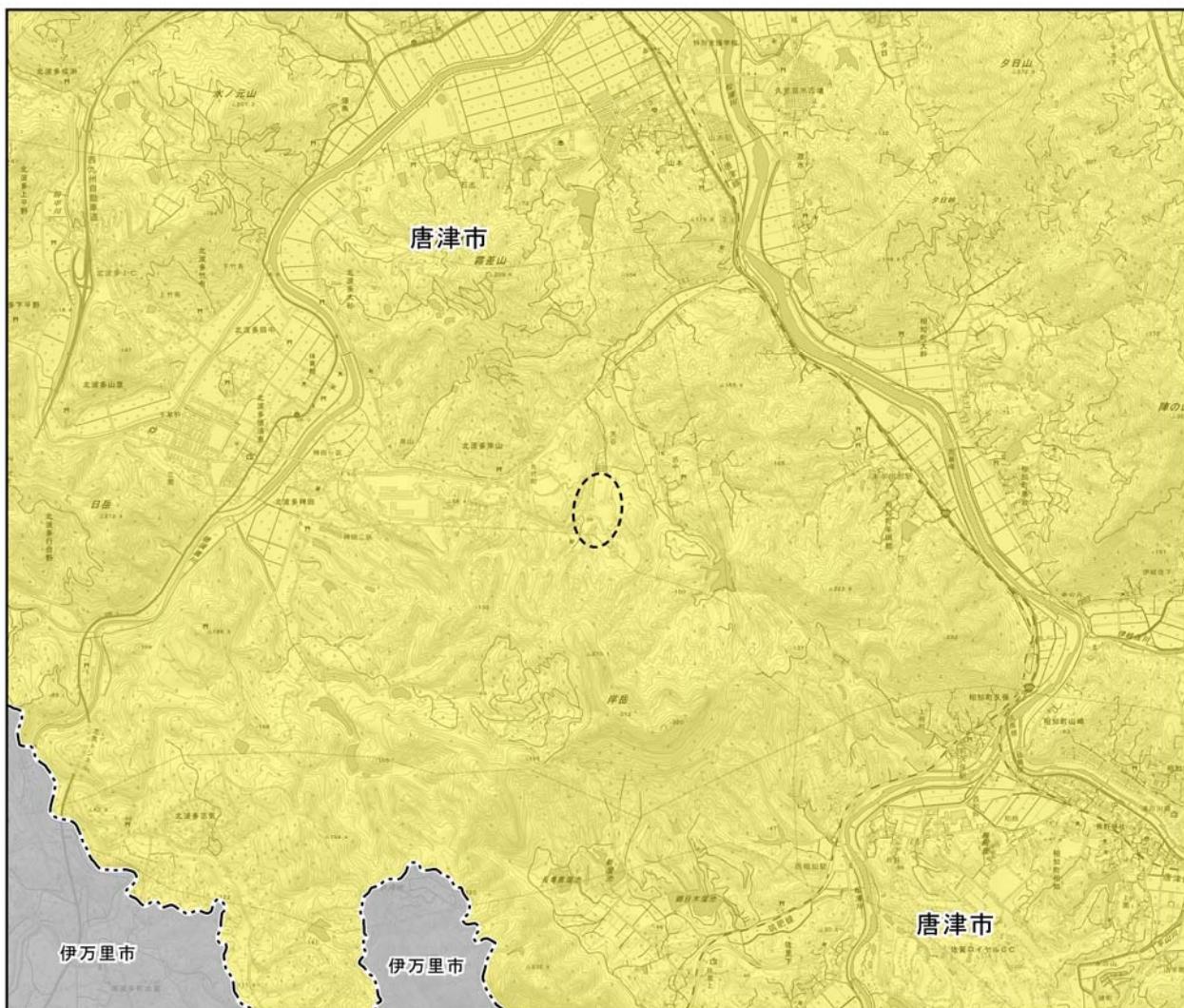
出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和46年6月22日、厚生省・建設省告示1号）改正：平成27年4月20日、環境省告示第66号

表 3.3-36 特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する区域

第1号区域	<p>騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成24年唐津市告示第107号。）により第1種区域、第2種区域及び第3種区域として定められた区域の全域並びに指定告示により第4種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートル以内の区域</p> <ol style="list-style-type: none"> 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
第2号区域	1号区域以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する区域」（平成24年4月1日、唐津市公示第108号）



凡 例

□ 事業実施想定区域

■ 第2種区域

出典：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」
 (平成24年4月1日、唐津市告示第107号)

注) この地形図は、電子地形図25000(国土地理院)
 に情報を追記したものである。

1:50,000
 0 0.5 1.0 2.0 km
 N

図 3.3-8 騒音規制法に基づく騒音の規制地域指定の状況

③ 騒音規制法第17条第1項に基づく道路交通騒音の規制基準

「騒音規制法」(昭和43年6月10日、法律第98号)第17条第1項に基づく自動車騒音の要請限度は表3.3-37に示すとおりである。

指定地域内における自動車騒音が表3.3-37に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認める時には、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置(交通規制)を執るべきことを要請するものとし、また必要があると認められる時は道路管理者又は関係行政機関の長に道路部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して意見を述べることができると定められている。

調査区域は、b区域に指定されている。

自動車騒音の要請限度に関する区域を表3.3-38に、道路交通騒音要請限度区域の区分図を図3.3-9に示す。

表3.3-37 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注1) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

注2) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(指定都市の長)が定めた区域をいう。

- a区域：専ら住居の用に供される区域
- b区域：主として住居の用に供される区域
- c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

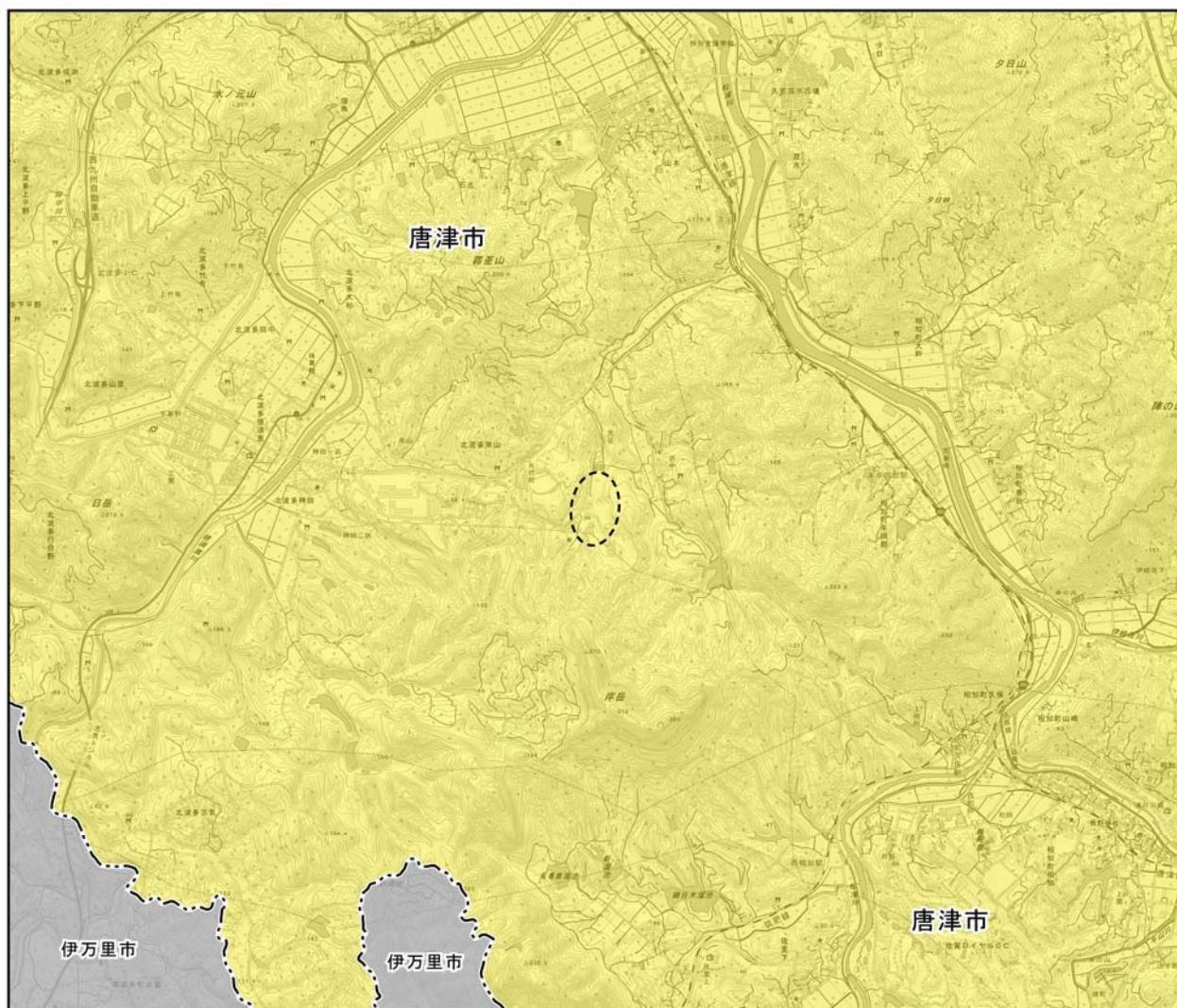
(平成12年3月2日、総令第15号) 改正：令和2年3月30日、環境省令第9号

表3.3-38 自動車騒音の要請限度に関する区域

地域の類型	当てはめる地域
a	騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)に基づく騒音の規制地域及び規制基準(平成4年佐賀県告示第399号。以下「指定告示」という。)により第1種区域として定められた区域
b	指定告示により第2種区域として定められた区域
c	指定告示により第3種区域及び第4種区域に区分された地域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の別表の備考に規定するa区域、b区域及びc区域の区域」(平成24年3月30日、佐賀県告示第121号)

「騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分」(平成24年4月1日、唐津市公示第109号)



凡 例

□ 事業実施想定区域

b 区域

出典：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」
(平成 24 年 4 月 1 日、唐津市告示第 107 号)

注) この地形図は、電子地形図 25000 (国土地理院)
に情報を追記したものである。

1:50,000
0 0.5 1.0 2.0 km
N

図 3.3-9 調査区域の自動車騒音要請限度区域の区分図

3) 振動

① 振動規制法第3条第1項に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準

「振動規制法」(昭和51年6月10日、法律第64号)第3条第1項の規定に基づく、特定工場等(政令で定める特定施設〔金属加工機械等10種類〕を設置する工場又は事業場)において発生する振動の規制基準を表3.3-39に、振動規制法に基づく振動の規制地域指定の状況を図3.3-10に、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準を表3.3-40に、特定建設作業に伴って発生する振動について規制に関する区域を表3.3-41に示す。

事業実施想定区域は、特定工場等の振動に係る規制基準では第1種区域に指定されており、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準では第1号区域に指定されている。

表3.3-39 特定工場等の振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日の午前8時まで)
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

注) 第1種、第2種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

(昭和51年11月10日、環境庁告示第90号) 改正：平成27年4月20日、環境省告示第65号
「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成24年4月1日、唐津市告示第110号)

表3.3-40 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

項目	第1号区域	第2号区域
振動の大きさ	敷地境界において75デシベルを超えないこと	
作業時間帯	午後7時～翌日午前7時に行われないこと	午後10時～翌日午前6時に行われないこと
作業期間	1日あたり10時間以内	1日あたり14時間以内
	連続6日以内	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	
備考	<p>特定建設作業とは、次に挙げる作業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業 ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 ・舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る) ・ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る) 	

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年12月1日、総理府令第58号)

表 3.3-41 特定建設作業に伴って発生する振動について規制に関する区域

第1号区域	振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成24年告示第110号。以下「指定告示」という。)により第1種区域として定められた区域の全域及び指定告示により第2種区域として定められた区域のうち次に掲げる区域 (1) 指定告示に係る図面において赤で着色して示す区域 (2) 指定告示に係る図面において青で着色して示す区域のうち次の各号に掲げる施設の敷地の境界線から80メートル以内の区域 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所 ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの エ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
第2号区域	1号区域以外の区域

注) 調査区域は、指定告示に係る図面において赤及び青に該当しない。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する区域」（平成24年4月1日、唐津市公示第108号）

② 振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の規制基準

「振動規制法」(昭和51年6月10日、法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度は表3.3-42に示すとおりである。

また、振動規制法に基づく振動の規制地域指定の状況は図3.3-10に示すとおりである。

指定地域内における道路交通振動が表3.3-42に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認める時には、市町村長は道路管理者に対し、当該道路の道路部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置(交通規制)を執るべきことを要請するものと定められている。

事業実施想定区域は、第1種区域に指定されている。

表 3.3-42 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
第1種区域		60 デシベル	55 デシベル
第2種区域		65 デシベル	60 デシベル

注1) 時間の区分は以下のとおりである。

昼間：午前8時から午後7時 夜間：午後7時から翌日午前8時

注2) 第1種及び第2種区域とは、次に掲げる区域をいう。

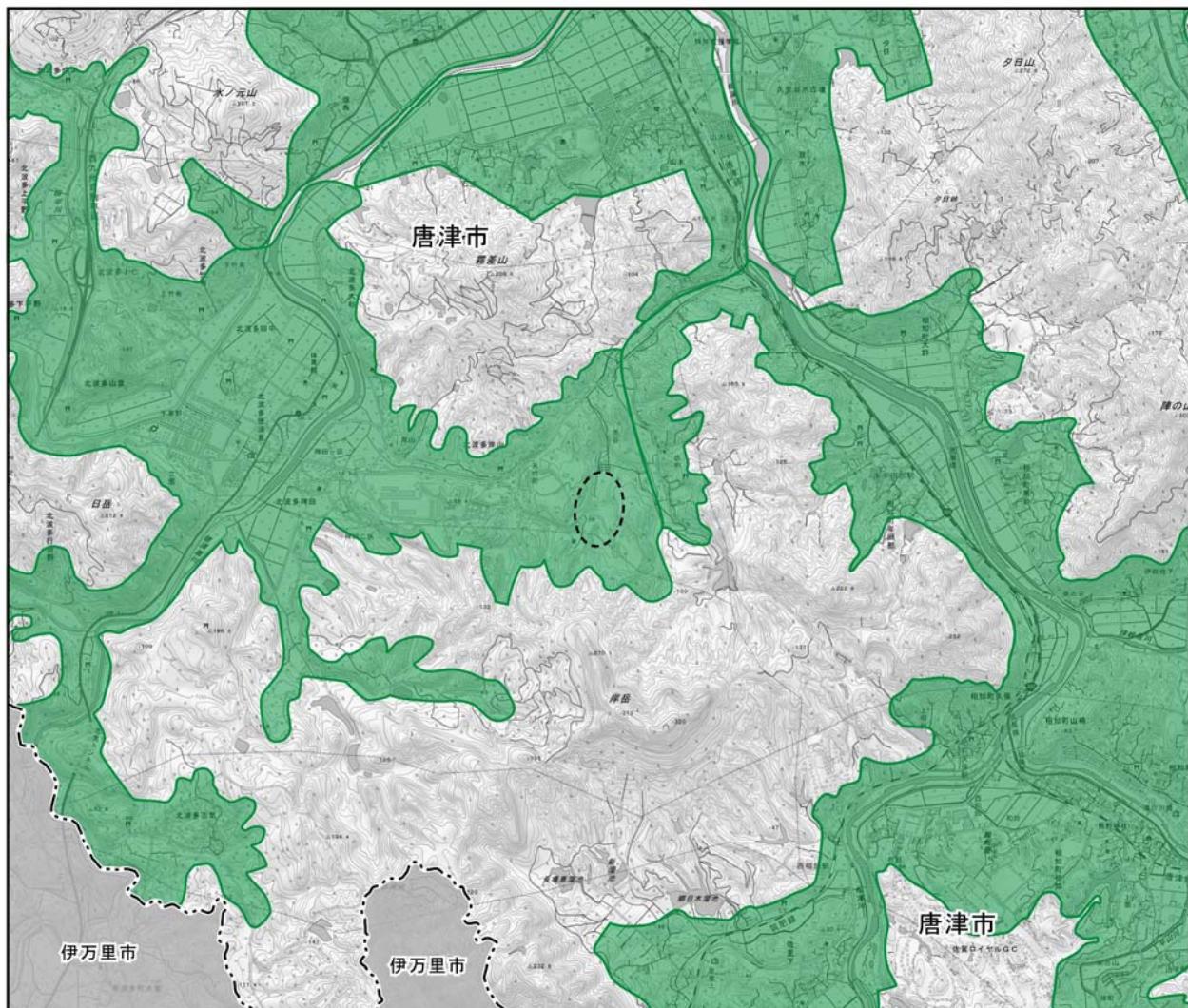
第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日、総理府令第58号)改正：令和3年3月25日、環境省令第3号「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」

(平成4年7月30日、佐賀県告示第402号)改正：令和6年4月1日、佐賀県告示第94号

「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成24年4月1日、唐津市告示第110号)



凡 例

□ 事業実施想定区域

■ 第1種区域

出典：「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」
(平成24年4月1日、唐津市告示第110号)

注) この地形図は、電子地形図25000(国土地理院)に情報を追記したものである。

1:50,000
0 0.5 1.0 2.0 km
N

図 3.3-10 振動規制法に基づく振動の規制地域の指定の状況

4) 悪臭

① 悪臭防止法第3条及び第4条に基づく規制地域の指定及び規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日、法律第91号)の第3条及び第4条に基づき、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が以下の規制基準を定めるものとなっている。

- 一 敷地境界線における大気の基準
- 二 気体排出口における基準
- 三 排出水の基準

唐津市では、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域を指定し、特定悪臭物質の排出に係る規制基準を定めている。

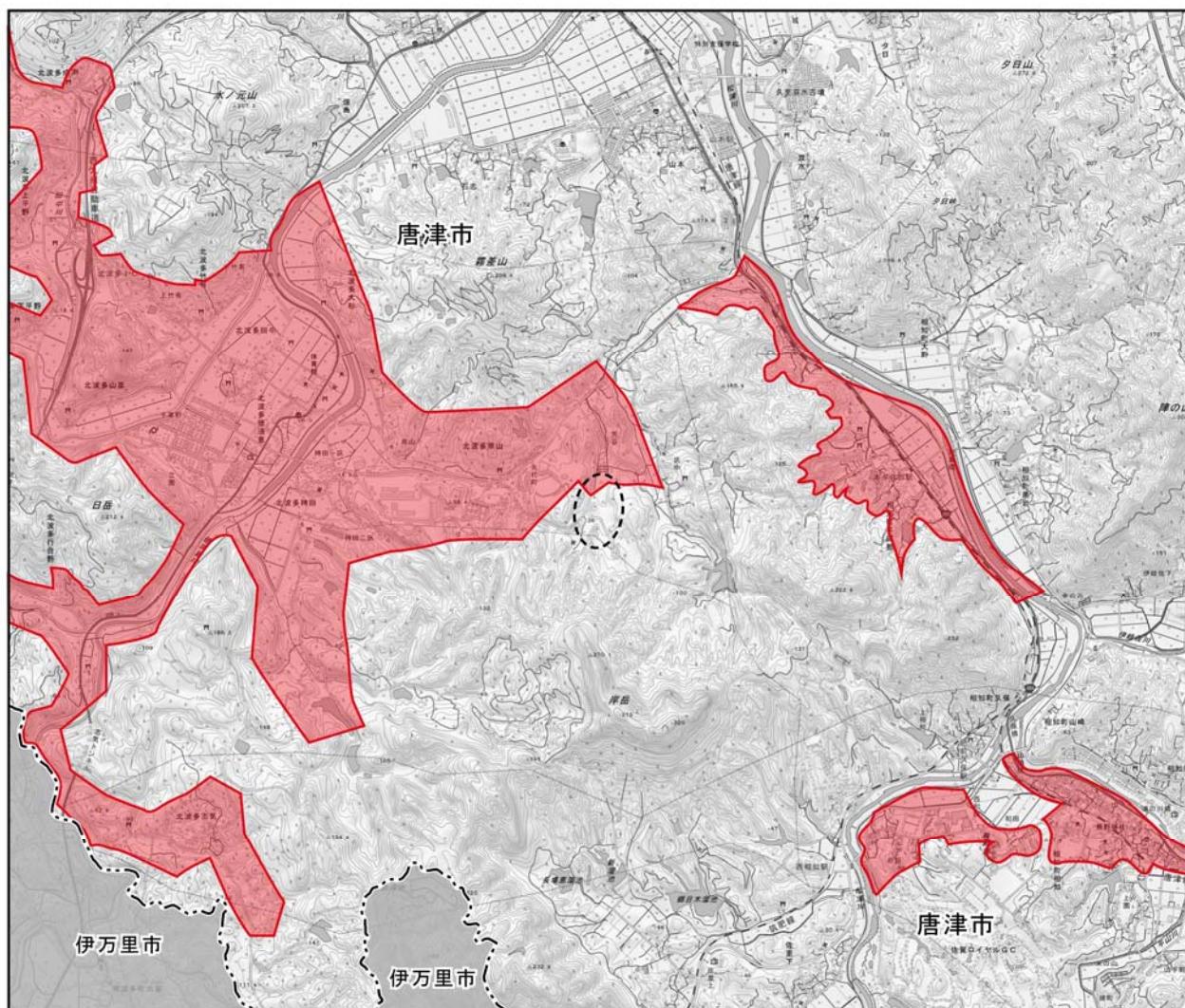
事業実施想定区域においては、一部が悪臭の規制区域に指定されている。

悪臭規制区域を表3.3-43に、悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域指定の状況を図3.3-11に、悪臭に係る規制基準を表3.3-44に示す。

表3.3-43 悪臭規制区域(唐津市)

規制区域
久里、中原、鏡、原、東唐津1丁目、東唐津2丁目、東唐津3丁目、東唐津4丁目、和多田、和多田東百人町、和多田百人町、和多田海士町、和多田南先石、和多田先石、和多田用尺、和多田西山、和多田本村、和多田大土井、長谷、和多田天満町1丁目、和多田天満町2丁目、東町、船宮町、元石町、十人町、水主町、大石町、魚屋町、材木町、栄町、千代田町、東城内、西城内、南城内、北城内、大名小路、木綿町、本町、中町、京町、高砂町、呉服町、米屋町、紺屋町、八百屋町、刀町、新町、平野町、弓鷹町、西寺町、坊主町、山下町、桜馬場、朝日町、江川町、元旗町、西旗町、富士見町、南富士見町、西浜町、新興町、町田、町田1丁目、町田2丁目、町田3丁目、町田4丁目、町田5丁目、神田、旭が丘、熊原町、菜畑、二夕子、二夕子1丁目、二夕子2丁目、二夕子3丁目、西唐津1丁目、西唐津2丁目、西唐津3丁目、妙見町、海岸通、藤崎通、東大島町、西大島町、八幡町、桜町、橋本町、佐志、佐志南、佐志中里、佐志中通、佐志浜町、唐房1丁目、唐房2丁目、唐房3丁目、唐房4丁目、唐房5丁目、唐房6丁目、唐房7丁目、浦、中瀬通、浜玉町浜崎、巖木町岩屋、巖木町本山、相知町相知、相知町牟田部、相知町佐里、北波多徳須恵、北波多大杉、北波多岸山、北波多稗田、北波多志氣、北波多行合野、北波多田中、北波多竹有、北波多山彦、北波多下平野、北波多上平野、北波多成渕、肥前町入野、肥前町星賀、肥前町納所、肥前町田野、肥前町切木、肥前町満越、肥前町万賀里川、鎮西町名護屋、鎮西町波戸、七山藤川、七山仁部及び七山滝川の区域のうち別添の図面において着色して示す区域

出典:「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」(平成24年4月1日、唐津市告示第113号)



凡 例

□ 事業実施想定区域

■ 規制区域

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」
 (平成 24 年 4 月 1 日、唐津市告示第 113 号)

注) この地形図は、電子地形図 25000 (国土地理院)
 に情報を追記したものである。

1:50,000
 0 0.5 1.0 2.0 km
 N

図 3.3-11 調査区域における悪臭規制区域図

表 3.3-44 (1) 悪臭に係る規制基準（敷地境界線の地表）

特定悪臭物質名	規制基準 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオノアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年 5 月 30 日、総理府令第 39 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和 50 年 2 月 1 日、佐賀県告示第 64 号）

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日、唐津市告示第 113 号）

表 3.3-44 (2) 悪臭に係る規制基準 (気体排出口)

ア 特定悪臭物質 (メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。) の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

(この式において、q、He 及びCm は、それぞれ次の値を表わすものとする。

q 流量 (単位 温度零度、圧力1 気圧の状態に換算して立方メートル毎時)

He イに規定する方法により補正された排出口の高さ (単位 メートル)

Cm 表 3.3-44 (1) に規定する特定悪臭物質の規制基準として定められた値 (単位 百万分率)

イに規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正是、次の算式により行うものとする。

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = (0.795\sqrt{(Q \cdot V)}) / (1 + (2.58/V))$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.03 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J = (1 / (\sqrt{(Q \cdot V)})) \times (1460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1$$

これらの式において、He、Ho、Q、V 及びT は、それぞれ次の値を表わすものとする。

He 補正された排出口の高さ (単位 メートル)

Ho 排出口の実高さ (単位 メートル)

Q 温度15 度における排出ガスの流量 (単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成24年4月1日、唐津市告示第113号）

表 3.3-44 (3) 悪臭に係る規制基準 (排出水)

特定悪臭物質 (アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。) の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$CLm = k \times Cm$$

(この式及び次表において、CLm、k 及びCm は、それぞれ次の値を表すものとする。

CLm 排出水中の濃度 (単位 1リットルにつきミリグラム)

k 次表に掲げる悪臭物質の種類及び当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに掲げる値 (単位 1リットルにつきミリグラム)

Cm 表 3.3-44 (1) に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値 (単位 百万分率))

悪臭物質の種類	当該事業場から敷地外に排出される排出水の量	k
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成24年4月1日、唐津市告示第113号）

5) 水質

① 環境基本法第 16 条第 1 項に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型の指定状況

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日、法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」を表 3.3-45 に、河川の「生活環境の保全に関する環境基準」を表 3.3-46 に示す。本基準は、すべての公共用水域に一律に適用されている。

また、環境基準に係る類型指定について、調査区域を流れる徳須恵川、松浦川及び巖木川は A 類型に指定されている。

表 3.3-45 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下「規格」という）K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-214.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日、環境省告示第 35 号）

表 3.3-46 (1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下
B	水道3級、水産2級 水浴及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0 以上7.5 以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。
4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL 以下とする。
5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日、環境省告示第35号)

表 3.3-46 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物A の水域のうち、生物A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A 又は生物B の水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日、環境省告示第 35 号)

② 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準

工場及び事業所からの排出水については、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日、法律第138号)第3条第3項に基づき全国一律の排水基準が定められている。

一律排水基準を表 3.3-47に示す。

佐賀県では、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月、佐賀県条例第12号)において、規制対象工場・事業場の追加及び排水基準の強化(上乗せ排水基準)が定められている。なお、調査区域においては、上乗せ排水基準を適用する区域に指定されていない。

表 3.3-47 (1) 水質汚濁に係る一律排水基準(有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg
シアン化合物	1mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg
六価クロム化合物	0.2mg
砒素及びその化合物	0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg B/L 海域 230mg B/L
ふつ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考

- 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典:「排水基準を定める省令」

(昭和46年6月24日、総理府令第35号、最終改正:令和7年5月26日、環境省告示第17号)

表 3.3-47 (2) 水質汚濁に係る排水基準（その他の項目）

有害物質の種類	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海 域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和49年12月1日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1L につき9,000 mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

※「環境大臣が定める湖沼」昭和60年環境庁告示第27号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼）
「環境大臣が定める海域」平成 5年環境庁告示第67号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）

出典：「排水基準を定める省令」

（昭和46年6月24日、総理府令第35号、最終改正：令和7年5月26日、環境省告示第17号）

6) 土壌汚染

① 環境基本法第16条第1項に基づく土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成5年11月19日、法律第91号）第16条第1項の規定に基づき、土壌に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、カドミウム、全シアン、有機燐（りん）、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、銅等の29項目に関して環境基準が定められている。

土壌の汚染に係る環境基準を、表 3.3-48に示す。

なお、調査区域及び事業実施想定区域には、土壌汚染対策法（平成14年5月29日、法律第53号）第6条に基づく、要措置区域及び形質変更時要届出区域は指定されていない。

表 3.3-48 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐 (りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壤 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地 (田に限る。) において、土壤 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒 (ひ) 素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
5. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壤汚染に係る環境基準について」

(平成3年8月23日、環境庁告示第46号、最終改正：令和7年3月31日、環境省告示第37号)

② 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第3条に基づく農用地土壤汚染対策地域の状況

調査区域及び事業実施想定区域には、「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」(昭和45年12月25日、法律第139号) 第3条の規定に基づく対策地域は指定されていない。

(2) ダイオキシン類

1) ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表 3.3-49 に示す。

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日、法律第105号) 第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。) 及び土壤の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めることとされている。

表 3.3-49 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。) 及び土壤の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。) 及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日、環境庁告示第68号、改正:令和4年11月25日、環境省告示第89号)

2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域

調査区域及び事業実施想定区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日、法律第105号) 第29条に基づく対策地域は指定されていない。

(3) 自然環境保全に係る地域の状況

1) 自然公園法（昭和32年、法律第161号）

「自然公園法」（昭和32年、法律第161号）では優れた自然の風景地を保護し、利用の促進を図るために区域を定めて国立公園及び国定公園に指定している。また、自然公園法に基づく「佐賀県立自然公園条例」（昭和33年12月、佐賀県条例第50号）では、県内にある優れた自然の風景地について、佐賀県立自然公園に指定している。

調査区域及び事業実施想定区域には、国立公園、国定公園及び県立自然公園は指定されていない。

2) 自然環境保全法（昭和47年、法律第85号）

「自然環境保全法」（昭和47年、法律第85号）では、自然環境の適正な保全を総合的に推進するために自然環境保全基本方針を定めるとともに、その区域における自然環境を保全することが特に必要な地域を「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」として指定することができる。

調査区域及び事業実施想定区域には、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は指定されていない。

3) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年、法律第75号）

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年、法律第75号）では、国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合は、「生息地等保護区」を指定することができる。

調査区域及び事業実施想定区域には、生息地等保護区は指定されていない。

4) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年、条約第7号）

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年、条約第7号）では、記念工作物、建造物群、遺跡、自然の地域等で普遍的価値を有するものを保護の対象とし、「文化遺産」、「自然遺産」、「複合遺産」としている。条約締結国が選定した世界遺産候補物件リスト（暫定リスト）の中から世界遺産委員会の審議を経て決定される。

調査区域及び事業実施想定区域には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域は指定されていない。

5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年、法律第88号）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年、法律第88号）では、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、鳥獣保護区として指定し、鳥獣保護区の中で特に重要な区域として特別保護地区が指定され、一定の開発行為が規制されている。また、銃器または特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防または指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、または制限する必要があると認める区域を、特定猟具ごとに、特定猟具使用禁止区域または特定猟具使用制限区域として指定することができる。

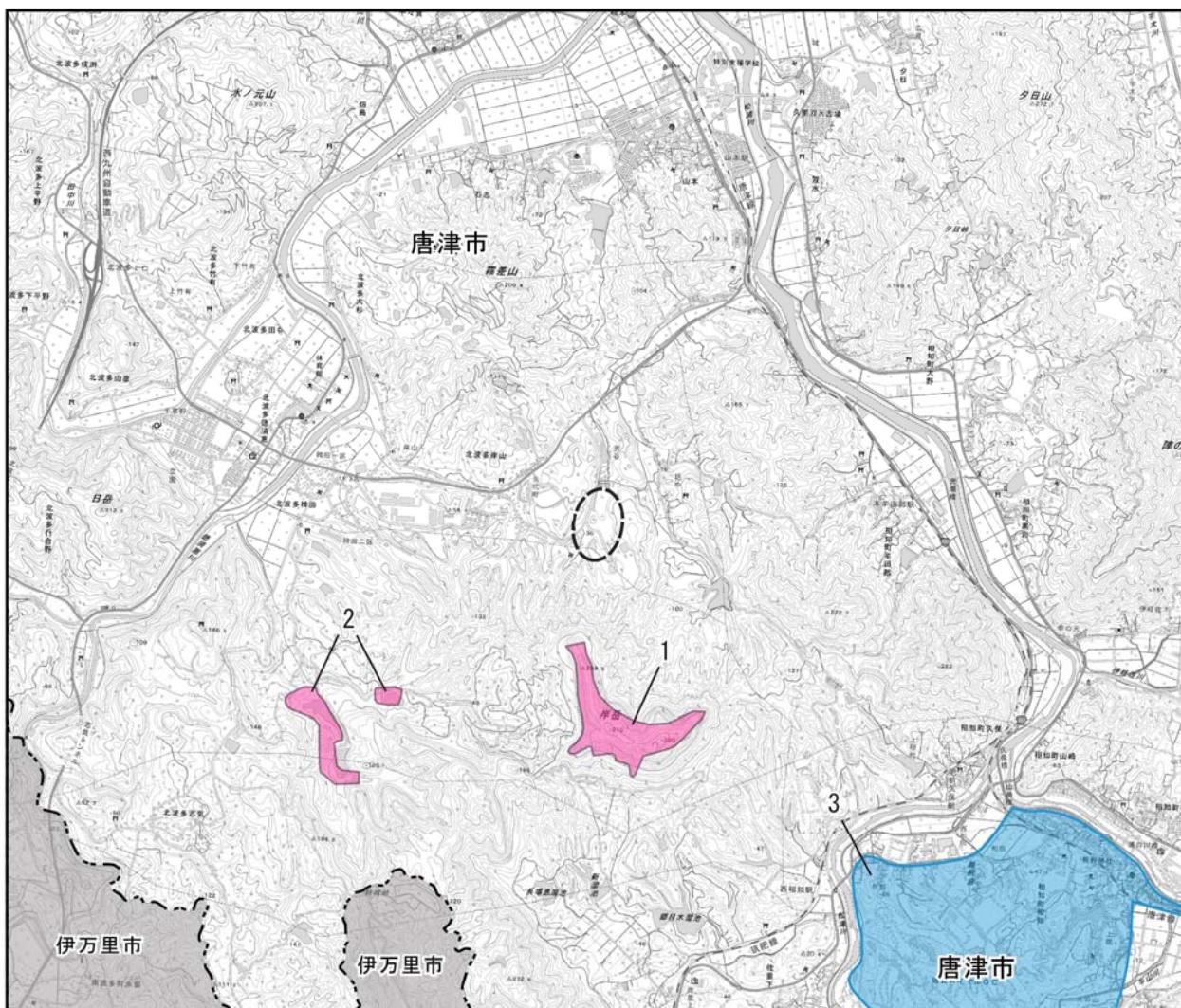
調査区域には、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域が指定されている。調査区域の鳥獣保護区等指定状況を表 3.3-50に、鳥獣保護区等位置図を図 3.3-12に示す。

表 3.3-50 調査区域の鳥獣保護区等指定状況

No.	区分	名称	期間
1	鳥獣保護区	岸岳	令和2年11月1日～令和12年10月31日
2		稗田	令和5年11月1日～令和15年10月31日
3	特定獣具使用禁止区域	相知特定獣具使用禁止区域（銃器）	令和2年11月1日～令和12年10月31日

注) No.は、図 3.3-12 に対応している。

出典：「鳥獣保護区等の位置」（佐賀県ホームページ）



凡 例

事業実施想定区域

鳥獣保護区

特定獣具使用禁止区域

注) 図中の No.は、表 3.3-50 に対応している。

出典：「鳥獣保護区等の位置」（佐賀県ホームページ）

注) この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

1:50,000

0 0.5 1.0 2.0 km

N

図 3.3-12 調査区域の鳥獣保護区等位置図

6) 佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成 14 年、佐賀県条例第 48 号）

「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成14年、佐賀県条例第48号）では、自然的・社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを「佐賀県自然環境保全地域」として指定することができる。また、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域で、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、「希少野生動植物種保護区」として指定することができる。

調査区域及び事業実施想定区域には、「佐賀県自然環境保全地域」及び「希少野生動植物種保護区」は指定されていない。

7) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和 55 年、条約第 28 号）

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促し、湿地の適正な利用を進める目的として、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年、条約第28号）が締結された。

「日本の条約湿地」（環境省ホームページ）によると、調査区域及び事業実施想定区域には条約湿地はない。

8) 都市緑地法（昭和 48 年 9 月 1 日、法律第 72 号）

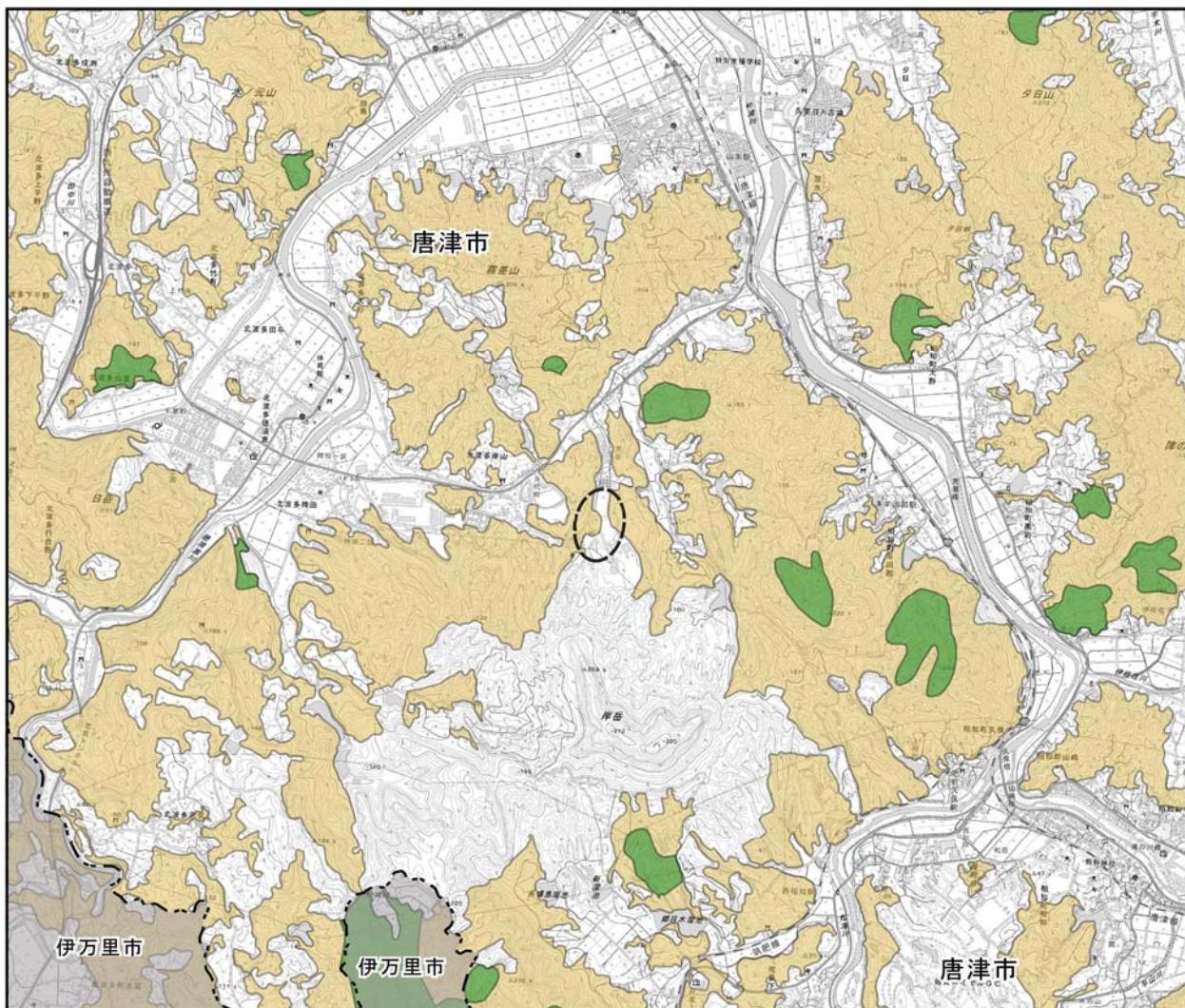
「都市緑地法」（昭和48年9月1日、法律第72号、最終改正：令和6年5月29日、法律第40号）では、都市における緑地の保全や緑化の推進のための仕組みを定め、緑地の保全や推進のために「特別緑地保全地区」及び「緑地保全地域」が指定されている。

調査区域及び事業実施想定区域には、特別緑地保全地区及び緑地保全地域は指定されていない。

9) 森林法（昭和 26 年、法律第 249 号）

「森林法」（昭和26年、法律第249号）では、水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防備、公衆の保健、名所または旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要があるときは、森林を「保安林」として指定することができる。また、同法第5条に基づき都道府県知事が立案する地域森林計画の対象となる「地域森林計画対象民有林」を指定することができる。

調査区域には、国有林、保安林及び地域森林計画対象民有林が指定されている。事業実施想定区域の一部は地域森林計画対象民有林に指定されている。調査区域の国有林、保安林及び地域森林計画対象民有林位置図を図 3.3-13 に示す。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 保安林
- 地域森林計画対象民有林

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY）」（国土交通省 Web サイト）
 「国土数値情報（森林地域データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 Web サイト）

注）この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
 に情報を追記したものである。

1:50,000
 0 0.5 1.0 2.0 km
 N

図 3.3-13 調査区域の保安林及び地域森林計画対象民有林位置図

(4) 土地利用

1) 都市計画法（昭和43年、法律第100号）に基づく地域地区等の決定状況及び その他の土地利用計画

① 用途地域等

調査対象地域の唐津市においては、都市計画区域が指定されており、事業実施想定区域の一部が都市計画区域に指定されているが用途地域は指定されていない。

唐津市の都市計画区域面積を表 3.3-51に、調査区域の都市計画区域図を図 3.3-14に示す。

表 3.3-51 調査対象地域（唐津市）の都市計画区域面積

都市計画区域名	地域区分	面積 (ha)	
唐津市都市 計画区域	都市計画区域	19,353.0	
	用途地域	合計	1,572.8
		第1種低層住居専用地域（高さ制限10m）	83.0
		第2種低層住居専用地域（高さ制限10m）	6.7
		第1種中高層住居専用地域	553.0
		第2種中高層住居専用地域	—
		第1種住居地域	484.8
		第2種住居地域	27.0
		準住居地域	49.2
		田園住居地域	—
		近隣商業地域	50.4
		商業地域	88.0
		準工業地域 (唐津市特別用途地区（大規模集客施設制限地区）)	98.7
		工業地域	26.0
工業専用地域	106.0		

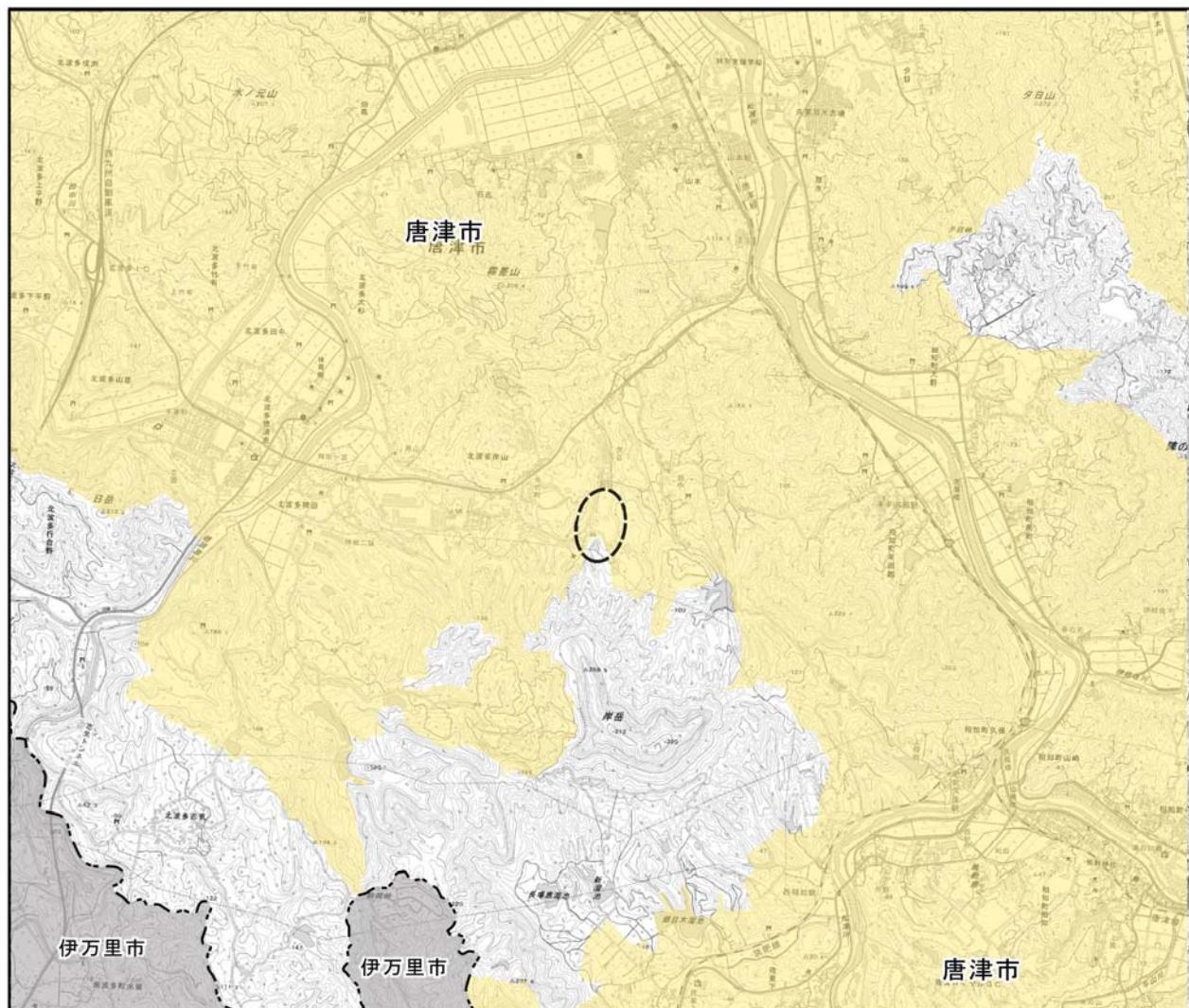
注) 令和6年3月31日現在の実績を示す。

出典：「唐津都市計画総括図」（令和2年7月、唐津市）

「令和6年都市計画現況調査」（国土交通省）

② 風致地区

都市計画法（昭和43年、法律第100号）では、都市の風致を維持するため「風致地区」を定めている。事業実施想定区域では、風致地区は指定されていない。



凡 例

事業実施想定区域

都市計画区域

出典：「唐津都市計画区域」（唐津市ホームページ）

「国土数値情報（都市計画決定情報 2022 年度（令和 4 年度）版）」

（国土数値情報ダウンロードサイト国土交通省）

注) この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

1:50,000

0 0.5 1.0 2.0 km

N

図 3.3-14 調査区域における都市計画区域図

(5) 災害防止に関する地域等の状況

1) 砂防法に基づく指定状況

砂防法（明治30年、法律第29号）では、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または竹木の伐採や土石・砂れきの採取等の一定の行為を禁止し、もしくは制限すべき土地を「砂防指定地」として指定することができる。

調査区域及び事業実施想定区域には、砂防指定地は指定されていない。

2) 地すべり防止法に基づく指定状況

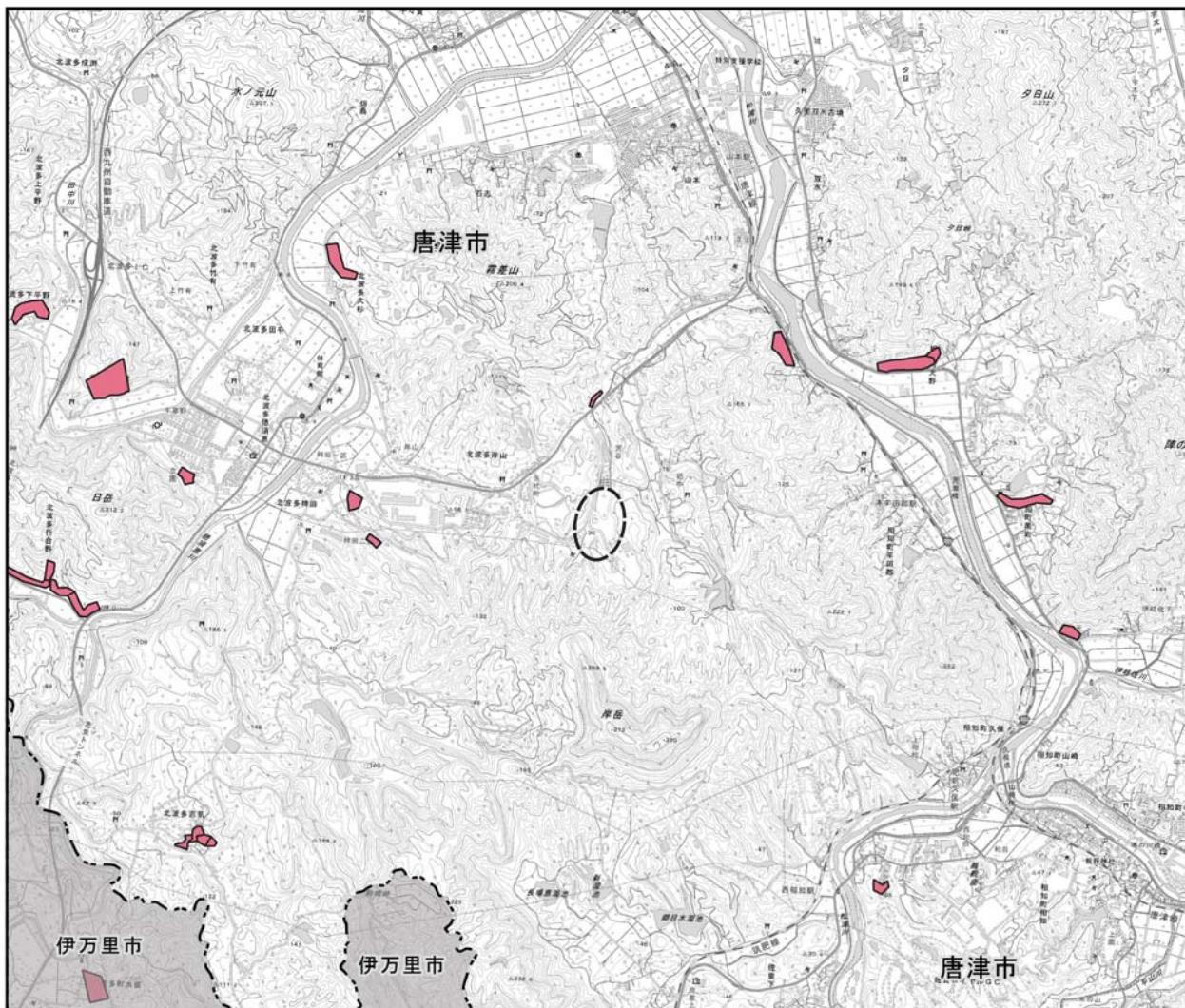
地すべり等防止法（昭和33年、法律第30号）では、地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、もしくは誘発し、または助長し、もしくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを「地すべり防止区域」として指定することができる。

調査区域及び事業実施想定区域には、地すべり防止区域は指定されていない。

3) 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づく指定状況

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年、法律第57号）では、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発されるおそれがないようにするため、同法第7条第1項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定することができる。

調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、事業実施想定区域には指定されていない。調査区域の急傾斜地崩壊危険区域の位置を図 3.3-15に示す。



凡 例

事業実施想定区域

急傾斜地崩壊危険区域

出典：「国土数値情報（急傾斜地崩壊危険区域）」
(国土交通省国土政策局国土情報課 Web サイト)

注) この地形図は、電子地形図 25000 (国土地理院)
に情報を追記したものである。

1:50,000
0 0.5 1.0 2.0 km
N

図 3.3-15 調査区域の急傾斜地崩壊危険区域位置図

(6) その他環境保全に係る事項

1) 地域の環境基本計画等環境の保全に係る方針等

① 佐賀県環境基本計画

佐賀県では、佐賀県環境基本条例（平成9年、佐賀県条例第16号）に基づき、「人と自然が共生できる豊かで潤いのあるふるさと佐賀の実現」を目指した「佐賀県環境基本計画（第1期計画）」（平成12年3月、佐賀県）が策定され、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。計画策定後の社会情勢の変化をふまえ一部改定された「第4期佐賀県環境基本計画」（令和3年3月策定、令和5年9月一部改定、佐賀県）では、6つの施策の展開方向に沿って、総合的に施策を展開している。計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とし、施策の展開の内容は表3.3-52に示す。

表 3.3-52 第4期佐賀県環境基本計画の施策の展開

施策の展開方向	
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進・気候変動の影響への適応・再生可能エネルギー等の推進
安全・安心で快適な生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none">・大気環境の保全・水環境・土壤環境の保全・玄海原子力発電所周辺環境安全対策・化学物質等による環境リスクの低減
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none">・循環型社会の形成促進～まなぶ、つながる、ささえる～・安全・安心な廃棄物対策～まなぶ、つながる、ささえる～
多様な自然環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none">・生物多様性の保全・活用・有明海の再生・地域環境の保全と再生・自然環境の利活用
環境を考えて行動する人づくり	<ul style="list-style-type: none">・環境教育・環境学習等の推進・各主体のネットワークによる環境への取組の推進
環境負荷の少ない地域づくり	<ul style="list-style-type: none">・環境情報の充実と発信・危機管理体制の充実・多様な環境保全の手法の活用・環境関連・環境負荷の少ない産業の振興・豊かで潤いのある地域づくり・環境負荷低減に向けた生活圏・交通体系づくり・広域的取組（共同調査研究など）

出典：「第4期佐賀県環境基本計画」（令和3年3月策定、令和5年9月一部改定、佐賀県）

② 第2次唐津市環境基本計画

唐津市では、先人から受け継いだ豊かな自然や歴史・文化を守り、未来に引き継いでいくため、平成30年3月に「第2次唐津市環境基本計画」を策定している。望ましい環境像を「海・山・川と人が響きあう唐津」とし、SDGs や地域循環共生圏の考え方を踏まえた5つの環境分野に沿って環境目標を設定し、総合的に施策を展開している。計画期間は平成30年度から令和9年度までの10年間としている。令和4年度は計画の中間目標年次となっているため、関連する計画や法令が改正され、社会情勢などが変化したことに対する的確に対応するため、新たな目標値の設定等が改訂された。

施策の展開の内容を表 3.3-53に示す。

表 3.3-53 第2次唐津市環境基本計画の施策の展開

【望ましい環境像】海・山・川と人が響きあう唐津		
環境目標	基本的な施策	
地球環境	地球にやさしいまち	①地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーなどの普及・促進 ③安心して暮らせる地域づくり
自然環境	豊かな自然があふれるまち	①生物多様性の保全 ②緑・水環境の保全
生活・快適環境	安心して健やかな暮らしが送れるまち	①大気環境の保全及び騒音・振動・悪臭の防止 ②水質及び土壤環境の保全 ③化学物質などの環境リスク対策 ④豊かで潤いある地域づくり
資源循環	資源を大切にするまち	①ごみの減量化・再資源化の推進 ②安全・安心な廃棄物処理の推進
環境教育・環境学習	環境への思いをつなぎ育てるまち	人づくり・ネットワークづくり

出典：「第2次唐津市環境基本計画（改訂版）」（令和5年3月、唐津市）

③ 唐津市景観計画

唐津市は、平成 17 年に景観行政団体となり「唐津市景観計画」（平成 20 年 1 月、令和 2 年 6 月変更）を策定するとともに「唐津市景観まちづくり条例」（平成 19 年、唐津市条例第 46 号）を施行し、唐津市全域が「景観法」（平成 16 年、法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日）第 8 条の規定により定められた景観計画区域に指定されている。

調査区域には、先導的に取り組むエリアに「松浦川沿川エリア」があり、景観資源をつなぐルートには国道 203 号線及び主要地方道 52 号山本波津線がある。また、岸岳城跡、波多城跡及び古窯の森公園周辺は、エリア内・ルート上の重要地区となっている。

景観形成に関する 6 つの基本方針を表 3.3-54 に、先導的に取り組むエリア・重要ルートを表 3.3-55 及び図 3.3-16 示す。

表 3.3-54 景観形成に関する 6 つの基本方針

【景観まちづくりのテーマ】市民の郷土への誇りと愛着を育み、誰もが訪れたくなる景観まちづくり ～『(仮称) “唐の津” 風景街道』の形成～	
基本方針	①雄大な水と緑の自然景観を保全・活用した景観まちづくり
	②地域の歴史・文化を保全・活用した景観まちづくり
	③景観資源をつなぐ快適な回遊性、アクセス性の高いルート『(仮称) “唐の津” 風景街道』を軸とした景観まちづくり
	④市民の「くらし」を大切にした景観まちづくり
	⑤「にぎわい」を創出する景観まちづくり
	⑥「市民全体」が盛り上り、協働して進める景観まちづくり

出典：「唐津市景観計画」（平成 20 年 1 月、令和 2 年 6 月 1 日変更、唐津市）

表 3.3-55 先導的に取り組むエリア・重要ルート

区域	地区の概況	エリア内・ルート上の重要地区
先導的に取り組むエリア	呼子周辺エリア	・波戸岬地区・加部島地区 ・名護屋城跡及び陣跡地区 ・呼子港地区など
	いろは島周辺エリア	・いろは島地区 ・大浦の棚田地区 ・白糸の滝周辺地区など
	城内・中心市街地・みなとまちエリア	・城内地区・唐津港周辺地区 ・西唐津モダンレトロ地区 ・中心市街地商業地区など
	松浦川沿川エリア	・松浦川・徳須恵川・伊岐佐川 ・厳木川・見帰りの滝周辺地区 ・アザメの瀬 ・鵜殿の石仏群周辺地区 ・獅子城跡周辺地区 ・JR唐津線沿線など
重要ルート	本市の優れた景観資源をつなぐルート ・国道 203 号 ・国道 204 号 ・国道 323 号 ・主要地方道 伊万里畑川内厳木線 ・主要地方道 厳木富士線 ・主要地方道 唐津北波多線 ・主要地方道 山本波多津線 ほか	・鏡山 ・虹の松原 ・七ツ釜 ・立神岩 ・古窯の森公園周辺地区 ・岸岳城跡・波多城跡 ・厳木ダム ・鳴神の庄・観音の滝周辺地区 ・平原眺望ポイントなど

出典：「唐津市景観計画」（平成 20 年 1 月、令和 2 年 6 月 1 日変更、唐津市）

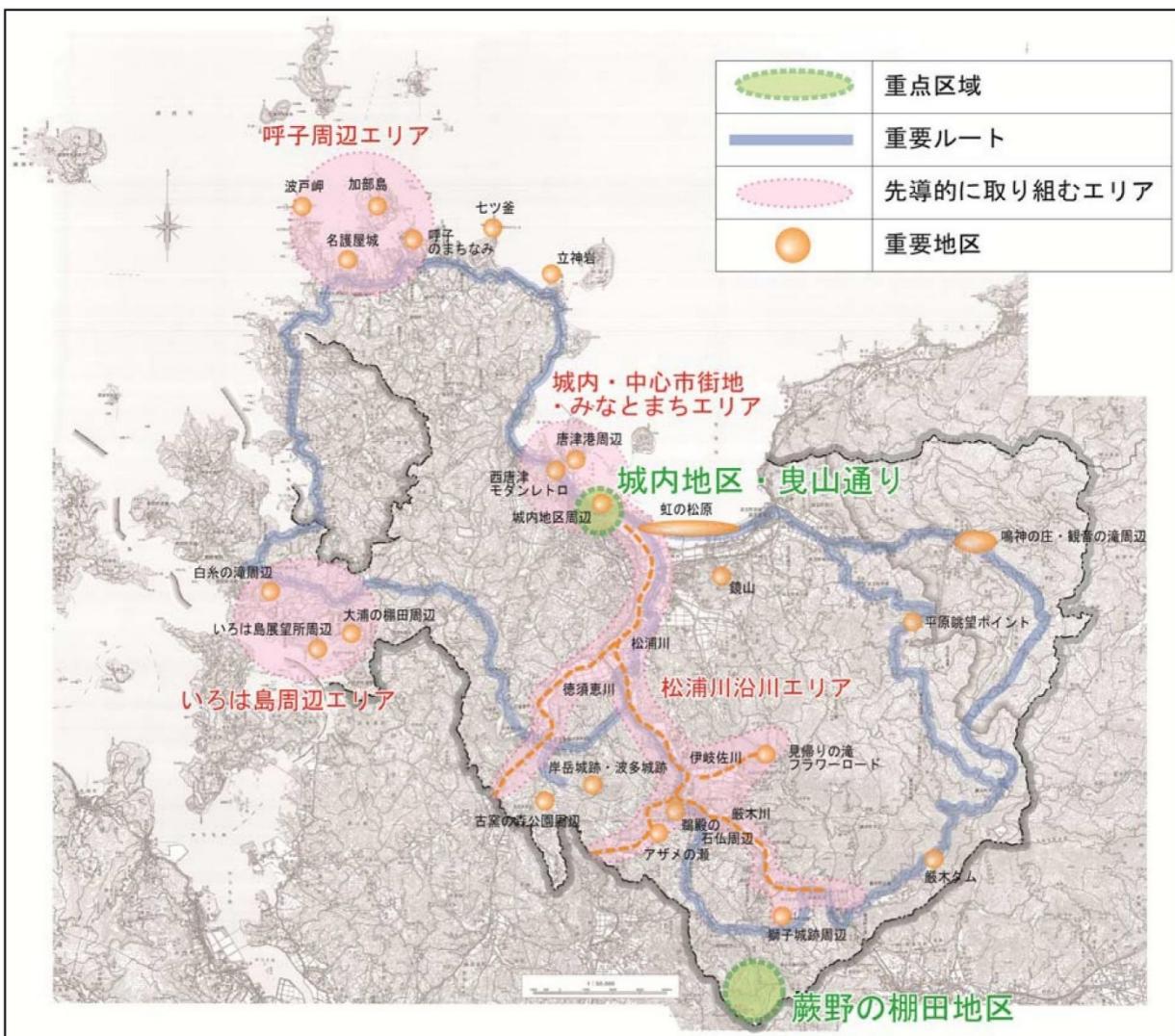


図 3.3-16 先導的に取組むエリア・重要ルート

出典：「唐津市景観計画」（平成 20 年 1 月、令和 2 年 6 月 1 日変更、唐津市）

④ 唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針

唐津市では、「新しい唐津」の総合的な景観施策の展開の必要性から、多様で優れた景観を『市民共有の資産として位置づけ、守り育むための基本的な考え方を示すこと』を目的として、平成19年10月に「唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針」(以下、『景観形成基本方針』)が策定された。

『景観形成基本方針』では、次の5つの役割を担っている。

- ① 新しい唐津市の景観づくりに関する共通目標の構築
- ② 景観づくりに関する市民意識の醸成
- ③ 中長期的な視点での一体的、総合的な景観づくりの推進方策、スケジュールの提示
- ④ 景観法の活用に関する基本的考え方の提示
- ⑤ 市民、事業者、行政の適切な役割分担と協働のしくみの構築

景観づくりに関する基本的な考え方を図3.3-17に示す。

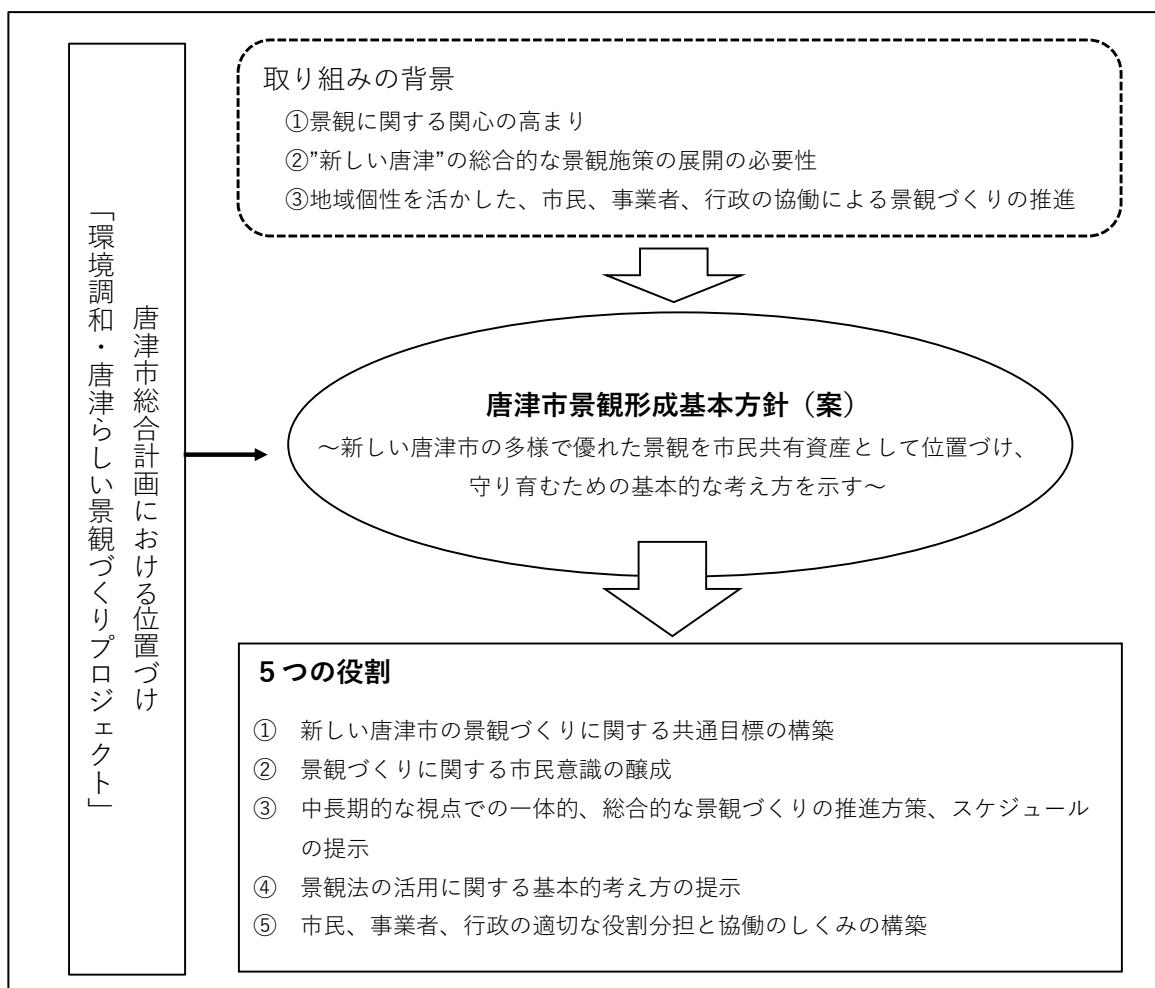


図 3.3-17 景観づくりに関する基本的な考え方

出典：「唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針」(平成19年10月、唐津市)

2) その他対象事業に関する必要な事項

① 第5次佐賀県廃棄物処理計画

佐賀県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、県内で発生する廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）及び適正処理の推進を図るため、「佐賀県廃棄物処理計画」を策定している。

前計画（第4次計画）が令和2年度を目標年度として策定されたものであることから、その後の新たな動向を基に、新計画（第5次計画）が策定された。

目標達成に向け「まなぶ」「つながる」「ささえる」を3つの柱とし、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標である「SDGs」を取り入れた施策を展開している。

- ・まなぶ …… 県民一人ひとりが循環型社会の必要性を理解することで、ライフスタイルの変革を促す
- ・つながる …… 「モノ」と「モノ」がつながり、「県民」「排出事業者」「廃棄物処理業者」「市町」「県」の取組がそれぞれつながっていくことで、地域の特性や循環資源の性質に応じた循環型社会の形成を推進する
- ・ささえる …… 廃棄物処理を取り巻く状況が変化する中、関係機関が互いに支え合うことで廃棄物の適正処理を更に推進する

まなぶ

施 策	主に関連するSDGsの目標
〔施策①〕 県民運動の推進	  
〔施策②〕 プラスチックごみ削減の推進	  
〔施策③〕 資源ロス削減の推進	  
〔施策④〕 環境副読本の作成	  
〔施策⑤〕 環境学習の充実	  
〔施策⑥〕 九州まちの修理屋さんの紹介	  
〔施策⑦〕 海岸漂着物対策	  
〔施策⑧〕 マニフェスト制度の推進	  

出典：「第5次佐賀県廃棄物処理計画」（令和3年3月、佐賀県）

つながる

施 策	主に関連する S D G s の目標		
[施策①] 佐賀県認定リサイクル製品認定制度の普及促進			
[施策②] グリーン購入の推進			
[施策③] 新たな地域循環圏（地域循環システム）の構築			
[施策④] 廃棄物系バイオマスの利活用			
[施策⑤] エネルギー・熱回収等の推進			
[施策⑥] 優良なリサイクル産業の支援			
[施策⑦] 市町が行う廃棄物の減量化・リサイクルの取組への技術的援助			
[施策⑧] 排出事業者が行う廃棄物の排出抑制・リサイクルの取組への支援			
[施策⑨] ごみ処理広域化の推進			
[施策⑩] 県外産業廃棄物の県内搬入の可視化			
[施策⑪] 災害廃棄物の迅速な処理の推進			
[施策⑫] 第 78 回国民スポーツ大会・第 23 回全国障害者スポーツ大会における 3R の推進			

出典：「第 5 次佐賀県廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月、佐賀県）

ささえる

施 策	主に関連する S D G s の目標		
[施策①] 一般廃棄物の適正処理への支援			
[施策②] 産業廃棄物の適正処理への支援			
[施策③] 監視指導の強化			
[施策④] 水銀廃棄物、石綿（アスベスト）廃棄物等の適正処理			
[施策⑤] P C B 廃棄物の期限内処理の促進			
[施策⑥] 農業用廃プラスチックの適正処理の推進			
[施策⑦] 離島における円滑な廃棄物処理の推進			
[施策⑧] 高齢社会に対応した廃棄物の処理			
[施策⑨] 災害廃棄物の適正処理			
[施策⑩] 新型インフルエンザ等の感染症流行時の廃棄物の適正処理			
[施策⑪] 排出事業者における廃棄物管理体制の構築の推進			
[施策⑫] 情報公開の推進			
[施策⑬] 産業廃棄物税を活用した 3 R の推進			

出典：「第 5 次佐賀県廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月、佐賀県）

② 唐津市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年、法律第137号）第6条第1項に基づき、「唐津市一般廃棄物処理基本計画」（平成28年3月、第1回中間見直し令和3年3月）が策定され、既計画が中間目標年次を迎えたことから、計画の進捗状況を検証し、「循環型社会の形成」をより一層進めるための取り組みの方向性を示すものとして第1回中間見直しが令和3年3月になされた。

一般廃棄物の処理計画は、長期的視野に立った一般廃棄物処理の基本となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、各年度ごとに基本計画実施のために必要な事項を定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成され、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されている。

唐津市一般廃棄物処理基本計画における各計画を表 3.3-56に示す。

表 3.3-56 唐津市一般廃棄物処理基本計画における各計画

計画	基本方針
ごみ処理基本計画	1.循環型社会形成に向けた3Rの取り組み推進 2.環境負荷の少ないごみ処理システムの構築
生活排水処理基本計画	1 計画的な生活排水処理施設の整備及び普及・促進 2 生活排水処理に関する普及啓発の促進 3 し尿等の適正処理の推進 4 し尿等の適正な収集・運搬の推進
災害廃棄物処理計画	◆関連機関等との円滑な協力体制を確保します。 ◆災害時の迅速な対応を図るため、的確な情報収集を行います。 ◆災害発生時のごみの排出場所・分別及び排出方法、し尿等の収集日程等を周知徹底します。 ◆廃棄物の分別を徹底します。 ◆処理に当たっては作業者の安全性を確保します。

出典：「唐津市一般廃棄物処理基本計画」（平成28年3月、第1回中間見直し令和3年3月、唐津市）